

始



5/1985
あ

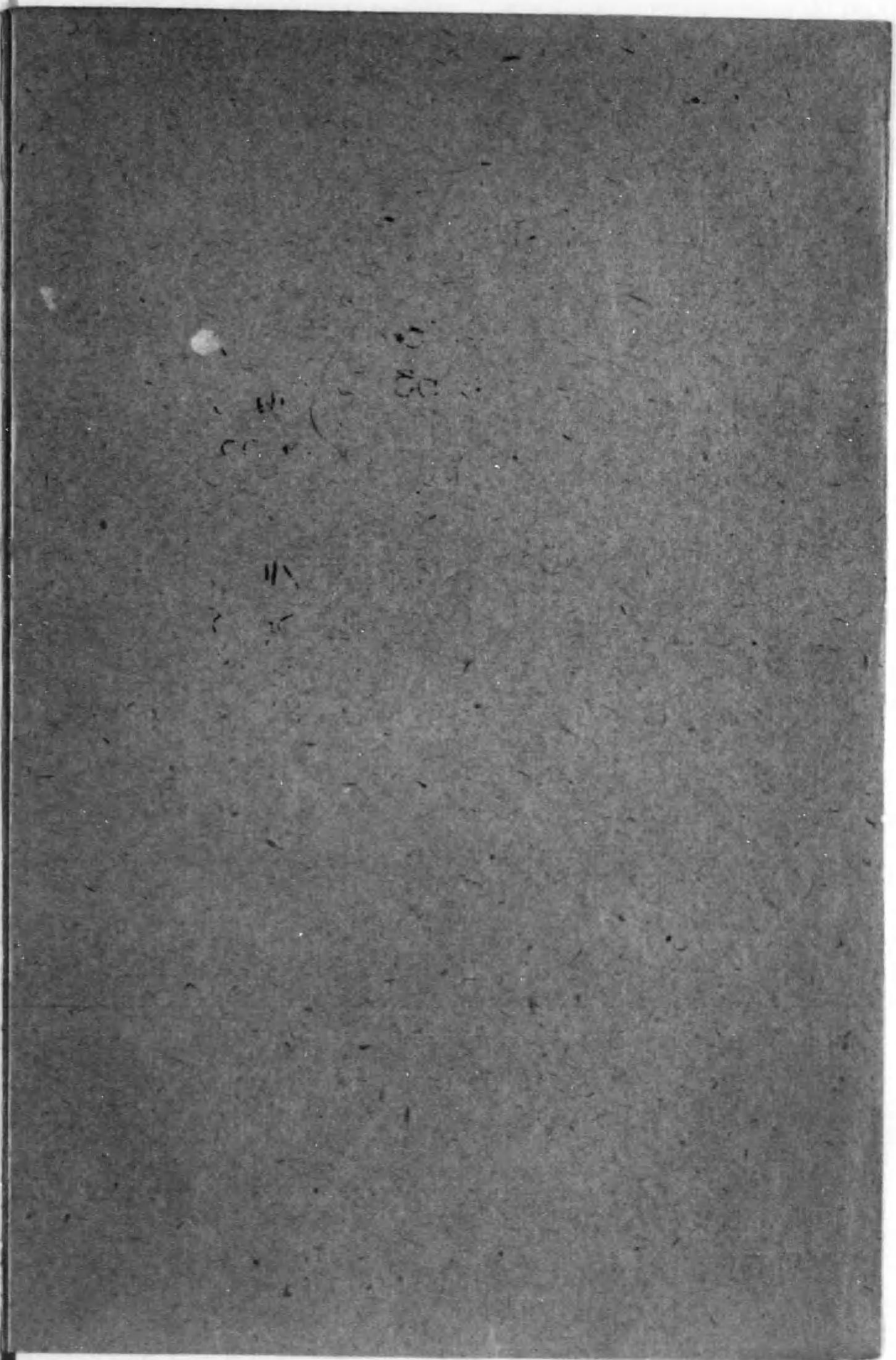
210.36
SH53



下村三四吉著

平安朝史全

日本文學社發行



617416

序 言

本書は、平安時代に於ける政治の隆替及び文化の變遷の概要を述ぶるを主とし、經濟・社會・風俗・思想等の詳細には及ぶことを得なかつた。材料も普通周知のものに據つて、平面的敘述をしたまで、別に新見もまた新味もない。従つて、本書は、固より専門家の覽に供せんと欲するものではない。中等程度以上の學生にして稍、精しく國史を修めようと思ふ人々に多少とも參考となれば幸である。

本書の敘述中、先輩の考説に據つたものも、必ずしも一々は註記しなかつた。茲に、その惠を享けたことに對して感謝の意を表して置きたい。

本書の末尾に平安朝史の參考書目を掲げ、その略解題をも載せる心組であつたが、頁數の關係等で省略に従つた。また、記事の參考に供すべき圖版の挿掲も意に任せなかつたことを遺憾とする。他日再版の期があつたならば、此等の補缺をしたいと思つてゐる。

昭和六年十二月

編述者誌す

平安朝史 目次

序 説	一
第一篇 朝權隆盛時代	四
第一章 平安奠都	四
第二章 蝦夷の平定	一六
第三章 地方政治の振肅	二六
第四章 藏人所・檢非違使廳の新設	三六
第五章 法典の編纂	四〇
第六章 「佛教新宗派の勃興	四六
第七章 學問及び藝術	五三
第八章 藤原氏の興隆	六九
第九章 延喜時代前後の世態	二六
第十章 對外關係	一五
第二篇 藤原氏專權時代	一八二
第十一章 天慶の亂	一八二

第十二章	藤原氏の極盛	一六
第十三章	外寇・地方豪族の叛亂	二八
第十四章	國文學の發達	三〇
第十五章	美術及び工藝	三七
第三篇	武家興隆時代	三五
第十六章	後三條天皇の親政	五〇
第十七章	院政の創始	五七
第十八章	僧兵の横暴	六三
第十九章	源・平武家の興隆	六六
第二十章	保元・平治の亂	七四
第二十一章	平氏の全盛と滅亡	八六
第二十二章	佛教の變遷	九二
第二十三章	文學及び藝術	一〇〇
總說		一〇五
總收		一〇五

平安朝史

下村三四吉述



序説

平安朝といふのは、王朝時代或は律令政治時代と稱せられる時代（大化改新以後、鎌倉幕政の開創まで）の中、政治の中心が平安京に在つた時期を指すのである。この時代は、精密にいへば、桓武天皇が延暦十三年（一四五四）に、今の京都の地に遷都せられてから始まるのであるが、普通には、中興の英主と仰がれたまふ同天皇の御代初（延暦元年、一四四二）から平安時代に入るとせられて居り、こゝには、それに従つて置く。そうして、その終りは、壽永四年即ち文治元年（一八四五）平氏の一門が西海に滅亡するまでである。これにも、或は壽永二年（一八四三）七月、平氏の西走までとする説、または翌壽永三年（即ち元暦元年）十月、頼朝が鎌倉に公文所を開き問注所を置くやうになつたまでとする説などもあるが、何れにしても、一兩年の差であり、本來、時代の分割は、便宜的のもので、實際上、そう判然と立つものではない。よつて、これも、普通の通りに、

序説

一

平氏の滅亡までとして置く。

平安朝時代は、右の通り約四百年に亘つて居るから、大化改新前の古代は暫くこれを措くとしてその他の時代別で、これほど長い年代に亘るものはない。鎌倉時代から、吉野朝時代・室町時代・戦國時代を経て、豊臣氏の天下一統の時まで合せても、略々これと同じく、長期の泰平時期と稱せられる江戸時代も、これに比して、約百五十年少ない。かく年代の長い割合には、内治は、大體にさして目立つたやうな變遷がなく、まして、外交は、退嬰無事の時代であるので、一見した所ではその歴史が變化に乏しく、平板に感ぜられる。

然し、この間に、國史上の一大變遷が醸成せられた。即ち、國史全年代の約四分一を充たす次の武家政治時代の現出と永續とは、この時代に胚胎して、その途を開いて居る。また、文化上から觀ても、從來主として支那から傳承した文物が、次第に融合・同化せられて、日本特有の新しい文化の生ずる現象の著しくなつて來たのも、この時代からである。但し、それまでには、幾多の曲折・推移がある。よつて、今、便宜上、平安時代を、左の通り、三時期に分けて、次々に記述する。そうして、各分期に關する「約説」は、これを卷末に掲げることとする。

〔第一期〕 朝權隆盛時期Ⅱ（平安朝初期）

桓武天皇の御代初より、醍醐天皇の御代まで、約百五十年間。

〔第二期〕 藤原氏專權時期Ⅱ（平安朝中期）

朱雀天皇の御代より、後冷泉天皇の御代まで、約百四十年間。

〔第三期〕 武家興隆時期Ⅱ（平安朝末期）

後三條天皇の御代より、安徳天皇の御代まで、約百十年間。

第一篇 朝權隆盛時代

第一章 平安奠都

桓武天皇の即位 平安時代初頭の英主桓武天皇は、天應元年（一四四一）四月、父帝光仁天皇の譲を承けて皇位に即きたまうた。桓武天皇は、光仁天皇の皇長子で、山部親王と申した。御生母は高野新笠といひ、光仁天皇の夫人であつた。高野氏は蕃別の出であるので、母系の賤しいといふ故を以て、天皇も親王を皇太子に御立てになることを憚らせられ、朝臣の間にも彼是異論があつた。然るに、先に光仁天皇を擁立するに當り、同族左大臣藤原永手等と非常手段を用ゐてその目的を達した藤原百川は、はやくより山部親王の英明なるに服して、之を推戴し奉らんと欲し、他の朝臣の異論を排し、「自分の申上げることが許されない限りは、死んでも此の座を動させぬ」と言つて、四十餘日の間も殿前に立つて朝廷を退かなかつた。その熱心と根氣とに動かされたまひ、光仁天皇も遂に百川の意見を納れさせられた。かくて、山部親王は東宮に在すこと八年餘の後、こゝに至つて皇位に即きたまうた。時に寶算四十五。この年の十二月に、先帝は聖壽七十三にて崩御あらせら

れた。翌年、年號を改めて延暦と稱し、御一代二十四年の間、この年號で通された。

桓武天皇即位當時の政情 奈良時代は、大化改新の實際的效果が次第に現はれて來た時で、律令の整備、政治の振張、文化の進歩等大に見るべきものがあつたが、その末期に及んでは、政治上、宗教上、種々の弊害が積重するやうになつた。よつて、同時代最後の天子光仁天皇は、此等の弊害を匡正することに力を盡させられたけれど、御老齡の上に十一年間の比較的短い御在位中には、勿論十分な成績が擧がるには至らなかつた。桓武天皇は、かゝる時代に御即位になつたのである。英邁なる天皇は、東宮に在した頃から、内外の情勢について深く思を潜めさせられたのは言ふまでもなく、御即位ありて間もなく、改革の事に着手したまうた。しかし、其等の詳細は後に譲り、先づ天皇の二大御事業たる「平安奠都」と「蝦夷平定」とについて次々に述べることにする。

古代の遷都 上古には、天皇の御代の改まる毎に、皇居の所在がまた變更せられた。これは、遷宮の意味に解すべきもので、遷都といふべきほどのものではない。もつとも、政治上の必要から起つた眞の意味の遷都で、簡單なる皇居遷移とは事情の違ふものもあるけれど、大多數は遷宮であつた。然るに、大化改新の前後より、世運の次第に進歩するにつれて、帝都固定の漸進的傾向があらはれ、元明天皇時代の奈良奠都に至つては、その後桓武天皇の御代初に至るまで、七十四年の間繼

續し、帝都固定の實はこゝに擧がつたといへる。且、平城京の規模が後の帝都經營の一の基準となつたことも争はれぬ事實である。

奈良時代の遷都の意向 平城京の壯大・華麗な有様は「あをによし奈良の都はさく花のほふが如く今盛りなり」との當時の人の歌でも想像せられる。然るに、この平城京が最も隆盛を極めた聖武天皇の御代の間に、恭仁京（山城國相樂郡）遷都の事あり、更に恭仁より難波に遷られ、一方には紫香樂宮（近江國甲賀郡）の經營も企てられ、終には平城京に還幸あらせられ、奈良は再び帝都の地となつた。かゝる度々の遷都の原因については、今こゝには省略するが、帝都は固定したといふものゝ、なほ種々の事情の爲に移動のあつたことは注意すべきである。

。桓武天皇の遷都の企圖 桓武天皇は、平城宮で御即位になり、延暦元年（一四四二）三月には「今は宮室居るに堪へ、服翫用ふるに足れり」と仰せられて、偏に財政の整理充實と民力の休養とを圖られ、遷都などの御意向はなかつたやうである。然るに、延暦三年（一四四四）五月には、長岡遷都の事が仰せ出され、新都の經營がまだ完成しない内に、十年の後には、更に平安遷都の事が決行せられた。御即位當初の御方針とちがつて、何故にかく取急いで遷都の事を御企てになつたか。それは、大體上より簡単に言へば、更始一新の必要からである。前にも述べたやうに、奈良時代以來

の積弊を刷新することは當時の急務であつた。殊に、佛教政治の餘毒を去るには、舊貴族と大寺の勢力の盛んな平城京に居なりのまゝでは、故障が多かつたから、その勢力範圍から離れることを要した。一方には、平城京は、大和の内では最も帝都としての形勢の勝れた處ではあるが、廣く全國に通觀すると、交通運輸上等の不便は多かつた。且、奈良時代の末頃から、東北の蝦夷の反抗が強くなり、南下の勢をも示すに至つたので、東國を控制するには、こゝでは不便を感ずることが一層甚しかつた。要するに、種々の弊害の積つた、活氣の衰へた、しかも不便の多かつた奈良の地を去つて、別に形勝を卜して、新京を經營し、天下の耳目を新にし、國民の元氣を振作し、以て大に經綸の業を行はせられることの急要から出たのである。

長岡遷都とその停頓 右様の事情の下に、當時の謀臣中納言藤原種繼の建議を容れられ（種繼は、宇合の孫にして、清成の子、廣嗣や百川の甥に當る）延暦三年五月、長岡遷都の事が仰せ出された。長岡は、山城國乙訓郡に在り、帝都の地は大體今の向日町を中心とした地方に當つて居る。長岡の地が選定せられたことについて、種繼と秦氏との關係によるといふ説がある。即ち、種繼の母は秦朝元の女であり、秦氏は當時の富豪であり、且山城の北部地方は彼等一族の根據地ともいふべき處であつたので、その地方に帝都の經營せられるを利として、種繼の勸誘もあり、かたゞ遷都費用

に巨資を捧げた爲であるといふのだ。必ずしもその爲のみといはれないが、参考とすべきである。さて、長岡遷都につきて、種繼を始め左大辨佐伯今毛人等は、造長岡宮使の職員に任せられ、種繼は實にその長官であつた。造營は直に始められて、その十一月の中旬には、天皇が平城京からここに遷幸せられるまでに運んだ。然し、何分にも經營起工から僅に半年であるから、その出来上つたのは固より宮殿の一部分に過ぎなかつたと思はれる。されば、その後も工事は繼續せられ、竣成を急いでゐた。然るに、皇太子早良親王（桓武天皇の御弟）が種繼に對して憤らせらるゝ事あり、翌延暦四年九月、天皇の平城宮行幸中に、新京留守の種繼は刺客の爲に暗殺せられた。その下手人等は直に捕へられて、それ／＼處分せられたが、更に事は延いて皇太子に及び、遂に太子は廢せられて、淡路に遷されたまうた。種繼は、畫策に富み手腕に勝れた有爲の人物であり、長岡遷都に關しては、その首唱者であり、また實行の主任者であつたのに、非命の死を遂げた爲、新都の經營上に多大の支障を來した。その後、工事は一向捗らず、同七年九月の詔には「朕眇身を以て辱く鴻業を承く。水陸便ありて都を長岡に建つ。而して宮室未だ就らず、興作稍く多く、徵發の苦願る百姓に在り。云々」と仰せられたほどである。かくて、新京は十年を経ても完成に至らず、費用は徒に嵩むばかり、且その土地が永世の帝都に適しない事も認められたので、長岡新京は廢止に決せられ、

更に平安遷都の舉が計畫せられることゝなつた。

再遷都の計畫 長岡新京の經營は右様の非運に陥つたので、これより先に、中宮大夫和氣清麻呂は密に山背國葛野郡の地を相して都を遷したまはんことを奏請した。延暦十一年正月、五月及九月の三回葛野郡に行幸あらせられたのは、主として新都の候補地を御覽になる爲であつた。次いで、翌十二年正月十五日には、大納言藤原小黑麿・左大辨紀古佐美等を遣はして、葛野郡宇太村の地を相せしめられた。前年行幸の際、實地を視察したまひ、帝都の地とすべき叡慮既に御定まりありし故、こゝに至つて勅使を發せられたのである。即ち、此時を以て遷都の事が公然定まつたわけである。その二十一日には、長岡京を壞たんが爲に東院遷御の事があつた。遷都の實行がいかにも急であつたことが察せられる。事が遷延して異議が起り故障の生じないやうにとの爲であらう。翌二月二日、參議壹志濃王等を遣はして、遷都の事を賀茂大神に奉告し、三月朔日、車駕新京を巡覽あり、十日には、また壹志濃王等を遣はして、伊勢大神宮に遷都の事を告げ奉らしめられた。かくて、その十二日に至つて、勅して新京の宮城を築かしめ、五位以上及び諸司の主典以上に役夫を上らしめられた。即ち、こゝに及んで、改めて造營の勅を下されたのである。七月二十五日には、新宮を巡覽あらせられ、造宮使の役員等に恩賜があつた。造宮使設置の事はその傳が缺けて居るが、造宮の

勅のあつたと同時に定められたものと思はれる。その長官たる造宮大夫は、初めは藤原小黒麻呂であつたが、後に和氣清麻呂が任命せられた。さて、また、九月二日には、新京の區劃ができたので、菅野眞道・藤原葛野麿等を遣はして新京の宅地を班給せしめられ、十一月二日には、復新京を御巡覽あらせられた。

平安遷都 翌延暦十三年（一四五四）の元旦には、長岡の宮殿が既に壞られた故に、大極殿にて行はせらるべき朝賀の禮を廢せられた。その四月下旬、新京の御巡覽があつた。六月中には都城の設備も略々出來たので、七月朔日に、東西の市を新京に遷し、店舎を造り、且市人をも移らしめた。かくて、九月二十八日には、幣を諸國の名神に奉じて遷都の事を告げたまひ、十月十二日に及んで、東駕新京に遷らせられ、こゝに平安遷都は實現された。同二十九日「葛野乃大宮地者山川毛麗久四方國乃百姓乃參出來事毛便仁之云々」との詔を下したまうた。この詔の全文、今は傳はらずして僅に右の數句を存するばかりである。越えて十一月八日、更に詔したまはく、「此國山河襟帶、自然作城、因斯形勝、可製新號、宜改山背國爲山城國、又子來之民、謳歌之輩、異口同辭、號曰平安京、今宜從之、云々」と。新都の經營成つて、萬民盛舉を謳歌し、皆平安京と稱へ奉つたので、詔を下して、民望に依り、新京を號づけて平安京と稱せしめられたのである。百世不遷の帝都

は、いよ／＼こゝに定まつた。實に長岡遷都から十年の後である。

桓武天皇が帝都の地を平安に選びたまひし叡慮は、形勝の地に據り水陸の便を圖らるゝに在つたことは言ふまでもない。「平安通志」に平安京の形勝を述べて「抑平安京の地たる青山四に周り、巨川中に通じ、所謂山河襟帶の形、四神相應の勢、雄壯重固、天下の要地にして、萬乘の都たるに適せり。今其大體上より之を記さんに、其地勢たる、陰に背き陽に向ひ、廣衍高爽、土厚く水清く、東に日枝・如意の山あり、西に愛宕・大枝の峰あり、北に鞍馬・大原の高嶺深谷あり、衆嶺群峯秀を争ひ奇を競ひ、走て南山崎・八幡に至り、相抱きて關門をなす。鴨川其東に流れ、桂川其西に通じ、東には近江の大湖を控き、注して宇治川となり、巨椋湖に入り、木津川に合し、諸川湊流、淀川となり、八幡・山崎の間を過ぎ、南流して直に浪華の御津に注ぐ。甚だ廣漠にして之を守るに苦まず、又甚だ窘東にして之を容るゝに難まず。天下の中に居り萬方の要を轄す。其攻守の略より之を論ずれば、東に相阪・鈴鹿・不破の塞あり、大湖其間に開け、日枝其上に峙つ、南は南都の舊京に通じて畿甸に據るべく、西は大枝阪を踰えて山陰に通すべし、前に山崎八幡の險あり、以て正面の關門となり、後は高山亂峯重疊蹙東、以て其背を固めたり。其出征するや、東近江に走り、伊勢と美濃に分れ、直に關左を控き以て奥羽を制すべし、西山崎に出で淀川を下り攝津に走る。以て直

に中國を控き鎮西を制すべし。其事ある、一たび相阪・山崎を閉づるときは、天下の喉を扼して以て其背を拊つべし。是れ所謂天府の國なり。況や其山川明麗、土地清淑、神州正氣の鍾まる所なるをや。是れ、蓋し、帝の南都繁榮の舊都を捨て、草萊を披き、藜莽を芟り、萬人を役し、國帑を糜し、困難辛苦を排して届ます、此千載不遷の神京を建奠せし所以なるべし」と言へるは、能く其の要を悉くして居る。

さて、斯く遷都にはなつたが、宮城はなほ完成しない。延暦十四年の正月には、まだ大極殿が落成して居ないので、朝賀を行はせられず、侍臣に宴を紫宸殿で賜はつた。やうやく同年中に朝堂院等落成し、翌十五年元日には、始めて大極殿の高御座に御して朝賀を受けさせられた。しかも、造宮の行事はなほ終つたのではない。その七月には、造宮職の官位を中宮職に准ぜしめられ、十六年三月には、遠江駿河等數國から雇夫二萬四千人を進めしめ、造營の役に供せられた。斯くて、同十八年に至つても、豐樂院はまた落成しなかつたほどである。全部の略々竣工したのは、同二十五年造宮職を木工寮に併せられた頃だと察せらる。即ち桓武天皇の御代の末年である。

平安京の規模 平安京は専ら唐の長安京の制を斟酌したもので、前の奈良京よりも、その規模やや廣大である。京城は、其の廣さ東西千五百八丈(今の一里十二町四十一間餘に當る)南北千七百五十三丈(今の一里十五町五十一間餘に當る)

あり。周圍には築牆あり、基の廣さ六尺、高さ丈餘、瓦にて葺く。牆の内外には犬行あり、各七尺、犬行の外に溝あり、各一丈の幅。外部の溝の外に又大路があつて、京城を繞り、其の外は短堤で限られて居る。京城の北方中央に宮城があつて、宮城南面の朱雀門から京城南極の羅城門まで廣さ二十八丈の一大路が開かれ、これが朱雀大路である。これから東を左京といひ、西を右京といふ。左京・右京何れも南北を九條に劃り、東幾條・西幾條といひ。兩京とも、同數の町・保・坊があつて、これを合計すると一千二百十六町・三百保・七十二坊になる。町・保・坊の計算は、市宅一戸の廣さから出るのである。即ち一戸を間口五丈奥行十丈と定め、これを一門といひ、八門を合せて一行といひ、四行を合せて一町とし、一町は方四十丈になる。一町を四目のやうに四つ並べたのが四條保で、一保をまた同じやうに四つ並べたのが坊である。この一坊を東西に四つ數へたのが即ち一條に當る。改めていへば八戸(八門)を行とし、四行を町とし、四町を保とし、四保を坊とし、四坊を條としたのである。かゝる町割であつたから、街衢が井然として、所謂棋盤目のやうに規則正しくなつて居た。

さて、宮城は即ち内裏で、また皇城ともいふ。北は一條から起つて、南は二條に至り、東は東大宮から西は西大宮に至る。東西三百八十四丈、南北四百六十丈あり、大凡今の四十九萬六千二百二十四

坪に當る。周圍には瓦垣を繞らし、溝水その外に流れ、四方に十二門が開かれて居る。朱雀門が宮城の正門で、南面中央に當り、朱雀大路を控へて遙に京城南端の羅城門と相對し、内は朝堂院の應天門に通ずる。宮城内には、皇居がその中央に位し、朝堂院・豐樂院・中和院・武德殿・眞言院、その他、官・省・寮・司が四面を圍んで居る。朝堂院は、その正殿を大極殿といひ、天皇親政を聽きたまふ所、即位及元日の大儀は必ずこゝで行はせられた。また豐樂院は大嘗會・節會・賜宴・饗宴等を行はるゝ所、中和院は正殿を神嘉殿といひ、天皇親ら天地の神祇を祭らせたまふ所、武德殿は騎射・競馬等を御覽じさせたまふ所、眞言院は僧侶の修法する所である。

皇居は、南北百丈、東西七十丈にして、内郭・外郭を以て二重にこれを圍み、また各諸門を設く。外郭南面の正門が建禮門で、内郭の承明門と相對する。その餘の諸門の名稱・位置等はこれを略す。内郭の内に紫宸殿・仁壽殿・承香殿・清涼殿等の十七殿及び飛香舍・凝花舍等の五舍がある。紫宸殿は、正殿または南殿ともいひ、朝儀の時に臨御したまふ所、仁壽殿は天皇の御座所、承香殿は内宴、御遊などのある所、清涼殿は、後には天皇の常の御殿となつた。五舍は即ち後宮である。一々の詳しい説明を省くこととする。

○平安奠都の効果 以上で平安遷都の始末の概要を述べた。桓武天皇の遷都の舉は、要するに、前

にも述べたやうに、更始一新の御目的であつた。蟻據した勢力から離れて、積弊を掃ひ去り、人心を一新せねば改革の事も行はれぬ。その勢力の重なるものは、權門・勢家や諸大寺である。延暦二年六月の詔に、京畿の間猥りに寺院を建立し田園を寄附するの弊を擧げて、「若し年代を経ば、地として寺ならざるはなからん」と仰せられて居るほどである。況て「平城の舊都元來寺多し」と宣へる平城其の地なるをや。聖武天皇の時、南都四大寺の主張が難波京遷都を阻みしことさへあつて、その勢力は侮り難い。固より、寺院に限らず、遷都といふやうな計畫は、守舊家の反對妨害が起り易くて、實行を待たずして中止せられることもある。然も、天皇は、遷都より享けらるべき利益の爲には、高價を拂つても、國家永遠の長計の爲には止むを得ないと思召された。そして、斷乎たる御決心を以て事に當りたまひ、その間には、長岡遷都の不成功のやうな大障礙があつたにかゝはらず、終に平安奠都によつて、その目的を達せられた。帝都問題は、國運・國力に重大なる關係を有するものである。殊に我が國では、古來遷都の事が度々あつて、此點について人心の安定を缺く嫌を免れぬ。桓武天皇が都を平安に奠めたまうてから、平安京には幾多の沿革があつて、時には甚しい衰頹の有様になつたこともあるが、明治時代の東京遷都に至るまで一千七十餘年間、帝都たるの位地を失はなかつた。これは、全く、天皇が一時の勞費を厭はずして百世の利益を圖りたまうた爲

である。即ち、前に對しては、國初以來の宿題を解決し、後に對しては、永世の鴻益を開かれたもので、我が國運の興隆に與へた影響は至大なりといはねばならぬ。固より時勢の然らしめし所なりとはいへ、天皇の御英斷によつて始めて出來た事である。天皇は、この困難なる御事業を成し遂げさせられたと同時に、蝦夷平定の偉績をも擧げたまうた。それは、章を更へて述べることとする。

第二章 蝦夷の平定

奈良朝末東北地方の狀勢 奈良時代には、我が邊境たる西南方面に向つても、また東北方面に對しても、朝廷の政令の及ぶ區域は、よほど擴張せられた。西南方面の事はこれを措き、東北方面に就いて觀ると、朝廷が平和手段と威壓方法とを併せ用ゐて、土地の開拓と蝦夷の鎮撫とに務めたので、その成績の見るべきものが多かつた。即ち、陸奥方面では阿武隈川下流地方から北上川地方までも進み、越方面の延長たる出羽方面では、酒田川下流地方から秋田地方までも進むことができ、奥羽連絡の大軍道も開かれ、蝦夷の勢力は次第に後退した。然るに、奈良時代の末、光仁天皇の御代に及んでは、蝦夷の反抗が急に甚しくなり、時に叛亂を起し、或は南下して、我が東北綏撫の本據たる多賀城を攻めて焚掠を逞しくした事などもあつたほどである。これに對する我が征討軍は、

敗戦を取り、功を奏することができず、形勢は次第に悪化して來た。若し、このまゝに過ごせば、折角これまで築き上げた成績をも無効に歸せしめねばならぬ虞があつた。かゝる狀態で、桓武天皇の御代に引續がれた。それ故、蝦夷の平定は、是非とも速かにその處置を取らねばならぬ問題であつた。更に考へれば、これは單に東北地方ばかりの事とは見られぬ。かくては、政治上・經濟上、非常なる障礙となり、損失を招き、全體に影響することが多大である。桓武天皇が、困難なる遷都事業と共に征夷事業に銳意せられたのは、實に己むを得ぬことであつた。

東北地方狀勢悪化の原因 さて、奈良時代の末になつて、東北地方の形勢が逆轉し悪化したのは何故か、また、我が征討軍の不成績であつたのは、如何なる事情によるのか、その原因について注意して置くことが必要である。それは、先づ(一)蝦夷の反抗心の高まつたことが擧げられる。我が蝦夷綏撫策が功を奏して勢力が進展するに従つて、蝦夷の據つて居る地は、段々に縮少せられる。聖武天皇の御代以後四十餘年の間は、この好況で進んだが、蝦夷の方から見れば、自己の勢力範圍は甚しく縮められ、次第に窮境に陥るのを感じて、これを盛り返さうとして、烈しく反抗するやうになつた。蝦夷は、元來、慍悍・強暴なものであるのに、死者狂ひといふ風になれば、全く手に餘るわけである。然るに、之に反して(二)我が征討軍の兵士は、この頃に至ては、よほど脆弱なもの

が少なくなかつた。それは、兵制が廢類して、軍團に於ける兵士の訓練が行届かず、殊に甚しきは、將校などは兵士を私兵のやうに思つて、之を使役して田園を耕作せしめなどする爲、兵士は疲弊して、實際の用をなすに堪へなかつた。それ故、光仁天皇の時既に、三關・邊要の國の外は、國の大小によつて額を定め、殷富なる百姓の才弓馬に堪ふるものを募つて、當番毎に武藝を習はしむることとせられた。即ち徵兵制度の一部分を變へて募兵制度を執られるやうになつたほどである。最も弱い官兵を以て最も強い夷賊に當るのである故、不成績なのは當然である。この外(三)運輸・交通の不便なこと(四)敵地々理の不案内なこと(五)氣候の不良なることや、また(六)蝦夷と我が征討軍とは、勞逸相反し、且蝦夷は出沒自在で、攻めれば、直に山谷・林叢に遁竄してその影を没し、暫くすると、また現はれ來つて、諸方を寇掠する、即ち延暦二年六月の勅に「追則鳥散・捨則蟻結」と仰せられてあるやうなことなども、すべて我が軍の不利を助ける諸事情であつた。

征夷の準備 右様の次第であつたから、桓武天皇は、比較的多數の勇強なる兵士を募り、また我が軍備を充實して、蝦夷討平の功を完くせんことを期せられた。それにしても、大なる後の活動をするには、東北及阪東地方累年の疲弊即ち「恒疲調發、久倦轉輸」といふ状態に對して、先づ民力の休養を圖らねばならぬ、よつて、延暦元年五月には、陸奥地方の租調を免ぜらるゝこと三年、

また二年四月には、阪東諸國に使を遣はして人民を存慰し、諸所の正倉を開いてその米を頒給せられ、更に、同六月には、出羽の雄勝・平鹿二郡の百姓にも、三年の間租調を免ぜられた。一方には、同月、阪東八國に仰せて、散位或は郡司等の子弟にして兵士たるに適する者を點定し、國の大小に隨つて一千人以下五百人以上を出し、専らこれを訓練せしめられた。同三年二月には、大伴家持を持節征東將軍とし、その他副將軍・軍監等も任命せられたが、翌年家持は没し、その外長岡遷都などの事に關して支障があつたと見えて、征伐の事は果されずして止んだ。それまでは、軍備もまだ不十分であつたので、五年八月には、東海・東山兩道諸國に對して、檢閱使を出して軍士を簡閲し戎具を點檢せしめ、七年三月には、陸奥に勅して、軍糧三萬五千餘斛を多賀城に運び、また東海・東山・北陸諸國に勅して、七月以前を限つて糶二萬三千餘斛及び鹽を陸奥に輸さしめられ、更に東海・東山・阪東の歩・騎五萬二千八百を徵發して、明年三月を限つて多賀城に會すべきことを命ぜられた。いよく明年を以て蝦夷征伐を決行せらるべき爲である。

第一回出征の失敗 延暦七年(一四四八)七月、參議紀古佐美を征東大使に任せられた。十二月、古佐美出征につき、辭見の際、殿に昇らしめて節刀を賜ひ、因つて勅して「阪東安危在此、一舉、將軍勉之」と宣ひ、その成功を勵まされた。天皇がこの征伐に期待したまうたことの如何に篤くあら

せられたか、叡慮のほど拜察するに餘りある。かくて、翌八年三月、諸國の軍多賀城に集り、各々道を分つて賊地に進入り、朝廷には、特に使を遣して伊勢大神宮に奉幣せられた。征夷軍の主として目指す所は膽澤地方の夷賊であつたが、衣川^{いせがわ}まで行つて、三箇所に營を構へたばかりで、賊の爲に支へられて進むことができなかった。行動が餘り遅々として居るので、五月には「兵は拙速を貴び、巧遲を聞かず。六七月は計るに極めて熱かるべし、如今進まずんば、恐らくはその時を失はん云々」との詔を下して、之を激勵せられた。蝦夷軍は官軍の逡巡するのを見て、却て彼れから我が軍を誘ひ出さうとした。官軍はその術中に陥り、軽々しく進撃したので、終には賊軍の爲に前後の聯絡を断たれ、川に溺れたり、矢に中つたりして、死者は一千餘人、負傷者は二千餘人に上り、數名の部將も爲に戦死を遂げた。しかも、敵の損害は僅に死者八十餘人に過ぎなかつた。古佐美は大敗に懲りて、遠く軍を退け、その善後策に窮したので、事情を陳べて、解兵せんことを奏請したけれど、天皇は固より直にはこれを御許しにならない。古佐美は更に窮餘の一策として、詐つて、賊軍は悉く掃蕩せられ賊地は殆ど人烟なきに至つたといふ大勝の功を奏して、凱旋しやうとした。天皇は、終に古佐美を嚴責して、兵を還すことを命ぜられた。九月、古佐美等の歸京するや、大納言藤原繼繩等をして、その罪を審問せしめられ、それらゝ處罰する所があつた。斯くて、第一回の蝦

夷征伐は失敗に終つた。御期待の篤かつただけ、天皇の御遺憾は如何ばかりであつたか。

征夷の再準備 この時に當つて、長岡新京の經營は停滯して進捗せぬ上に、征夷軍は右のやうに甚しい失敗に終つた。しかし、天皇は決して御志撓みたまはず、却て勇氣を倍して、その目的を貫徹せんことを期せられた。即ち延暦九年から十一年にかけて、第二回の征夷準備がととのへられた。武器については、東海道駿河以東・東山道信濃以東の國々に命じ、三年に亘りて革甲^{かわよろひ}二千領を造らしめ、その後、關東諸國のみならず、廣く五畿・七道の諸國司に命じて、國內人民の貧富を調べ、財力ある者の負擔として鐵甲三千領を造らしめ、また、右大臣以下五位以上のものにも甲^{よろひ}を造らしめ、その數各々差あり、五位の富めるものは、特にその數を増し、二十領を以て限とし、その次を十領とした。更に、東海・東山二道の諸國に命じて征箭^{せきや}三萬四千餘具を作らした。兵糧に關しては、東海道相模以東・東山道上野以東の諸國に命じて、糶十四萬斛を備へしめられたが、後に十二萬餘斛を追加せられた。この間に、十年正月には、百濟^{くだら}俊哲・坂上田村麻呂を東海道に、藤原眞鷲^{まわし}を東山道に遣はして、軍士を簡閲し兼ねて戎具を檢せしめられた。前回に比すれば、遙かに大規模の計畫で、且舉國一致して力を盡すといふ有様であつた。

第二回征夷の成功 前回の蝦夷征伐の失敗は、固より種々の事情によるとはいへ、大使なる紀古

佐美が軍の統制を缺き用兵の術に拙なりしことが、その重なる原因と見るべきである。よつて、今回は征討軍の將帥を選任するには最も御注意を拂はせられ、大伴弟麻呂を征東大使（後に征夷大將軍とす）とし、副使には、百濟俊哲・多治比濱成・坂上田村麻呂・巨勢野足（むす）の四人が任ぜられたが、天皇の特に望を屬したまうたのは田村麻呂であつたと思はれる。今度の征討に關しては、この間の國史が闕けてゐて、その詳細を知ることができぬので、たゞその大略のみを擧げる。

諸將が十萬の大軍を率ゐて賊地に進んだのは、十三年（一四五四）の事で、同正月には、弟麻呂に節刀を賜はり、山階（やまか）（天智天皇の）・田原（たはら）（光仁天皇の）山陵や伊勢神宮に征夷の事を奉告せしめられた。戦争は、六月から始まつて、九月にまで亘つておるらしい。その十月に弟麻呂が奏上した所によると、夷賊の斬首四百五十七級、捕虜百五十人、馬を獲ること八十五匹、聚落を焼くこと七十五所に及んだといふので、蝦夷に取つては、よほどの打撃であつたと思はれる。弟麻呂等の凱旋したのは、翌十四年正月で、二月には、大將軍以下に對する征夷軍の行賞があつた。かく蝦夷征討の成績の大に擧がつた十三年の十月には、平安遷都の事も行はれ、征夷と遷都との二大事業は、この時に及んで大體成功したと言つてよいのである。

第三回征夷の成功 右の通り、十三年の征伐で蝦夷の抵抗力は大に挫かれたといひながら、決して

油断はできない。更に根本的にその巢窟を勦絶する必要がある。十五年正月には、坂上田村麻呂を陸奥出羽按察使兼陸奥守に任命し、その十一月には、相模・武藏・上總・常陸・上野・下野・出羽・越後の民九千人を陸奥伊治城（いぢ）に遷し、守備の用に充てた。ついで、十六年には、田村麻呂を征夷大將軍に任ぜられた。二十年、陸奥の蝦夷がまた叛いたので、田村麻呂は、二月節刀を賜つて、九月蝦夷の奥地に進撃して、大に勝利を得た。戦争の詳しい状況はわからぬが、我が軍を動かすこと四萬に及び、蝦夷を窮追して閉伊村（ひい）に至り、殺獲殆ど盡く、と見えて居る。閉伊は氣仙郡（けせん）の北部で、大體今の岩手縣閉伊郡地方に當るから、海道蝦夷の巢窟を覆したことと思はれる。何れにしても、今度の成績が、先の十三年の征伐の効果を更に徹底せしめたことは、争はれぬ事實である。田村麻呂は、この殊功によつて、從四位上から一躍して從三位に叙せられた。

東北鎮撫の根據 延暦二十一年（一四六二）正月、田村麻呂は、勅を奉じて膽澤城（いざは）を築き、東國の浪人四千人を移して之を戍らしめた。これが後に陸奥の鎮守府とせられた。（膽澤城の所在地は、確かには判らないが、今の膽澤郡水澤の北一里餘なる八幡村ならんかといはる）。かくて、我が勢威は大に張り夷會が五百餘人のものを従へて降參した。翌二十二年には、更に陸奥に志波城（しは）を築き、膽澤城との間に宿驛一箇所を置いて互に聯絡を取らしめた。（志波城の所在地は今の紫波郡日詰町地方

なるべしといふ)。天皇は、更に蝦夷平定の軍を興したまはんとて、二十三年には、阪東諸國に命じて、兵糧を陸奥に運ばしめたけれど、藤原緒嗣の議を容れて、遂にこれを停めさせられた。

蝦夷の平定 右述べたやうに、蝦夷平定の事は、はゞ桓武天皇の御治世中に遂げられたけれども、餘類の存するものはなほ少からず、山谷に逃竄し、隙を窺つて侵掠し、時に騷擾を免れなかつた。嵯峨天皇の弘仁二年(一四七一)正月には、陸奥に和我・稗縫・斯波の三郡を置いて、郡司をしてこれを管轄せしめたが、偶々陸奥の爾薩體(今の二戸郡地方に當る)・閉伊二村の蝦夷が叛いて、その勢が盛んであつたから、陸奥出羽按察使文室綿麻呂に勅して、陸奥・出羽の兵二萬六千人を以て之を討たしめた。時に、出羽守大伴今人が、勇敢なる俘囚(歸服した蝦夷をいふ)三百餘人を率ゐ、雪を冒して賊軍を襲撃し、爾薩體の蝦夷を平げた。しかし、閉伊の蝦夷はなほ容易に服しなかつたので、文室綿麻呂を征夷大將軍として一萬九千餘人の兵を率ゐて征討せしめられた。冬十月に及んで、綿麻呂は兵を四道に分けて、直に賊の巢窟を衝き、殺獲すること多數に上つた。これによつて、田村麻呂征討の効果は一層完全になり、爾後、蝦夷の叛亂は殆ど跡を絶ち、東北の邊患ははゞ鎮靜に歸した。

蝦夷の懷柔同化 蝦夷は兵力によつて征服せられたけれど、野性の彼等をして心から朝廷に歸服

せしめるのは容易なことでない。それ故、これが懷柔には種々の方法を探られた。蝦夷の歸服したものの即ち俘囚に對しては、その故地に置くものもあつたが、之を内地の各處に移住せしめて、内地人の生活と同化せしめるのが大體の方針であつた。俘囚の配置は全國に亘り、これが給養の爲に俘囚料といふものが設けられてあり、俘囚の管理には、諸國の介以上の官吏の一人が専らこれに當り、俘囚の中から首長を擧げて、平和の維持に努めさせ、次第に差別待遇を解いて、公民と同じ取扱を受けるやうにさせられた。かくして、内地人との雜婚も行はれ、追々と同化するやうになつた。

蝦夷の本據であつた奥羽地方に對しては、前にも述べたやうに、奈良時代以後、内地人の移住を獎勵し、土地の開拓と蝦夷の同化とに努めたが、平安時代にも、奥羽地方の爲に特別法を設けて、一層移住を獎勵した。何分成績のはか／＼しく擧がるといふことは困難であつたけれど、政令の及ぶ區域は漸次に廣まつた。但し、岩手以北の津輕・糠部・渡島などの地は、まだ郡治を置くに至らなかつたから、化外の如き状態であつた。

蝦夷平定の效果 大和民族と蝦夷族との競争は、國初以來の問題であつた。熊襲族の叛亂は割合にはやく征服せられたが、蝦夷族の反抗は、固より消長はあれど、千數百年間に亘り、平安時代初期に及んで、やうやく平定せられた。固より蝦夷の反抗の爲に我が國家の基礎を危くせらるるほど

の事はなかつたにせよ、一の脅威であつたに相違ない。それが平定せられたことは、即ち千有餘年間の國家の一大問題が解決せられたのである。それは、即ち異種族との競争の勝利である。そして、この勝利によつて、從來の政治上の障害を除いて我が領土を廣め、人民の不安を去り、また、兵戰の爲に費した莫大なる財用と勞力とを他の平和的生產事業に用ゐることができるようになつた。國家の利益の増進上非常なる効果を收め得たわけである。この征夷事業は、桓武天皇の御代に大體その基礎が置かれ、成績が擧げられた。遷都事業と相並んで桓武天皇の二大事業と稱せられるのは當然である。平安朝初期の盛世は先づ斯くして開かれた。

第三章 地方政治の振肅

國司弊政の由來 前にも述べたやうに、奈良時代は大化以後の政治改新がその實際の効果を現はした時期であつたが、政治上の弊害も尠からず生じた爲、光仁天皇時期の匡正となり、これが後を承けて、桓武天皇も、政界の汚濁を刷新することに銳意せられた。政治上の諸弊害の中にも、地方政治の紊亂はよほど甚しかつた。これは、主として地方官たるもの、貪婪から起つたのである。夙く元正天皇の養老三年（一三七九）には、按察使を置き、國守の中から之を任命し、その近接の二三

箇國を監督せしめ、所管内の國司に非違あるときは、按察使が自ら巡省し、狀を量つて適當の處分を取り、徒罪以下は斷決し、流罪以上は狀を具して奏上し、また、治績ある者は具さに記して以聞することゝせられた。そして、「朕の股肱、民の父母は、獨り按察に在り、寄は重く、務は繁く、群臣と異なり。」とて、最も重きを置かれ、特に優遇せられたほどであつた。次の聖武天皇の御代には、更に巡察使を畿内・七道に分遣して、國司の政績を訪察せしめられたが、天平十六年（一四〇四）の勅には、「頃ろ聞くに、國郡の官人、擅に利潤を求めて、憲章を畏るゝことなし、公民歳に弊れ、私門日に増す。朕の股肱豈此くの如くなるべけんや。」と仰せられて居る。更に、淳仁天皇の天平寶字五年（一四二二）の勅には「頃ろ七道巡察使の奏狀を見るに、曾て一國守の領政の公平に合するものなし。竊に思ふに、貪濁の人多くして清白の吏少きならん。」とあつて、朝廷で民政を振興することになつたさまが知られる。光仁天皇の時にも、屢々詔を下して國司を戒飭せられた。しかも彼等はかな／＼朝命を奉ぜぬ。桓武天皇の御代初の天應元年（一四四一）夏六月の勅にも「國司多くは朝委に乖く、…或は憲綱を畏れずして肆に百姓を漁す、故に今其の奸濫尤も甚しきものを選び、秩未だ満たすといへども事に隨つて貶降す。」とあり、延暦三年（一四四四）十一月の詔には「比者諸國

司等その政僻多く、撫導の方に乖くを愧ぢずして、唯侵漁の未だ巧ならざるを恐る」と仰せられ、重ねて同五年四月には、「國宰郡司、政に濫み民を治むるに、多くは朝委に乖く。廉平にして職に稱ふは百にして一を聞かず、侵漁して身を潤すは十室にして九なり。官司豈まさに此くの如くなるべけんや。宜しく事に隨て貶黜すべし。其の政績の聞ゆるある者も亦當に甄録すべし。」と詔せられて居る。國司の弊政の由來する所深くして、これが匡正の困難なることがよく知られると思ふ。

公廩稻分配不當の匡正 前掲諸詔勅の殆どすべてに見えて居る通りに、當時の地方官の多くは、民政に注意せぬばかりか、人民を苦めて自己の利得のみを圖るに汲々として居た。本來、官吏は、中央の官廳に勤務することを希望すべきに、外任を望む者が増して來たのは、その利得の多い爲である。光仁天皇の寶龜六年（一四三五）七月の勅に「京官は祿薄くして、飢寒の苦を免れず、國司は利厚くして、自ら衣食の饒かなるあり。茲れに因て、庶僚咸外任を望み、多士曾て廉耻なし。」とあるのは、その實情を指摘せられたのである。地方官となるのに、利得を目的として居るものが、その任地に赴いて、能く職務に忠實なることは固より望まれない。彼等は、あらゆる手段を用ゐて自己の身を潤すことを務めた。さて、國司の収入の内最も大きいものは公廩の分配である。公廩といふのは、公廩稻の略稱で、諸國の田租を分けて正税・公廩・雜稻の三つとしたが、その第二のもの

のが、即ち是れである。諸國には、それ／＼定額の公廩稻が置かれ、それを出舉（貸しつけて利息を取る）として、その利稻で以つて、先づ官物の欠負未納を補ひ、また種々國內の儲物に割き、その殘餘を國司が分配して俸給とするのである。その分配の比率は、長官（守）六分、次官（介）四分、判官（掾）三分、主典（目）二分、史生一分、また博士・醫師は史生に准じた。當り前の分配でも、その額はよほど多いものであつたのに、國司等は補填に充つべき額をなるべく少くして、自分等の分配をなるべく多くしやうとする。これは、前々からの弊習であつて、なか／＼止まぬので、延暦元年十二月には詔を下して、「公廩の設けは、先づ欠負を補ひ、次に國儲に割き、然る後に差を作して處分す。聞くが如くんば、諸國會て遵行せず、有る所の公廩は且以て費し用ひ、税帳を進むるに至ては、詐つて未納と注す。……事に於いて商量するに甚だ道理に乖けり。」と責められ、先づ此の弊習を匡正せんとせられた。

土地兼併の禁 土地の兼併は、また奈良時代以來の弊害の一つである。もとより、これは國司のみのことではないが（詳しいことは別に述べる）國司は、その地位・權力によつて、土地兼併の利を獲得することに都合がよかつたので、毒手をこの方面に伸ばすことを務めた。これが流弊の爲に、國庫の収入は減じ、人民は困窮する。よつて、前に擧げた延暦二年十一月の詔の後文に「或は廣く

林野を占めて、蒼生の便を奪ひ、或は多く田園を營んで黔黎の産業を妨ぐ。百姓の彫弊することは職として此れにこれ由る。宜しく禁制を加へて、貪濁を懲革すべし。自今以後、國司等、公廨田の外更に水田・陸田を營むことを得ず、又私に墾闢を貪り百姓農桑の地を侵すことを得ざれ。もし違犯する者あらば、收獲の實、墾闢の田は、皆沒收し、即ち見任を解いて違勅の罪を科せん。夫れ同僚並に郡司等、相知つて容隠せば亦與に同罪とせん。」とて、嚴にこれを禁ぜられた。この詔の中にある公廨田といふのは、職田の一にして、たさいのまろ太宰帥・諸國守以下史生に至るまで、その職の差等に隨つて給せられるもので、一にまた在外諸司職分田とも稱せられる。さて、また、その十二月には、更に詔を下して、「山川藪澤の利は公私之を共にす。今聞くに、王臣家及諸司・寺家、山林を包井し、獨り其の利を專にす。此れにして禁ぜずんば、百姓何ぞ濟はれんや。宜しく禁斷を加へて、公私之を共にすべし。違犯する者は違勅の罪を科せん。所司阿縱せば、亦與に同罪とせん」と嚴命せられた。然し、此の弊は、爾後もなか／＼止まず。嵯峨天皇の弘仁三年（一四七二）五月にも、「諸國司、公廨田の外に水陸田を營むことは、特に嚴制を立てたり。而るに、諸國朝憲に率はす、専ら私利を營み、百端奸欺、一も懲革することなく、或は他人の名を假りて多くの墾田を買ひ、或は言を王臣に託して、競うて腹地を占む。民の業を失ふことはこれに由らざるはなし。若し亦違犯する

者あらば、見任を解却し、違勅の罪を科すること、一に先勅の如くし、買田・占地は並に亦沒官せん」と勅りせられた。これも、やはり、事實上、禁斷の効力は薄弱であつた。（私有地増加の事に關しては、なほ後章に述べることにする）。

國司交替の嚴制 國司が在任中、官物の費消その他種々不正の事を働き、然も帳簿の上では、ごまかしをしておくので、その交替の際に面倒が生じ、弊害が伴ふ。延暦元年十二月の詔中に「前人は解由に滞り、後人は受領に煩ふ」と仰せられてあるのがそれであつて、同時に、國司の交替の際、滿百二十日にして解由を得ないものは、位祿を奪つて、將來を懲らすべき旨を令せられた。當時の官吏交替の時は、前官の在任中に公事の雜念なく又は官物の欠負がなければ、新官より、前任者職務の緩急なく解任故障なき由を記して、前任者に交附した。その書附を解由狀といひ、略して解由といつた。若し前任者に不正不法の事あれば、後任者は之を與へない。それで、前後交替の際に事の紛雜を生ずる。或る場合には、後任者は、前任者の不正を知りながら、互に狙れ合つて、解由を渡し、自分もまた不正の事を續けるやうなこともある。よつて、解由を検査する爲に、勘解由使といふ一局を太政官の内に置いて、その監督を嚴重にせられた。後、延暦二十二年（一四六二）には、新舊國司の交替に關する法令を編輯せしめられ、『交替式』と名け、諸國各一部を備へしめ、準據を

明かにせられた。交替式は、その後、清和天皇の貞觀十年（一五二八）・醍醐天皇の延喜二十一年（一五八一）にも撰修せられ、多少の相違はあるが、何れも延暦交替式を準據としたものである。

國司功過の條例 さて、又、延暦五年四月には、國司・郡司の功過を明かにし、賞罰を嚴にせんが爲に、太政官に命じて、その條例を定められた（前掲同年月の詔文參照）。即ち、功績の方では

- 一、撫育有_レ法、戸口増益。 一、勸_レ課農桑、積_レ實倉庫。
- 一、貢進雜物、依_レ限送納。 一、肅_レ清所部、盜賊不_レ起。
- 一、剖判合理、獄訟無_レ冤。 一、在_レ職公平、立_レ身清慎。
- 一、且守且耕、軍糧有_レ儲。 一、邊境清肅、城隍修理。

國宰・郡司・鎮將・邊要等の官にして到任三年の内、政治が良くて、前二條以上に當るものは、事を量つて階を進め、六位以上は不次に擢で五位を授くることゝす。

また過怠の方では、

- 一、在_レ官貪濁、處_レ事不_レ平。 一、肆行_レ姦猾、以求_レ名譽。
- 一、耽遊無_レ度、擾_レ亂百姓。 一、嗜_レ酒沈湎、廢_レ類公務。
- 一、公節無_レ聞、私門日益。 一、放_レ縱子弟、請託公行。

- 一、逃失數多、克獲數少。 一、統攝失_レ方、戊卒違_レ命。

職務を務めずして、前の一條以上に當る者は、年期の多少を論ぜず、現任を解却することゝす。罪過の各條を見ると、官吏たるものに、斯かることがあるかと思はれるほどであるが、當時地方官の通弊であつたので、掲出せられたのである。右の内、第七條の「逃失數多」といふのは、即ち浪人のことである。地方官の政治が悪くて、人民が却て苦しめられたので、人民は本籍地に居て生業に安んずることができず、離散逃亡するものが多かつた。これを浪人と稱した。また浮浪人ともいふ。かゝる輩に對しては、精しく檢括を加へ、本籍に還し、或は願に依てその處に編附して、戸籍を明確にするやうに命ぜられたけれど、その裏面には、國司・郡司が相結托して私利を圖るなどの事もあつて、それが十分に行はれない。特に、國郡司罪過の一箇條として掲げられたわけである。

税制の改革 桓武天皇は、また税制の改革もせられた。當時、田租は稻を以て納める規定で、大寶令の制では、一町につき二十二束であるが、慶雲三年（一三六六）にはこれを改めて、十五束に減じた。また全國を通計して定額の七分以上を收納することゝ定め、残りの三分は、國司の手心に任せ置いた。これを不三得七法といつた。かく定められたのは、年によつて不作の場合などに、納租

を減し、なるべく人民の負擔を軽くする仁惠の趣旨に出たのである。然るに、諸國司等は、この法令を濫用して、豊年で田租を全徴した場合に於ても、官に納めるのは七分に止め、その餘の三分は自分で横領するといふやうな事をした。これでは、折角の仁政も、國司の私腹を肥すに過ぎずして、人民は少しも恩惠に浴することを得ぬわけである。よつて、延暦十六年(一四五七)六月、詔して「自今以後、收租の法は、宜しく人別營む所の町段を計つて十分となし、八を收めて二を免すべし。」と改められた。これによつて、田租は一町につき十二束となり、前の規定に比して、人民は三束を減ぜられ、朝廷では、前よりも一分の增收を見ることになつた。

出舉の弊害匡正 官稻出舉の事は、前に一言して置いたが、これは、諸國に於て、春夏の間に官稻の中から一定の數を人民に貸付け、秋の收穫時になつて、本數と利息との稻を合せて、地方廳に返納せしむる制である。もとは、貧困者を救ふ爲であつたが、後には、その利稻を以て地方廳の經費に充てるので、貧富に關はらずして借らねばならぬ一種租税の形となつた。かく官衙から貸すのを公出舉といつた。貧富に關はらずとは言ひながら、資力あるものはなるべくこれを避けむことを圖り、貧困者のみが借受けることゝなつた。貧困者は、借りるのはよいが、秋收の償還時期になつても、辨濟することができないで、己むを得ず、家を賣り田を賣つて、他國に流浪するものができ

る。この官稻出舉の利率は、從來一年五割であつたが、延暦十四年七月、令を下して、三割に改められた。然るに、利率が引下げられて、これを借り受ける者に利益が多くなつたので、富豪等が競つて借り受けるやうになり、貧者はこれに妨げられて、融通の途が絶え、大に困窮した。一方には、利子が少いと、収入が減じて、諸般の費用に差支が生ずるといふので、延暦二十五年正月には、また、もとの五割の利率とせられたが、資力のないものゝ困苦が甚だしかつたので、再び三割に復せられた。

公出舉できへ、右の通り弊害が多かつたが、私人の出舉には甚だしく不正が行はれた。錢穀の出舉には、當時、一年に七割五分の利率が法律上にも認められてゐたが、よほどの高利といはねばならぬ。よつて、延暦十六年には、一年五割を超過することを得すと令せられた。けれども、やはり高利といはねばならぬ。かく定められても、借りる方は何といつても力が弱く、極めて不利益な條件で借りる。また貸す方では、できるだけ利益を貪ることを務めた。政府の法令の通りに行はれなかつたことは、他の場合と同様であつた。

郡司制の改正 國司の下に、各郡に郡司がある。郡司は、大化改新以來、上古の國造・縣主の内から任命せられたものが多かつたらしく、そして世襲を許されて居た。官吏としての地位は低いけ

れど、直接民政に當るものであるから、人民に對しては、割合に勢力があつた。然し、世襲の弊として、無能のものも少くなかつた。よつて、桓武天皇は、地方政治振興の必要上、延暦十八年（一四五六）に、これまでの制を改めて、才能あるものを簡拔してこれに任ずることゝせられた。然るに、從來の習慣上、人民は新郡司に親します、その政治に服しないといふ故障が生じた。それが爲、嵯峨天皇の弘仁二年（一四七一）に至て、大納言藤原國人の奏議を容れられ、郡司には先づ譜第（舊家の名望あるもの）を取り、それに適當のものゝない場合に、才能者に及ぶといふことに改正せられ、後世に及ぶまで、この方針は變らなかつたやうである。郡司の中には、富豪者もあり、また、私財を擲つて貧困を賑恤し、或は公共事業に盡くし、その他よく人民を愛撫したるものなども少からずあつた。然し、また、或は公務を缺怠し、或は百姓を私役し、その他利潤を貪る者のあつたことは、國司の場合に於けると異ならなかつた。

觀察使の設置 以上は、主として、桓武天皇時代に、地方政治の刷新に力を盡くされた事柄を述べたのであるが、桓武天皇の次の平城天皇も、その後を承けて、政弊を除くことには心を用ひさせられた。御即位後、間もなく、新に六道觀察使を置き、東海道・西海道・山陽道・北陸道・南海道の各觀察使を任命して、所管の地方政治を監督せしめられ、先帝の時に置かれた勘解由使を廢せら

れた。觀察使は、後に、東山道・畿内にも置かれ、合せて八人となつた。これは、延暦五年に定められた國司の功過に關する十六條例の監督を嚴重にせられん爲であつたから、觀察使の人々も、舊來のやうに形式的ならずして、子細に實際を按檢して、これを復命した。それによつて、國司の戒飭及び庶民の保護に係る詔勅を下して、地方政治の肅正を圖らせられた。

兵制の改革 右のやうに、桓武天皇以後、地方政治の刷新に銳意せられたけれど、地方官がその人を得なかつた爲か、また弊習の根ざす所が深かつた爲か、根本的の改革は出来なかつた。しかし、度々の嚴勅によつて當局者も自ら戒むる所を知り、汚濁の空氣を一洗する上には効力の多かつたことも争はれぬ事實である。なほ、また、延暦の新制中最も時弊に適中したことは、兵制の改革である。令制（りやうせい）によれば、徴兵の義務を免るべきもの甚だ多く、その徴發を蒙るものは、概ね貧弱の徒である。しかも、兵士は糧食・武器を自辨し、軍團に在つては國司及び軍毅等の使役に供せられ、殆ど全く訓練なきものであつた。かくては、數だけ具はつてゐても實際の役に立たぬ。光仁天皇の時、已にこれに注意せられ、寶龜十一年（一四四〇）三月、太政官よりの「三關邊要を除く外は、國の大小に隨つて額となし、以て殷富の百姓の才弓馬に堪ふるものを點じて、その當番毎に武藝を習はしめば、徴發あるに屬して、庶幾くは稽廢を免れん。其の羸弱の徒は勤めて農に赴かしめん。こ

れ、守備を設けて不急を制するの道ならん。」との奏議を裁可し、徴兵の制を停めて、募兵の制を試みられたほどである。桓武天皇に及んでは、延暦十一年（一四五二）六月、「兵士の設は非常に備へんとてなり。而るに、國司・軍毅、非理に使役し、徒に公家の費を致して、還て奸吏の資となる。斯くては弊たること良に深し。宜しく京畿及び七道諸國並に停廢して勞役を省け。但し陸奥・出羽・佐渡等の國及び太宰府は、邊要の地なれば備兵なかるべからず、其所の兵士は舊のまゝに置け。」との勅を下された。かくして、全國の常備兵は邊要國の外は一切停廢せられた。それにつき、各國の兵庫・官舎等は健兒を差して守衛に充てしめられた。健兒は、多くは郡司の子弟から採り、その數は國によつて差等あり、多きは二百人、少きは三十人或は二十人まであつた。これは、よほどの御英斷で、當時に在つては、蓋し機宜に適したことに相違ない。これが爲に、後に武士の起る誘因になつたといふ非難もあるけれど、それは、あながち、新制の罪のみであるとは言へない。

第四章 藏人所・檢非違使廳の新設

官司の廢合 桓武天皇は、延暦二十五年（一四六六）三月、七十歳の御齡にて崩ぜられた。皇太子安殿親王直に踐祚あり、同五月、即位式を行はせられ、年號を大同と改めた。時に御年三十二。新

帝平城天皇は、前に述べたやうに、地方政治の振肅に銳意せられたが、中央政府の官制についても、無用の官司多きを認められ、大同三年（一四六八）正月、此等の官司を廢合して、冗員を省き、事務の簡捷を圖られた。即ち畫工・漆部の二司を内匠寮に併せ、隼人司は衛門府に併せ、職贖司は刑部省に併せ、宮陶司は大膳職に併せ、鍛冶司は木工寮に併せ、官奴司は主殿寮に併せ、縫部・采女の二司は縫殿寮に併せ、内禮司は彈正臺に併せ、喪儀司は鼓吹司に併せ、その他の諸寮・諸司についても、事務の繁閑に従て屬吏の數に増減を加へられた。（大寶令官制參照）。また、衛府の官は、令制では衛門府・左右衛士府・左右兵衛府の五府であつて、その後、中衛府・近衛府・外衛府が新に加はつたが、光仁天皇の時外衛府を廢し、平城天皇に及んで、更に衛門府を廢し、近衛府を改めて左近衛府とし、中衛府を改めて右近衛府として、こゝに、左右衛士府・左右兵衛府・左右近衛府の六衛府となつた。左右衛士府は次の嵯峨天皇の時に左右衛門府と改稱せられ、右六衛府で近世まで續いてゐたのである。

藥子の變 平城天皇は、同母の皇弟神野親王を皇太弟に立てられた。天皇は多病の爲に、大同四年（一四六九）位を譲りたまひ、皇太子は御年二十四で即位あらせられた。嵯峨天皇と申す。然るに太上天皇の寵愛を専らにしてゐた女に藤原藥子といふものがあつた。その父は、長岡遷都の主唱者

種繼である。薬子は、平城天皇の御代尙侍となり、寵愛甚だ渥く、巧に媚びて事を用ゐ、遂には政事にも干渉し、兄の仲成も、勢を恃んで、専横な事が多かつた。平城天皇讓位の後に至つて、薬子は、密に上皇に重祚せしめ奉りて己れは皇后とならんと企て、弘仁元年（一四七〇）九月、遂に太上天皇の詔として、平城遷都の旨を公にした。（是より先、太上天皇の爲に、平城に宮居を造ることに決定せられたが、まだ宮殿も出来上らぬ中に、大同四年の十二月、俄に平城に下られ、假に故大臣清麿の家に住まはれた。）——都下の人心はこれが爲に動搖した。天皇は大に怒らせたまひ、先づ仲成を收へ、詔を下して、仲成・薬子の罪狀を擧げ、その官位を奪はれた。上皇は事の破れたるを見、兵を發して薬子と輩を同じくして東國へ赴かうとせられた。天皇、大納言坂上田村麻呂の謀を用ゐ、人をして先づ仲成を殺さしめ、また兵を遣はして美濃路を扼せしめた。上皇進みたまふこと能はず、宮に還つて髪を剃りたまひ、薬子は毒を仰いで自殺した。よつて、皇太子高岳親王（平城上皇の皇子）を廢して、異母弟大伴親王を立てて皇太子とせられた。上皇に御味方した人々の處分は極めて寛大にせられ、その波及する所は少くして局を結んだ。

藏人所の新設 右の薬子の變の勃發する以前、弘仁元年三月、始めて藏人所を設置し、左衛門督巨勢野足・右衛門督藤原冬嗣の二人を以て頭とし、殿上に侍らしめて、機密の文書及び訴訟等を掌

らしめられた。（藏人の名稱は、宮中の校書殿の中に文書を始め服御・調度を納め置く所を納殿といひ、之を一一に御倉といふから、御倉の出納を掌る人といふ義を取つたのである。）かゝる役所を新設せられたのは、當時、薬子・仲成等が平城天皇を擁して陰謀を企て、兩宮の不和漸く生じ、上皇に御味方するものが朝廷にもあつて、宮中の機密が、動もすれば、外部に漏れる恐れがある爲、特に藏人を以て侍從などの事務を扱はしめたのであると思はれる。蓋し、一時權宜の處置であつたが、薬子の亂後も、そのまゝに置かれた。藏人は、その職掌が機密に關係する爲に、次第に權勢を得、宇多天皇の寛平九年（一五五七）には、別當一人を置き、大納言藤原時平を以てこれに任ずるに至つた。その後は、常に第一等の公卿を以て別當とすることゝなつた。かくて、藏人は常に禁中に侍し、勅命を宣傳して、威權甚だ重く、天皇の詔勅は、必ずしも太政官・中務省を経由しないことゝなり、少納言・侍從等の、令制によつて詔勅の宣傳に與る諸官は、その實を失ふやうになつた。

藏人所の官制を略説せんに、別當の下に、頭二人あり、辨官より兼ねるもの、近衛より兼ねるもの、各一人（多くは中辨・中將より採るので、頭辨・頭中將と呼ばれた）、殿上大小の事務を掌り、參議に缺員があれば必ずこれに補し、最も重職とせられた。殿上の班位には、位階の高下に關はず、恒に諸侍臣の上に坐し、よつて貫首ともいはれた。次に藏人あり、内五位藏人は宮中に於ける

雑務を掌り、五位殿上人の中より門閥高く材器あるものを選抜してこれに補す。また、六位藏人四人は宮中些細の用務を勤め、朝夕御膳の給仕をなす、通じてこれを職事といふ。また、非藏人あり、良家の子にして六位のもの、中より選び、殿上驅使の役を勤む。人員は四人より六人に至る。六位藏人に缺員を生ずるときは、この中より任補した。この外、雑色・所衆・出納・小舍人・瀧口武士などがあつた。

檢非違使廳の設置

嵯峨天皇の御代には、また檢非違使が新設せられた。その創置年期は確にはわからぬが、藏人所設置の數年後頃からかと思はれる。弘仁七年(一四七六)二月、衛門府大尉興世文主を以て檢非違使の事を兼行せしむとあれば、當時既に此職があつたと思はれる。仁明天皇の承和元年(一四九四)始めて檢非違使別當を補せられた。その應は左右衛門府内にあつたが、宇多天皇の寛平七年(一五五五)左右の廳を置き、村上天皇の天曆元年(一六〇七)には右廳を廢せられた。

さて、檢非違使は、犯人を追捕し非違を糺彈することを掌り、即ち今の警察事務を執つて居たものである。承和六年(一四九九)には、「彈正臺と檢非違使とは、同じく非違を糺彈する官であるけれど、彈正臺は犯人を追捕する能力がない故、以後は檢非違使と相議し、檢非違使をして逮捕の事を司らしめよ」との勅が出た。後に、宇多天皇の時に及び、彈正臺は終に廢せられ、糺彈・逮捕の

權は、全く檢非違使に歸した。更にまた、六衛府の官人も武事の練習を缺き、犯人の逮捕に堪へなくなつたので、その權力も檢非違使廳に遷り、ついで刑部省や左右京職の所管である訴訟・囚獄の事まで掌るやうになつた。かくして、檢非違使廳の權力は次第に増大し、別當宣或は應宣と稱せられた別當の命令は、勅宣に准じ、之に背くものは違勅と同罪になつた。別當は、參議以上にして衛門督・兵衛督を兼帶する人を以てこれに任じた。別當の下に佐四人(次官)あり、左右衛門佐各二人を以てこれに任ずる。その下に大尉・少尉(判官)がある。大尉は四人にして、後に坂上・中原兩家の人にて任じ、罪人の處刑を掌り、少尉は定員なく、源平以下の武士を以て任じ、犯人の追捕を掌る。次に大志・少志(主典)があり、またその下に看督長(獄直にして罪人の追捕をもなす)、案主長(使廳の書類を扱ふ)等もあつた。

檢非違使は、その初は、京都内の治安に特別な警察機關を要するので、新設せられたのであるが、後には、諸國にも、追々と置かれるやうになつた。また郡にも置かれた。貞觀三年(一五二二)十一月「武藏國、郡毎に檢非違使一人を置く。兇猾黨を成し、群盜山に滿つるを以てなり」と見えたとのを初めとし、これも、必要に應じて次第に諸國に及んだことと思はれる。これより、國々の豪族で追捕の職に當つて身を起さんとするものが多くあつた。これが武士の起る一原因ともなつた。

參 議 前文中に參議の官名を擧げたところがあつたが、同官は、令制にはない。先に聖武天皇の天平三年、藤原宇合・多治比縣守・藤原麻呂・鈴鹿王・葛城王・大伴道足の六人を擢で、參議とせられたが、また特別の職掌とはなかつた。平城天皇の大同二年（一四六七）參議の稱を廢し、五畿・七道の觀察使とせられたが、嵯峨天皇の弘仁元年（一四七〇）また參議の號を復し、爾來八人を以て定員とした。宰相・相公等の別名があるので、相公八座ともいはれ、大臣・納言に次ぐ要職である。また、別に權參議・准參議もあつた。

内大臣・中納言 參議の外に、太政官の要職の内大臣・中納言も、令制以外の官即ち所謂令外官の中の重なるものである。内大臣は、光仁天皇の時からで、左右大臣不參の時、これに代つて政務・儀式等を奉行することを掌る。また、中納言は、文武天皇の時に始まり、孝謙天皇の御代には權中納言もできた。そして、人員も次第に増されて、正官・權官合せて八人乃至十人となつた。職掌は大抵大納言と同じである。

令外官増加の結果 前述のやうに、平安朝に入る前にも、既に政府樞要の地位に立つ令外官ができて、左右大臣の下に中央政府の樞機に參與する者の多くは、此等の令外官の人々であつた。平城天皇の時に、多く八省の下に屬する諸寮司の廢合を行はれて、事務の簡捷を圖られたが、一方には、

その後、藏人所や檢非違使廳の新設があつて、太政官・八省の組織は大に變革せられた。固より大體の形式は、なほ舊のまゝに存してゐたけれど、その實際上によほどの變化が起つた。新設の役所・役人によつて政務・事務の能率の擧がるやうになつた効果もあるが、殆ど同様の職掌でありながら舊官をそのまゝに存置して、新官を設けるやうなこともあり、却て重複・煩雜の弊を醸すことゝなつた。令外官の増加は、一面より見れば、唐制模倣の次第に日本化したのであるが、これが爲に皇權の推移する原因をなしたことも認められる。然し、大體について言へば、平安朝初期には、令制がまだ實行力を保有して居たが、中期以後は、令外の諸官の方が却て有力となつた。令外官の中で最も重要なものは攝政と關白とである。その設置の事情は、後章「藤原氏の興隆」の條下で述べることゝする。

第五章 法典の編纂

格と式 大寶の律・令は、養老の修正を経て大體完備したものとなつた。然し、これが運用については、年代の経過するに従ひ、時勢の推移に應じて、修補を要する所があれば、臨時に政府より法令を出した。それが即ち格である。（格の性質は「時を量りて制を立つ」と解せられて居る）。

また、律・令は大綱を示すに止まる故、施行上の細則がなくてはならぬ。その事務章程を示したのが、即ち式である。(式の性質は「闕を補ひ、遺を拾ふ」と解せられて居る)。大體に於て、律・令は一定のものとし、格・式を以てこれを補ふことになつて居た。

延暦の法制改正 桓武天皇は延暦十年(一四五二)三月、是より先、神護景雲三年(一四二九)吉備眞備・大和長岡等が刪定した律令二十四箇條を發布し、次いで十六年(一四五七)六月には、神王等の刪定奏進した令格四十五箇條を有司に下して施行せしめた。その條文は傳はらないが、固より大きな變更はなかつたと思はれる。その後、律令改修の事はないやうである。天皇が『國司交替式』を撰定せしめられた事は前に述べた。

弘仁格・式 格・式は前々から必要な場合に發布せられて居たのであるが、これを編輯して一の法典とした最初は嵯峨天皇の御代である。天皇は桓武天皇の遺志を奉じて、藤原冬嗣・同葛野麻呂等に命じて編輯せしめられ、弘仁十年(一四八〇)四月出来上つた。これには、大寶元年から弘仁十年までの法令が輯められ、總て式四十卷、格十卷あり、世に『弘仁格』・『弘仁式』と稱せられる。その修撰には秋篠安人・藤原三守・橘常主・物部中原敏久等も與つた。敏久は大判事を務めた有名な法律學者であつた。

貞觀格・式 弘仁格・式に次いで、清和天皇の御代に、貞觀格・式ができた。『貞觀格』は、弘仁十一年から貞觀十年(一五二八)迄の格を集めたもので、それに臨時格二卷を併せて十二卷より成り、貞觀十一年四月に編纂を了へて奏上せられた。この編纂には、藤原氏宗・南淵年名・大江音人・菅原是善・紀安雄・大春日安永・布瑠道永・山田弘宗等が與かつた。また、『貞觀式』は二十卷あり、十三年(一五三二)八月にできた。編纂に關係した人々は大概貞觀格のと同じである。これより先に、貞觀十年閏十二月、『内外交替式』二卷の撰定せられたことも、ここに併せて記し置く。

延喜格・式 更に延喜格・式が最後にできた。『延喜格』は、貞觀十一年より延喜七年(一五六七)までの格を集めたもので、延喜八年十二月にできた。詔を奉じて編纂に關係した人々は、藤原時平・同定國・同有穂・平惟範・紀長谷雄・藤原菅根・三善清行・大藏道明・惟宗善經等である。その卷数は十卷で、臨時格二卷を合せて十二卷になる。『延喜式』は延喜五年八月、醍醐天皇が藤原時平に詔して、弘仁・貞觀の兩式を併せ、更にその後の時勢の變遷をも斟酌して、或は加へ或は刪つて一部の式を撰定せしめられたもので、その編纂には二十三年を費し、總裁たる時平は已に薨去して、延長五年(一五八七)十二月、時平の子忠平が左大臣の時完成し、これを上つた。『延喜格』の編纂に従事した人々の多くは、また本書の編纂にも與つた。『弘仁式』・『貞觀式』は已に亡びてしまつた。

にも關はらず、最も完備した『延喜式』は全部五十巻現存して、學者に裨益を與へることが多い。また、格は、この後、弘仁・貞觀・延喜三代の格を類別編纂した『類聚三代格』といふものができたが（その年代・編者共によく判らぬ）、全部三十巻の中十五巻は既に散逸してしまつた。

この外に、法制關係のものでは、和氣清麻呂の撰集した『民部省令』二十巻、橘廣相の『藏人式』南淵年名撰進の『左右檢非違使式』一卷等がある。

令義解の撰定 右のやうに、格式等の撰修が行はれると共に、律令の研究も起つて來た。これは律令の實際の運用上にも極めて必要な事であつた。殊に令の研究は最も盛んに行はれ、學者の間に解釋を異にして各相争ふやうな事があり、不便が少くなかつた。よつて、淳和天皇は、明法博士額田今足だいまたりの議を用ゐ、天長三年（一四八六）十月、準據となるべき令の註釋書を撰定すべき事を命じた。まうた。その主任は清原夏野が承はり、南淵弘貞・藤原常嗣・菅原清公・興原敏久・善道直貞・小野篁たかひら・讚岐永直等の學者を會して討究の審議を重ね、天長十年（一四九三）二月に至つて稿成り、これを上り、翌年即ち仁明天皇の承和元年（一四九四）十二月より施行せられることとなつた。これが即ち『令義解』で、全部十巻、多少の殘闕はあるが、大體原のまゝに残つて居る。令の解釋は、これによつて一定せられ、法制研究家の澤を被ふことが多大である。但し、この外に、延喜年間に明

法家これはなもと惟宗直本これなもとの編輯に係る『令集解』三十巻は、舊記に據つて廣く諸家の説を蒐めてあるから、義解と共に學者の參考に供するに足る。直本の編撰に『律集解』三十巻があつたが、今は全く傳はらぬ。令義解の編纂に與つた讚岐永直は、大判事興原敏久・明法博士額田今足等が解決に苦んだ刑法上の難義數十件を抄出して、唐朝に人を派して教を請はんとした時に、永直はこれに對して明快なる解釋を下し、積年の疑團が氷釋した爲に、その事なくして濟んだといふ話が傳へられて居る。

内裏式等 儀式に關しては、延暦二十三年（一四六四）『皇大神宮儀式帳』と『止由氣宮儀式帳』とができた。それ／＼宮司等が撰定したものである。また、弘仁十二年（一四八一）正月には、『内裏式』三巻ができた。藤原冬嗣・良岑安世・藤原三守・小野岑守・滋野貞主等が勅を奉じて撰修したもので、後更に天長十年に至り、清原夏野・藤原吉野・春澄良繩等が勅によつて斟酌添削を加へた。これは、宮中の年中行事に關する儀式の撰録で、その種の撰述の嚆矢をなすものである。この外、平安朝初期の間に、制度・法律・儀式に關する書籍が他にも少からず編述せられたが、今一々擧げることとは、これを省略する。

法典とその實行 平安朝初期に於ける法典の撰修は、新制度の制定ではなく、大寶令の實際施行に關する細目を彙集・整頓して、その完備を期したものである。式の最も詳密なるものは、前に述

べた通り『延喜式』である。然るに、『延喜式』の出来上つた頃には、大寶令の實際行はれることは、よほどその効力が薄弱になり、形式のみは却つてよく整つた。王政の中心をなす律令の最も整備した頃は、また王政の漸く廢頽に傾く時期であつた。その詳細の事情は、後章別に述べる筈である。

第六章 佛教新宗派の勃興

佛教界の腐敗 佛教の興隆は、奈良朝文化の著しい現象の一つであるが、朝廷でこれを獎勵せられる方法があまり有形的に偏したのと、また宗教と政治とが混同せられ爲とで、弊害も少からず生じた。政教混同の弊は、道鏡の事に至つてその極度に達した。これに伴つて、寺院の惡習、僧侶の非行も甚だしく、佛教界全般に頽廢的氣分が充滿して居た。或は、寺院が高利を以て人民に田地・米穀を貸付けたり、或は、法令を犯して、百姓の田地を侵害し、それを買収したり、或は、地方官・富豪などと相結托して、それが土地・山林などを喜捨した體にしておいて脱税の目的を遂げ、裏面では、互に利を分つやうなことをした。また、狡猾な人民は、勝手に僧となつて、課役を免れることを圖り、或は、私に寺を建て、僧侶を置き、愚民を惑はして利益を絞り取るなどの事もあつた。制規の手續を経て僧となつたものも、修行を勵み教化を力めずして、私利・私慾に汲々としてゐる

ほどであるから、課役を免れる爲などから、恣に僧籍に入つたものが増加するに従つて、一層甚だしい汚濁を生じた。

佛教界革新の企圖 佛教界が右のやうにひどく腐敗して居たので、桓武天皇は、勢力ある大寺が集まり、しかも腐敗の中心となつて居る奈良の都から離脱して、天下の人心を一新せんことを圖られた。奈良遷都の場合には、大寺を舊京から新京に遷されたが、桓武天皇の長岡遷都また平安遷都には、奈良京の諸大寺は、そのまゝにして顧みられなかつたのを見ても、御意向のほどが窺はれる。桓武天皇の遷都は、固より政治上の必要が主であるけれども、國民の教化に大關係ある宗教上に於ても、全然一新の氣運を促進したまはんとの御考をも併せて觀るべきである。

桓武天皇は、夙くより、寺院・僧侶の弊習に對してこれを匡正せんことを注意したまひ、延暦二年（一四四一）五月の勅には「京畿定額の諸寺は、其の數限りあり、私に自ら營作することは、先に既に制を立てたり。比來所司寬縱にして、曾て糾察せず。若し年代を経なば、地の寺ならざるはなからん。宜しく嚴に禁斷を加ふべし。自今以後、私に道場を立て、及び田宅・園地を以つて捨施並に賣易して寺に與へば、主典已上は見任を解却し、自餘は蔭贖を論ぜず、決杖八十とす。官司知つて禁ぜざるものも亦與に同罪とせむ。」とて、猥に新寺を建つること、及び人民の田園を寺院に寄附

することを禁ぜられた。同年十二月には「而今、京内の諸寺、利潤を貪り求めて、宅を以て質に取り、利を廻して本と爲す。只綱維の法に越ゆるのみならず、抑も亦官司も阿容せり。云々」と勅して、寺院が錢穀を人民に貸して不當の利潤を貪ることを戒められた。更に、延暦四年五月には、「出家たるの人は、本より道を行ふを事とす。今衆僧を見るに、多くは法旨に乖けり。或は私に檀越を定めて閭巷に出入し、或は佛験を誣稱して愚民を誑誤す。唯比丘の教律を愼まざるのみならず、抑も是れ所司の捉搦を勤めざればなり。嚴禁を加へずんば何ぞ緇徒を整へん。云々」との勅を下して僧侶の非行を嚴禁せられた。此等は、何れも奈良時代から行はれ來つた弊習であつた。桓武天皇の寺院・僧侶に對する戒飭の勅を下されたことは、延暦二年から同二十四年までの間に、三十餘回に及んで居るが、この間の國史即ち『日本後紀』が關卷があるので、なほこの外にもあつたかと思はれる。その回数が多いことは前後に例なく、しかも何れも峻嚴なるものである。如何に天皇が佛敎界の弊風を匡正することに銳意せられたかを知るに足る。而して、その取締りの目的となつたものは、多くは奈良の寺々であつた。

奈良京諸宗の狀勢 ことに、奈良京に於ける佛敎各宗派の狀勢を一顧するの要がある。平安朝以前に行はれた諸宗は、古京の六宗といつて、三論・成實・法相・俱舍・華嚴及び律の六つであつた。

しかし、成實宗は三論宗の附宗となり、一宗として獨立せず、また、俱舍宗も、主に學問として傳はつただけで、宗として獨立するに至らず、法相宗の附宗とせられた。これは、當時、支那に於て成實・俱舍二宗は既に勢力がよほど衰へて居たから、その影響によることも思はれる。

また、華嚴宗は、法相宗の義淵僧正の門下の良辨らうべんが聖武天皇から羅索院らさくいんを賜はつて、これを金鐘寺と改稱し(天平五年)豫て華嚴宗興隆の素願を懷いて居たが、天平十二年靈夢を感じて、その頃新羅の審祥大徳が大安寺に住し、華嚴の深理に通達して居たので、これを金鐘道場に請じて、始めてその講筵を開いた。これが我が國に於ける華嚴宗興起の紀元であつて、審祥を第一祖とする。爾後、金鐘寺は華嚴宗弘通の道場とせられ、此の地に東大寺の造營あり、良辨は始めてその別當に任ぜられ、寺務を司り、また、法務を兼ね、光仁天皇の御代初めの頃までに及び、華嚴の第二祖とせられて居る。良辨の後に、その徒が相續いで此の宗を相承したけれど、良辨在世の頃ほどの盛況を見るに至らなかつた。

次に、律宗は、孝謙天皇の天平勝寶五年我が國に渡來した支那の鑒眞を本邦律宗の初祖とする。鑒眞の入京するや、詔して東大寺に置かれ、毘盧舍那大佛の前に戒壇を築き、天皇・皇后及び太子以下、登壇受戒するもの四百人に及んだ。次いで、大佛殿の西に戒壇院を創設し、また別に唐律招

提寺（略して唐招提寺といふ）を建て、こゝにも戒壇を築かしめられた。よつて、鑒眞は、戒壇院を上足法進に付して招提寺に移つた。和上の寂後、門下の師跡を嗣いだものはあつたけれど、華嚴宗と同じやうに、餘り振はなかつた。且、律宗は、登壇受戒その事が諸宗に共通せられる故、單なる一宗派として見難い點もあつた。

右のやうな次第であつたから、奈良時代佛教の實力は、三論・法相の二宗に存して居たと云ひ得る。三論宗は推古天皇の三十三年（一二八五）高麗よりの貢僧慧灌僧正を以て、我が國三論宗の第一祖とする。而して、三論宗を以て我が國宗旨を立つる最初であるともいはれる。慧灌の門下に英才が多かつたが、中にも智藏は最も著はれ、更に智藏の上足に道慈あり、世に慧灌・智藏及び道慈を加へて、これを三論宗の三傳と稱する。三論宗が傳來してから三十餘年の後に、齊明天皇の御代、道昭が法相宗を傳へた。道昭は河内の人で、父は有名な船惠尺。白雉四年（一三二三）遣唐使に隨つて唐に入り、玄奘三藏によつて法相宗の教を受け、在唐七年にして歸朝し、盛んにその教を説いた。これと殆ど同時に、智通・智達も亦入唐して、法相を玄奘及び慈恩大師から傳へられ、文武天皇の御代、智鳳等も入唐して、智圓大師に就いて同宗を學んだ。この後、智鳳の下に義淵僧正あり、また道昭・義淵の下に行基菩薩出で、同じく義淵門下七上足の最優者玄昉は養老元年（一三七七）入唐

し、法相の義を智周大師に學び、在唐十八年の後、天平七年歸朝し、興福寺に住した。玄昉は、大に天皇の御信任を蒙ふり、天平九年には、勅して紫袈裟を賜はり、内道場に入出し、その勢が朝を傾けた。玄昉は、晩年失脚したけれど、法相宗の勢力にはさまでの影響はなかつた。

三論・法相兩宗の勢力の盛衰からいへば、三論宗の最も盛んであつたのは、寧ろ奈良朝以前に在り、奈良朝に入つては稍衰退を免れなかつた。即ち法相宗との競争に次第に敗れつゝ平安朝に及んだ。されば、延暦十七年（一四五八）九月の詔にも「比來、所有佛子、偏に法相を務め、三論に至つては多く其の業を廢す。世親の説傳はるといへども、龍樹の論將さに墜ちんとす」とあり、また同二十二年の詔には「眞如の法理は一味無二なり。然るに、三論・法相兩宗の菩薩目擊して相争ふ。聞くが如くんば、諸寺の學生三論に就くものは少く、法相に趣くものは多く、遂に阿黨凌奪して其の道をして疎淺ならしむ。云々」とあるに至つた。これによつて觀ると、三論・法相二宗の争は、固よりその宗義上に相容れざる點があつた爲ではあるが、それから段々移つて、勢力上の争が烈しく行はれたことが知られる。

佛教界新人出現の必要 桓武天皇は、寺院の濫設を禁ぜられたけれど、近江には新に梵釋寺を建て、また平安京羅城門内の東・西には東寺・西寺を建てられた。寺院・僧侶の非行は嚴重に取締ら

れたけれど、佛教の保護については、十分心を用ゐられた。要するに、佛教界を肅清して眞の佛教の善良なる感化を光被せしめたいとの御意志に外ならぬ。然るに、奈良朝以來の諸宗の勢力あるものは、互に相争つて、單にこの方面のみから觀ても、その弊に堪へぬ次第である。且一般に當時の諸宗は、支那傳承のまゝで、理論的に偏し、民衆教化といふ重要な方面に心を用ゐることは極めて乏しかつた。此等諸事情から考へて、桓武天皇が、佛教界に新なる偉人が出でて、一大新宗を立て、その力によつて沈滯腐敗の空氣を一掃し、佛教の功德を普く民衆に及ぼしめたいとの叡慮の篤かつたことは察し奉るに餘りある。新しい帝都の建設は、新しい政治を意味し、また風俗の革新を要望し、更に新しい宗教の建設を期待する。延暦の遷都と時を同じくして新佛教の興隆せられたのは偶然のやうであつて、必ずしも偶然ではない。この新氣運に乗じ、新氣運を代表して、佛教界の一大革新を起したのが、即ち最澄及び空海である。

最澄の修養 最澄は近江滋賀郡の人、三津氏、其の先は後漢の孝献帝に出で、大和の漢氏の族類である。幼名は廣野、父を百枝といひ、稱徳天皇の神護景雲元年（一四二七）に生れた。十二歳の時、同國の大國師行表（國分寺に居住す）に就いて出家し、十五歳の時、國分寺の僧に缺員ができたので、それに補任し、次で延暦二年には度牒を賜はつた。その頃は、主として法相宗を學んで居

たらしいが、奈良に遊んだ時に、鑿真和上が將來した三大部を得た。三大部は、支那天台宗の祖智者大師の著述で、所謂天台宗の教義を大成した經典と見做される『法華玄義』、『法華文句』及び『摩訶止觀』である。最澄はこれを得て、非常に喜び、閑寂の地を求めて、思案に耽り研究の功を積まんと欲し、延暦四年（一四四五）十九歳の時、比叡山無人の境に入り、草菴を結び、此處に住して、一心に精進した。得る所は益々多かつた。同六年には、更に山頂に一字の佛殿を營み、自刻の藥師如來の尊像を安置した。これが、根本中堂、後に一乘止觀院と稱せられるものである。

この後、數年にして、最澄に取つては思はぬ幸運が向いて來た。それは、延暦十三年（一四五四）平安新都の經營せられたことである。比叡山と平安京とは、その地理上の關係からも、また奈良京佛教の煩累から離れた新朝廷と、奈良佛教から獨立した一宗を建てやうとする最澄の決心とは、立場を同くし、利害を一にした。即ち、新都の經營は、最澄の所志と事業とに一進轉機を與へた。果せるかな、最澄の堅志・篤學の名は、何時しか天皇の御耳に達し、同十六年には、内供奉の列に加へられ、近江國の正税の一部を割いて山供費に充てられるといふ殊恩を蒙ふことゝなつた。最澄は乃ち大願を發し、南都七大寺の衆僧の助力を請ひ、一切經論章疏記を淨寫した。同十七年には、南都の名僧十人を一乘止觀院に請じて、講師となし、始めて法華十講を行つた。更に、同二十一年

には、和氣弘世の發願によつて、高雄山寺で開かれた法華會に臨み、奈良各宗の大徳たちの並居る前で、天台の教義を講演し、一層その名聲を高めた。桓武天皇は、遂に、その九月、法華會のまだ終らぬ中に、天台興隆の思召を以て、支那に渡つて佛典を求むべきことを命ぜられた。名義は遣唐還學生といふので、彼の地に留つて學問する爲ではなく、全く一年間、彼の地に在つて天台の經典を求めて來る爲であつたので、留學に對して還學といふ名稱にしたのである。最澄は、また、通譯の必要から、その弟子義眞を隨行せしめんことを奏請して、許された。

最澄の入唐求法 最澄等は、延暦二十三年（一四六四）七月、遣唐大使藤原葛野麻呂の一行に隨つて、その第二船に乗じて渡唐の途に就いた。この時、空海も留學生として行を共にし、第一船に乗じて出發した（空海の事は後に詳説する）。第一船は福州に、第二船は明州に到着した。それから大使の一行は北上して長安に向つたのであるが、最澄は、天台宗の根本地たる天台山を訪ふ爲に南方台州に赴いた。天台宗は、隋代の智者大師が天台山に居てその教を弘めたのでこの名がある。法華經を釋迦一代の説教中の純圓獨妙なる眞實教とし、その妙旨を悟了して、これを吾人の一心に應用し來り、實際の活用をなさしむるを旨とする。その第六祖たる湛然は大に天台宗の光輝を發揚したが、此頃、その門下の一人道邃は天台山修禪寺に居たし、また同じく行滿は佛隴寺に居た。最澄

は先づ道邃に謁して、天台の止觀（應用的實踐の方面）を受け、また、義眞と共に菩薩大戒を授けられた。次に、行滿にも親しく面接して、天台の教相（理論的攻究の方面）を教へられた。その上當時台州の刺史であつた陸淳といふ人が非常に好意を表して、最澄の一行を迎へ、その目的を聞いて、特に寫經生を雇ひ、紙を買つて、盛んに天台宗關係の典籍を寫させ、その間に道邃や行滿に就いて教を受ける種々の便宜を與へてくれたのである。こゝで寫し取つた經文は、二百四十卷にも上つた。

最澄は、また、天台山禪林寺の脩然から禪の血脈を受けた。已にして、翌二十四年四月、一旦上陸地の明州に還つたが、更に眞言を求むる爲に越州の龍興寺に赴き、順曉に會つて、眞言の祕法を授けられ、また陀羅尼經書・印契圖樣・灌頂器具等を得た。かくして、最澄は、天台宗の外に密教禪宗及び戒律をも併せて修得した。即ち在唐中傳へ得た法門は、圓・密・禪・戒の四宗に亘り、これを名けて四種相承といつて居る。渡唐の目的は十分達し得たので、その五月中旬、遣唐使の船に載せられて歸朝の途に就き、六月無事に博多の津に歸着した。在唐の日數は一年足らずであつた。

最澄の天台宗開立 最澄は、尋いで上京して、將來せる經論章疏二百三十餘部合せて四百六十餘卷及び器具若干を上つた。天皇大に悦ばせたまひ、和氣弘世に勅して、最澄將來の天台諸典籍を天

下に流布せしむる要ありとて、七大寺の爲に七通を書寫せしめ、特に禁中より上紙を給して書寫せしめられた。また、南都の大徳八人の爲に天台の教文を講ぜしめ、更に高雄山寺に法壇を築き、諸寺の智行兼備の僧八人を選び、最澄が傳へた眞言の祕法によつて灌頂を受けしめた。是れが本邦に於ける眞言宗の灌頂の始めである。かくて、最澄は、よく時運に際會し、天台法華の新義を宣傳して、名聲は益々揚り、着々その地歩を占め來つた。遂に延暦二十五年(一四六六)一月、奏して諸宗並び昌ゆる方を講じ、これに天台法華を加へて七宗となし、宗毎に一年に二人の僧を度すべきことを請ひ、許可せられた。これによつて、漸く萌し來れる奈良六宗の嫉視を緩和し、更に自宗の立脚地を固くすることが出來て、天台宗は獨立の一宗として朝廷から認められることゝなつた。

大乘戒壇の設立 同年三月には桓武天皇は崩御になり、絶えず、信任恩遇を被つてゐた最澄に取つては、大打撃であつたけれども、天台宗の基礎は既に動かすべからざるものとなつてゐた。平城天皇を經、嵯峨天皇の御代となつて、最澄は、また、天皇の御信任を辱くした。弘仁五年(一四七四)には、比叡山寺に對して、近江國稻四百束を賜はつた。最澄が天台宗弘布の本據とした處は比叡山寺で、歸朝後間もなく、十六院建設の地を點定して、大にその規模を擴張せんことを務めた。一方には、これと地理的に密接の關係ある平安京は、完成して新面目を開き、古京六宗から獨立した新

興の天台宗は朝家の保護も加はつて、次第に盛運に向つた。最澄は更にその志望を進め、弘仁十年(一四七九)大乘圓頓の戒壇を叡山に設けんことを奏請するに至つた。

當時、戒壇の設けられて居たのは、大和の東大寺、下野の藥師寺、筑前の觀世音寺の三箇所であつて、東海道足柄坂・東山道信濃坂以東の國は藥師寺、西海道諸國は觀世音寺で受戒させ、その餘の諸國は皆東大寺で受戒せしむる規定であつた。それ故、天台宗が獨立したとはいへ、比叡山寺の勢がよくなつたとはいへ、その僧侶は、奈良へ行つて受戒しなければ、一人前のものとはなれぬ。それで、叡山にも獨立の戒壇を設けて、奈良僧侶に頭を下げなくてもよいやうにしたいと望んだわけである。これは、殆ど奈良佛教に對する挑戦といふべきものであつた。

朝廷では事重大なりと見て、奈良諸大寺僧綱にその意見を諮られた。僧綱等は固より承知する筈はない。元興寺の護命以下七人の連署を以て上表し、烈しくこれに反對した。同時に、東大寺の景深は『迷方示正論』を著はして、天台宗義の二十八失を指摘した。最澄は、これに對して『顯戒論』三卷を表進し(弘仁十一年二月)、また、『顯戒論緣起』二卷を著はし、一々辯明答解した。最澄の言ふ所は當を得て居たけれど、南都諸寺の反對が引續いて烈しかったので、戒壇設立の事は容易に勅許せられなかつた。

その内に、弘仁十三年（一四八二）六月四日、最澄は遂に五十六歳を以て入寂した。その寂後初七日、即ち十一日に始めて大乘の授戒を許され、後、淳和天皇の天長四年（一四八七）五月、戒壇院建設の勅許を蒙つた。これより先、弘仁十四年（一四八三）二月、嵯峨天皇は比叡山寺に延暦寺の勅額を賜はり、後、清和天皇の貞觀八年（一五二六）七月に至つて、傳教大師の諡號を最澄に賜はつた。これが、我が國に於ける大師號の始めである。大師寂後に於ける天台宗の狀態については、更に章末に述べることにし、次には眞言宗開立のことに移る。

空海の修養 最澄と同時に入唐した空海の事は前に一言した。空海はまた眞言宗を開いた。空海は、寶龜五年（一四三四）六月、讃岐國多度郡屏風浦で生れた。最澄の誕生から七年の後である。父は佐伯田公、母は阿刀宿禰といつた。幼少から、經史文章を外舅阿刀大足に學び、稍長じて、京都に出で、大學に入り、更に深く經史の研究を續けたけれども、意に満たぬ所があり、次第に佛道に傾いて來た。遂には、京都を去り、南海・山陽等の諸國を遊歴して、幾多の苦行を積んだ。弘法大師諸傳中「名山絶巔の處、石壁孤岸の奥、超然獨り往いて淹留し、苦練山林を經行す云々」とか、或は「嚴冬の深雪には、藤衣を被つて精進の道を顯はし、炎夏の極烈には、穀漿を絶して朝暮懺悔す云々」とか言つてあるのが、即ち當時の實狀であらう。かくすること二年近くの後、再び京畿

に還り、延暦十二年（一四五三）和泉國槇尾山寺で勤操僧都に就いて剃髮得度し、次いで同十四年南都東大寺戒壇院で具足戒を受けた。これより益々研鑽の功を積むに及んで、空海は既修の經典に疑惑を生じ、更にそれ以上の法門を求めんとすることに熱中した。その結果、「大毘盧遮那經」即ち『大日經』の我が國に傳來し居ることを知り、その探求に百方力を盡し、遂に延暦二十二年大和久米寺に於いてこれを發見したと傳へられて居る。空海は多年の宿望を達し得たことを喜び、熱心に閲讀したが、其の意義の解し難いことが多く、しかも、我が國ではこれを問ひ質す人がないので、渡唐求法の念が盛んに起つて來た。幸に舊師たる大安寺の勤操僧都の周旋によつて、渡唐の許可を得、延暦二十三年（一四六四）七月、遣唐使の第一船に載せられ、最澄と同時に渡唐の途に就くことゝなつた。最澄は勅命による還學生であつたが、空海は私費の留學生であつた。空海、この時、年三十一。

空海の入唐求法 空海の乗つた遣唐使の第一船は、前に述べたやうに、福州（福建省）に着いた（八月十日）。偶々州吏の故障等の爲に、逗留に多數の日子を費し、十二月下旬になつて、大使と共に首府長安に入ることができた。空海は、翌年大使葛野麻呂一行の歸るを送つて後、二月よりは、同學橋逸勢と共に西明寺に寓し、同寺の僧等の案内によつて、諸寺の高僧・碩徳を歴訪したが、遂

に當時密教の中心である青龍寺の惠果阿闍梨に會ふことができた。密教は、初め印度の龍樹・龍智によつて起り、善無畏及金剛智・不空三藏の師弟によつて支那に傳へられ、殊に、不空は玄宗の歸依僧として尊信せられ、密教は直に帝室の宗教となつた。この頃、長安では、密教の勢力なほ盛んにして、惠果和尚は、不空の後を承けて、眞言正統の第七祖となり、徳望尤も高く、一代の宗師として仰がれて居た。惠果は空海を見て、「我れ先づ汝の來るを知る、相待つこと久し。今日相見る、ただ好し。報命喘々として人の法を付すべきなし。必ず速に香花を辨じ、灌頂壇に入るべし。」とて大に悦んだ。空海の喜びも亦知るべきである。乃ち師資の禮を執り、灌頂を受け、胎藏・金剛兩部の祕法を學び、遂に傳法阿闍梨の職位を授けられ、遍照金剛の號を受けた。惠果は、また、その指揮監督の下に、祕密の經疏・陀羅尼・佛像・曼荼羅・佛器等を書寫或は鑄造せしめ、これを空海に授けた。空海自身も經疏その他の書寫に力を盡したことは、越州の節度使に與へた書中に「今長安城中に於て寫し得る所の經論疏等凡そ三百餘軸、及び大悲胎藏金剛界等大曼荼羅尊容あり。力を竭し、財を涸らし、趁逐圖畫せり。然るに人劣り教廣し、未だ一毫を抜かず、衣鉢竭盡して人を雇ふこと能はず、食寢を忘れ書寫に勞す。日車返し難く忽ち發期に迫る。心の憂誰に向つて紛を解かん。」と言つて居るので知られる。

空海は、また、長安の醴泉寺で彌寶國(今のカシュミラ)の般若三藏及び牟尼室利三藏等にも會つて、印度の事情を聴き、梵語を教へられ、更に不空の弟子なる曇貞和尚に就いて悉曇(梵字をいふ)を學んだ。この外にも、書道・詩文なども研究した。僅に二年の間に各種の學科を履修したことは、その精勵のほど想ひ見るべきである。

空海の眞言宗開立 かくて、空海は、最澄よりは一年後れて、大同元年(一四六六)八月歸朝した。初めは和泉の横尾山寺に居たが、同四年七月、太政官符に従つて高雄山寺に住み、聖弘仁元年上表して、こゝで密教の法を修め、國家鎮護の祈禱をした。これが大師の建壇修法の始めである。これから、空海の學徳は漸く世に知られ、諸大寺の學僧は相争つて大師の許に來てその教を受けた。その後、東大寺の別當に補せられたが、間もなくして、その職を辭し、再び高雄山寺に住まつた。その頃、最澄もまた屢々高雄を訪ふて法義を談じ、その弟子を遣はして眞言を學ばしめる等の事もあり、その他諸寺の名僧の高雄に來て灌頂を受けるものが次々にあつた。嵯峨天皇は、大に支那の文物を好まれ、空海の詩文書畫に通達して居るのを喜びたまひて、屢々宮中に召され、空海もまた唐から持歸つた詩文集・書帖等を献じて御覽に供し、方外の清談に尊卑の差を忘れたまうたこともあつた。最澄か嵯峨天皇の御信任を蒙つたことは、前に述べた通りであるが、天皇の空海に對する

御信任・御保護は一層厚かつたやうに思はれる。弘仁四年に、宮中に於て諸宗の碩師と對論せしめられたが、空海は即身成佛の義を立て、その精審なる辯論には他宗の英俊何れも敵し得るものがない。彼れの名聲は益々高く、後に平城上皇は空海から祕密灌頂を受けられたほどであつた。

空海は、豫て幽靜の地を占めて別に道場を創立せんと欲し、弘仁七年(一四七〇)大和から紀伊の山中を經行し、高野の靈區に出た。よつて、その山上の地を相して、こゝに法基を建立せんと決心して、これを奏請し、同年七年勅許を蒙つた。乃ち樹を伐り地を拓き、先づ一二の草菴を營んで住侶の假居に充て、次第に伽藍營構の端緒を開き、數年にして略々成つた。これが高野山金剛峰寺の開創である。この工事の終つた後、同十年から十一年にかけては(即ち叡山の大乗戒壇建立に關する爭議の盛んなる時)東國を巡化して、下野では二荒山に登つて勝道上人の遺蹟を訪ひ、足跡は更に東北地方にまで及んだと傳へられて居る。

弘仁十四年(一四八三)正月には、詔して東寺を空海に賜はり、灌頂院を建て、唐の青龍寺の法式に准じて、毎年春秋灌頂を行ふこととした。殊に、眞言僧五十人を置き、永く眞言弘通の根本道場とし、號を賜はつて教王護國寺といつた。また、淳和天皇の天長二年(一四八五)には、高雄山寺も神護國祚眞言寺と改め名けて、空海に賜はり、長日修法所となさしめられ、朝廷より備前國の水田

二十町を賜はつた。次いで、仁明天皇の承和元年(一四九四)に及び、唐の内道場に准じて宮中に眞言院を置くことを奏請して許され、毎年正月に後七日息災增益修法を行ふことを國家の永式と定められた。(後七日修法は、正月八日から十四日まで眞言院で金光明最勝王經を講説し、國家平安・五穀豐饒を祈請する儀式をいふ)。空海はかくも厚い朝恩を蒙りつゝ、翌二年三月、金剛峰寺で示寂した。年六十二。その後、醍醐天皇の延喜二十一年(一五八一)弘法大師の勅諡號を賜はつた。

新立二大宗の特質 さて、最澄及び空海によつて、天台宗並に眞言宗の二大新宗派が我が國に開立せられたが、なほその性質について一言して置くことを要する。先づ、天台宗の宗脈は、智者大師以前、慧文・慧思の二僧に出て居るが、智者大師は二慧の後を承けて法華の妙旨を發得し、玄義・文句・止觀の三大部を開説した。即ち天台宗は智者大師によつて大成せられ、その宗の大意は、前にも述べた通り、釋迦が最後に説教せられたとする『法華經』に依つて、一實圓頓の妙旨を解了し、止觀明靜の妙行を修するにある。しかも、日本の天台宗は、圓・密・禪・戒四宗融合の天台宗であつて、單純な支那の天台宗とは趣を異にして居ることは、注目すべきである。最澄は「天台は獨り論宗を斥けて經宗を立つ。論はこれ經の末、經はこれ論の本なり。本を捨て、末に隨ふは、猶上に背いて下に向ふが如きなり。經を捨て、論に隨ふは、根を棄て、葉を取るが如し。」といひ、この終

始一貫せる主義によつて、天台開立の大旗を建てた。渡唐前から四宗融合といふやうな大きな理想を抱いて居つたといふのは疑はしいが、歸朝後は、天台實相の本義を中心とした眞言・禪・戒の調和を企て、群生を濟度し國家を鎮護せんと努めた。眞に一種獨特の新組織を立て、日本天台宗を大成したとはいひかねるも知れぬが、右の諸宗の間に教理の契合を見出し、何れも相背反しないことを確認した包容的天台宗である。

眞言宗は印度の大日如來が自身に證悟した眞理を示さん爲に説かれたのに始まるといはれ、『大日經』・『金剛頂經』に依り、他宗を釋迦の説教による顯教とし、自宗を佛陀の自證を味ふ密教とする。これを眞言宗といひまたは密教といふのは、釋迦の説教は悉く隨他意の説である故、眞言とはいへない、また隨他意であるから識知し易い、よつて顯教といふのである。然るに大日の所説は隨自意の語であるから、眞言と稱すべく、又隨自意であるから識知し難い故に密教といふのである。空海は惠果からこの眞言宗を傳へられ、歸朝の後、更に研究を重ね、密教の爲に始めて教相判釋を加へ佛教全體と密教との關係を明かにし、晩年に『十住心論』を著はして、眞言の祕密教は、顯教各種の上に立つべき最優のものなることを唱へた。即ち眞言宗の組織を大成し、その資格をして最も高からしめたのは、空海の功績である。

之を要するに、天台宗でも眞言宗でも、兩大師がそれ／＼これを我が國に開立するやうになつては、その程度には相違ありとはいへ、支那に於けるものよりも稍異つた特色を有するものとなつた。即ち幾分か日本化せられたといへる。しかし、本來が支那傳來の宗派であるから、眞によく日本的に消化融合せられたものではない。殊にこの兩宗は共にその教理深遠にして、普通人がこれを理解玩味することは困難である。從て國民に對する普遍的教化の力は、乏しく、國家の鎮護を主とし、または貴族の息災・除厄等を祈請するに傾くやうになつた。眞言宗は、殊にその威儀の莊嚴、加持の嚴烈なることが、人をして所願意の如く成就すべしと思はしめた所から、速に多數の歸依者を得るやうになつた原因とも考へられる。

山岳佛教とその效果 最澄は比叡山に延曆寺を建て、空海は高野山に金剛峰寺を建てた。これら、寺院の山嶽の上に立てられるものが益々多くなつた。これを奈良時代の状態に比べると、その時代の佛寺は朝廷や貴族の保護の下に、都市若くはその附近に建てられた。奈良朝の佛教が都市佛教であると言はれるのはその爲である。これに對して、平安朝の佛教は、山岳佛教と言ひ得る。最澄は山林の精進修練を專一とし、天台の年分度者の如きも、得度授戒後、十二年間は出山を許さぬ制度を設け、空海も、高山深嶺に修禪入定の人の稀少なるを嘆じ、深山の平地が最もこれに適して居

るとして、高野山に修禪の一院を設けんことを願つて、許された。言ふまでもなく、僧侶が戒律を守り、研學修道するには、都會の俗塵と遠ざかつて、深山幽谷に閑栖を營み、一向に精進するのが最も良い。最澄も、空海も、皇室の渥い恩遇を蒙り、また上下の歸依を受けながら、共に政治的野心を抱かずして、その全力を佛法の爲に注いだ。それ故に、佛教の一般的教化は、また不十分であつたけれども、佛教の進歩を促し、また佛教と政治との混同を防ぎ、奈良時代に於ける弊害を一洗することができた。民衆教化の普遍に至つては、なほ多年の後を待たねばならなかつた。

天台宗の興隆 さて、天台宗に在つては、最澄示寂の後に、大師入唐の時譯語として隨行し、歸朝の後も常に追隨して、一宗開立の業を輔けた弟子義真が、遺命を奉じて一山を領し、淳和天皇の天長元年、勅を奉じて延暦寺傳法師となつた。これが即ち天台座主の起りである。義真の後は、圓澄繼いで叡山第三世となり、第四世圓仁に及んだ。圓仁は下野國都賀郡の人、大同三年（一四六八）、最澄の門に入り、圓教の奥義を極め、最澄の寂後、承和二年、入唐請益（請益とは、已に業を修めて更に請ふ所あるものをいふ）に充てられ、同五年（一四九八）、遣唐使の船に同乗して唐に赴き、諸寺を巡歴して研習すること十年に亘り、同十四年歸朝し、文徳天皇の仁壽四年（一五二四）天台座主に任ぜられた。これが座主の公稱ある始めである。圓仁の頃に及んで、天台の教は益々弘ま

り、延暦寺には幾多の堂塔營建せられ、内容は充實し、儀禮は整備し、祖業が殆ど大成せられた。圓仁は貞觀六年（一五二四）七十一歳にて寂し、同八年七月、最澄に傳教大師の諡號を賜はる時、圓仁に慈覺大師と諡せられた。

圓仁より少し後れて圓珍が出た。圓珍は讃岐國那賀郡の人にして、空海の甥に當る。年十五にして叡山に登り、第二世義真に師事した。仁壽三年（一五二三）入唐、多くの高僧に接して益を請け、また、四百餘部一千卷の典籍を求め得て、六年の後、天安二年（一五二八）歸朝し、翌貞觀元年（三井園城寺の長吏となり、同十年、圓仁の上足にして、その後を承けて座主となつた安慧について天台座主に補せられた。宇多天皇の寛平三年（一五五一）七十八歳にて示寂し、醍醐天皇の延長五年（一五八七）智證大師の諡號を賜はつた。

慈覺・智證の兩大師は文徳・清和・陽成・光孝・宇多の數朝凡そ五十年に亘つて相尋いで出で、一宗の興隆はその力に頼ることが多かつた。然るに、後に及んで、兩大師の門流相分れて、慈覺の延暦寺派を山門派と稱し、智證の園城寺派を寺門派と稱し、互に烈しく相争ふに至つた。その事は更に後章に説くこととする。

眞言宗の興隆 眞言宗では、空海の門下に俊才が多く出たが、中にも實慧・眞濟・眞雅は最も名

高い。實慧は、第一代東寺長者となり、嵯峨・淳和の二上皇に崇信せられた。真濟は、承和年間入唐の後、神護寺を承繼し、後に第二代東寺長者となつた。真雅は、空海の弟で、第三代東寺長者に補せられた。東寺は、當時此の宗の中心勢力となつて居たのである。真雅の門に真然あり、空海の甥にして、大師入定の時、遺命によつて金剛峯寺の後董となり、元慶八年(一五四四)には宗叡に次いで東寺の長者となり、後更に高野山に隱退し、専ら金剛峯寺の經營に従ひ、これを完成した。真雅の門には、また源仁あり、その門から聖寶・益信の二傑が出で、真言宗は更に振張せられた。益信は、宇多上皇の御歸依を受け、上皇に灌頂を授け奉つてから、真言宗は益々宮中に行はれるやうになつた。また東寺一、長者となり、東大寺別當をも兼ねた。聖寶は益信の後に東寺一、長者となり、東寺諸堂宇經營の事に力を盡くした。聖寶は、また、諸國の山川を經行して、苦修練行を積み、殊に大和金峰山の頂に藏王權現の堂を建て、大峯詣修驗道の起源を開いた。醍醐寺もまた聖寶の開創した所である。東山天皇の寶永四年(二三六七)、勅諭理源大師の號を賜はつた。

第七章 學問及び藝術

唐朝文化の影響 奈良時代には、政治・法制より學問・宗教・藝術・風俗等に至るまで、唐朝

文化の感化を蒙ふことが多大であつたが、平安時代初期も、前代の後を承けて、唐朝文化の影響は依然としてつゞき、殆どその極に達した。桓武天皇は、學問の獎勵に心を用的たまひ、勸學田百町餘を増して大學の諸生に資給し、平城天皇も諸王及び五位以上の人の子孫で十歳以上の者は皆大學に入らしめられた。次の嵯峨天皇は、博く經史に通じ、詩文を善くし、また書道にもすぐれ、殊に支那風を好ませられ、朝廷の禮式、衣服の制までも、一に唐風に據らしめられたほどで、諸皇子にも讀書を勧めたまひ、諸臣もこれに倣つたので、この頃から漢學は益々興隆の運に向つた。

官學及び私學 教育機關として帝都に大學あり、諸國に國學ある令の規定は舊のまゝである。大學の教科も大體に於いて變りはないが、承和元年には、紀傳博士が廢せられ、文章博士二人とせられ、紀傳道は文章道に併せられることになつた。地方の國學は、諸國とも皆設置せられて居たかよく判らないけれども、地方文化を進める上には效力のあつたことは疑はれぬ。大學は當時に於ける學問の中心として、その効果を擧げた。

官立の大學の外にも、有志の貴族は、各その家族子弟の爲に私立の學校を設けた。此等の私學の中で、最も古いのは弘文院である。これは和氣清麻呂の遺志によつて、その子弘世が建てたのである。弘世は種々學問の爲に力を盡した人であるが、この弘文院には、内外の圖書數千卷を藏し、ま

た毘田四十町を附して、學料に充てた。これに次いで、藤原冬嗣は、弘仁十二年（一四八一）に藤原氏同族子弟の爲に勸學院を建てた。この勸學院は、藤原氏の興隆につれて次第に盛大に赴き、大學寮の別曹となり、寮の南にあるので南曹と稱せられた。當時、「勸學院の雀は蒙求を囀る」といふ俗諺があつたほどで、その盛んなさまが窺はれる。勸學院の出來た頃に、嵯峨天皇の皇后嘉智子も弟の右大臣橘氏公と謀り、學館院を設けて、橘氏の子弟を教育せしめられた。また、平城天皇の皇孫在原行平が陽成天皇の元慶五年（一五四一）に設置した獎學院は、在原氏の同族並に嵯峨源氏の一族の學問所である。これも、大學寮に近く、勸學院と對ひ合つて居て、昌泰三年（一五六〇）には、大學寮の南曹となつた。

この外に、私學ではないが、大學寮の中に文章院といふのが、大江音人と菅原清公との奏請によつて創められ、東西兩曹に分れ、東曹は江家の學舎、西曹は菅家の學舎であり、各々自家の門人を教へた。

貴族諸氏が各々その子弟教育の爲に設けた私立學校とは趣を異にしたものに、空海の綜藝種智院がある。階級に係はらず、一般人民の子弟の入學を許した。その教科は、重に佛敎で、傍ら儒道にも及んだ。官立の大學は、極めて少數の特權階級の子弟のみが入學し得る所で、一般庶民は學問をする道が殆ど無いので、その缺點を補ふ爲である。空海の撰述した『綜藝種智院式並序』があつて、設立の趣旨及びその計畫の概要を知ることができ、この學校は、果して開校されたか、確かではない。

以上の私學の外に、朝廷に仕へて居た儒家、善淵・大江・慶滋・菅原などの諸氏は各私塾を設けて門人を教へた。菅原氏の下から最も多數の著名の學者を出したのは著しいことで、大藏善行の門人にも有名な人が少くない。第五章中に擧げた明法博士讚岐永直の如きは、文徳天皇の勅命によつて、その私宅で律令の講義を生徒に授けた。

漢文學の尊重 官學にしても、私學・私塾にしても、當時教授せられることは、すべて支那の事であつた。大學の明法科では、我が現行法令を教へたけれど、大寶律令の模範は、支那から採つたものである。此頃は、たゞ支那の事を知るを以て學問の第一とし、漢學に長じた人を漢才ある人と稱して最も貴んだ。しかも、漢學といふ中でも、第一には、漢文を能く讀みまた書くこと、第二には、漢史を讀んで事蹟を多く知ることが重んぜられた。經書を研究する明經道は、文章の稽古を目的とする紀傳道よりも軽く見られ、歴史を讀むのでも、古今成敗の跡を鑑みることが主とせずして、文章作成に必要な故事を知る爲であつた。明經博士でさへ、僅に正六位下相當官なのに、文章博

士は、弘仁十二年二月、正七位下相當から從五位下相當に進められた。文章道の重んぜられたことがこの通りなので、學者はその方面に主力を注いだ。従つて、平安朝初期に、多數の著述や編纂の典籍があるが、その殆ど全部が漢文で記述せられて居る。第五章中に擧げた法制關係のものは、ここには之を省き、その外の重なるものについて左に略述する。

勅撰の國史 修史には、奈良朝の『日本書紀』の後を承けて『續日本紀』以下五國史の勅撰がある。『續日本紀』は、初め石川名足・淡海三船等が桓武天皇の命を奉じて、文武天皇の元年から天平寶字元年までを編し、更にその後を石川名足・上毛野大川等が補足したのを、延暦十三年、藤原繼繩が菅野真道・秋篠安人等と共に修正し、更に同十六年（一四五七）、前半を真道・安人及び中科巨都雄等が補訂し、前後合せて四十卷となしたのである。本書には、文武天皇の元年から、桓武天皇の延暦十年に至る九十五年間の記事が載せられて居る。

次は『日本後紀』。仁明天皇の承和七年（一五〇〇）藤原緒嗣・源常・藤原吉野・同良房・朝野鹿取等の撰進する所。初め嵯峨天皇の弘仁十年藤原冬嗣等が修撰の命を蒙つてから、二帝の世を経て出来上つたもので、編輯に關係した人々には、前に良岑安世・清原夏野・小野岑守・坂上今繼などがある。延暦十一年正月から淳和天皇の天長十年二月までの記事で、全部四十卷であるが、今では

十卷だけ存して居る。

『日本後紀』に次いで、『續日本後紀』が出来た。清和天皇の貞觀十一年（一五二九）太政大臣藤原良房等の撰進する所であるが、その事業の始められたのは、文德天皇の御代からである。藤原良相・伴善男・春澄善繩も編輯に關係して居た。天長十年三月から嘉祥三年三月までの歴史で、全部二十卷である。

次には『日本文德天皇實錄』（略して『文德實錄』といふ）で、貞觀十三年藤原基經等が勅を奉じて撰修し始めたが、次の陽成天皇の元慶三年（一五三九）十一月に完成した。編輯に與かつた人々には、南淵年名・大江音人・善淵愛成・都良香・島田良臣・菅原是善等がある。全部十卷で、嘉祥六年三月から天安二年八月まで、即ち文德天皇御一代間の歴史。

『文德實錄』の後を承けて『日本三代實錄』（略して『三代實錄』といふ）が撰修せられた。宇多天皇の御代に源能有・藤原時平・菅原道真・大藏善行・三統理平等に清和・陽成・光孝御三代の歴史撰錄の事を勅せられたが、出来上つたのは、次の醍醐天皇の延喜元年（一五六一）八月であつた。（道真は同年の正月に左遷せられた）。天安二年八月から仁和三年八月まで凡そ三十年間の記事で、全部五十卷。

『日本書紀』以上の五國史を併せて六國史といふ。三代實錄まで、その後は國史の勅撰の事は跡を絶つた。菅原道眞の編纂した『類聚國史』二百卷は、事項によつて六國史の文を類聚したものであるが、今は僅に六十二卷が残存して居る。

古語拾遺 修史の事を述べた序でに、『古語拾遺』の撰録に關して略記する。此の書は、平城天皇の大同二年、齋部廣成いひべひろなりが撰する所にして、神代及び上古の舊事の遺失せられたものを拾録したものである。其の序文中に「書契あつて以來、古を談することを好まず、浮華競起り、還て舊老を嗤ふ、遂に人をして、世を歴て彌々新に、代を逐うて變改せしむ。顧みて故實を問ふに根源を識ることなし。國史家牒其の略を載すといへども、一二委曲なることは猶遺す所あり。愚臣言はずんば恐くは絶えて傳ふることなからん。幸に召問を蒙り、著憤を摠べんと欲す。故に舊説を録して敢て以て上聞すと爾かいふ」とあるので、撰録の趣意がよくわかる。齋部氏は、天太玉命あめのよたまのみことの後裔で、中臣氏と相並んで神祇祭祀の事を掌る役目であつたが、此頃になつては、その勢力がよほど衰へたので、廣成は豫てより憤慨する所あり、幸に天皇の召問を蒙つて、本書を撰述して奉つたのである。神武天皇の御即位式の有様の如きは、本書によつてのみ、やゝ詳しいことが知られる。

新撰姓氏錄

嵯峨天皇の御代に『新撰姓氏錄』ができた。諸氏の系譜といふべきものである。我

が國は 古來、氏族制度が行はれ、大化改新以後その變革を見たとはいへ、氏族の優劣と社會上の地位との關係はなほ密接にして、相當に強い力を持つて居り、従つて系譜といふものが大切にせられた。上古推古天皇の御代に、聖德太子が蘇我馬子と力を協せて編纂せられたもの、中、天皇記及び國記の外に、臣連伴造國造百八十部並公民等本記といふのがある。これは諸家の家系を記したものである。次いで、持統天皇の御代には、大三輪氏等の十八氏に命じて纂記を上らしめられた。これも系譜の類であらう。奈良朝に及んで、淳仁天皇の時に、撰氏族志所を置き、學者を集めて氏族志を編纂せしめられたけれど、完成せぬ内に天皇の退位となり、その事が中止せられた。桓武天皇も、また、その必要を認めたまひ、延暦十八年十二月、天下の氏々に勅して本系帳を進らしめられた。本系帳は、氏の出自及び本支の關係等を述べたもので、これを材料として調査し、氏族志を撰せしめらる御計畫であつたが、その業の終らぬ中に天皇は崩せられた。よつて、嵯峨天皇はその御遺志を紹ぎたまひ、朝廷に勸系所を置き、諸家の系譜を勸撰せしめられ、弘仁六年七月完成した。これが即ち『新撰姓氏錄』である。勸撰の事に當つたのは萬多親王・藤原園人・同緒嗣・阿部眞勝・上毛野類人等で、目錄を併せて三十一卷から成つて居る。本書に調べ擧げられたのは、左右京・五畿内の諸氏總べて二千一百八十二氏で、之を神別(天神・地祇の後裔)・皇別(天皇・皇子の後裔)・

諸蕃（韓土・支那の歸化人の子孫）の三種類に別け、その不明なものは未定難姓として附録してある。以前からの事ではあるが、氏族の混亂は甚だしく、本書の序文中に「新進の本系多くは故實に違ふ。或は兩氏を錯綜し、混じて一祖となし、或は源流を知らず、祖次を倒錯し、或は己が祖を迷失し、過つて他氏に入れ、或は巧に他氏を入れて己が祖となす。新古の煩亂、芟夷し易からず、彼此の謬錯數ふるに勝ゆべからず。」と記されてをるほどである。査定撰録の業の困難であつたことも充分に察せられる。本書によつて、姓氏の事はよほど明かになつたが、その全書は世に傳はらず、今存する所のものは、その抄録本であると考へられて居る。

系譜關係のもので、この外に和氣清麻呂の撰に係かる『和氣譜』高橋氏の提出した『高橋氏文』、または『大中臣本系帳』などがある。なほ、その他にも多く出來たこと、思はれる。

漢詩文の撰集 以上の外にも、佛教に關する多數の編著、また陰陽道・醫道或は漢字・梵字の研究に關する撰述などもあるが、すべてこれを略し、漢詩文撰集の事に移る。

漢詩は、奈良朝の末近くに、詩集『懷風藻』ができたが、その載録の數も少なく、内容もまた幼稚の域を脱しないものである。然るに、平安朝に入つてから、平城・嵯峨・淳和の諸帝は、みな漢文學の御嗜み深く、殊に嵯峨天皇は、諸處の御遊幸の時にも、また御遊宴の折にも、多くの文學

者を従へさせられ、詩を作らしめられるのが常であつたので、漢詩は頗る盛んになり、著しい進境を示すに至つた。嵯峨天皇の皇女有智子内親王の如きは、僅に十七歳の妙齡を以て、彼の「春日山莊」の題で誠に美事な七言律詩を作られたほどであつた。

春日山莊

有智子内親王

寂々幽莊迷_ニ樹裏。 仙輿一降一池塘。 栖_レ林孤鳥識_ニ春澤。隱_レ洞寒花見_ニ日光。

泉聲近報初雷響。 山色高晴暮雨行。 從此更知恩願渥。

生涯何以答_ニ穹蒼。

嵯峨・淳和兩帝の時に、詩集として、『凌雲集』・『文華秀麗集』及び『經國集』の勅撰ができた。『凌雲集』は嵯峨天皇の勅を奉じて、桓武・平城・嵯峨三朝間の詩を集めたもの、撰者は小野岑守であるが、菅原清公・賀陽豊年なども相談に與つた。御製を初として、位階の順に作者別に排列し、特別の分類はしてない。次に、『文華秀麗集』は、同じく嵯峨天皇の勅命によつて、仲雄王が菅原清公・勇山文繼・滋野貞主等と謀つて、凌雲集に漏れたものを撰録した。これには、遊觀・宴集・餞別・贈答・咏史・述懷・艷情・樂府・梵門・哀傷・雜詠の分類を設けてある。さて、また、『經國集』は、淳和天皇の御代に滋野貞主が勅を奉じ、良岑安世・南淵弘貞・菅原清公等と共に撰したものである。これは、慶雲四年から天長四年まで凡そ百二十年に亘る間の詩賦を主として、その他、序並に

對策の文を集めたもの。作者は百七十八人に上り、卷數二十卷。然し、今では、殘篇が傳はつて居るに過ぎぬ。

漢文學の秀才 さて、詩文集の勅撰に與つた人々は言ふに及ばず、前に擧げた法典編纂並に國史・系譜の修撰に與つた人々の中には、漢文學に長じた者が多かつた。弘仁前後には、天皇では、嵯峨天皇殊に詩作に傑出したまひ、平城・淳和・仁明等の諸帝も皆詩を善くせられ、嵯峨天皇の皇子女には、文名の高い方が少くなかつた。臣下では、清原夏野・菅野真道・賀陽豊年・良岑安世・小野岑守・小野篁・菅原清公・滋野貞主等が名高い。僧空海も共に擧げるべき人である。小野篁は岑守の子で、才情秀發、その詩は白樂天の風格があると稱せられた。嵯峨天皇が河陽館で篁の詩才を試みられたことは、よく知られて居る有名な話で、その爲、篁の文名は一層高くなつた。惜いかな、その詩集の『野相公集』は今日に傳はらない。空海には、その詩文集たる『遍照發揮性靈集』(略して『性靈集』)があるが、また、詩・文の作り方を述べた『文鏡秘府論』といふものがある。この『文鏡秘府論』には、四聲のこと、押韻の種類、詩の體勢・六義等について述べ、次に文體・文意に及び、更に詩の二十八病と文の十病とを一々例を擧げてある。即ち漢文・漢詩の修辭學といふべきもので、我が國に於ける此の種の著述としては、全く最初のものである。

その後、貞觀より延喜の頃に亘つては、菅原是善・同道眞・大江音人・島田忠臣・都良香・橘廣相・大藏善行・紀長谷雄・三善清行等がすぐれた文學者で、中にも良香・道眞が傑出して居る。良香の「氣霽風梳^{シハ}新柳髮、氷消浪洗^{シハ}舊苔鬚」との聯句は最も人口に膾炙して居る。その集は『都氏文集』があるが、殘篇が傳はつてゐるのみで、誠に惜むべき至りである。道眞には、『菅家文章』十二卷・『菅家後集』一卷あり。その他、大江音人の『江音人集』、島田忠臣の『田氏家集』、橘廣相の『橘氏文集』、三善清行の『善家集』などがある。

漢文學の風尚 當時漢文學の隆盛は、唐朝文學の感化によることではあるが、文章の體裁は、支那六朝以後唐初までに榮えた四六駢儷體が多く行はれ、韓愈や柳宗元が革新した暢達雅健な風ではなかつた。韓・柳の文學界に活動したのは平安時代の初頃に當つて居るけれど、その影響を受けることは、少なかつた。四六駢儷といふのは、文中に多く四字・六字の句を用ゐ、且對句が多いので名けられたのである。形容の發達は著しいけれど、割合に内容乏しく、浮華なる點を免れぬ。純粹な文學的のものとはともかく、實用的の文章にも、澤山な故事を援き、對句を連用して、修飾が過ぎるので、其の趣意を了解するに苦むやうなものも少くない。詩には、白樂天のなほ在世の當時に、『白氏文集』が支那から舶來したので、文人は競つてこれを學び、詩を作ることは即ち樂天をまねる

こととなり、この風は平安時代中期まで永く續いた。當時の詩には、また、聯句を重んずる傾向があつて、全體の結構よりも寧ろその方に多く力を用ゐ、後には、その風が益々盛んになつた。かの『和漢朗詠集』には多くこれを載せて居る。

和歌の振興 前にも述べたやうに、嵯峨天皇の弘仁前後は、漢文學が最も隆盛を極めて、和歌は一時全く屏息の態であつたが、貞觀・寛平の頃に及んでは、反動の機運が漸く現はれて、詩賦と並び行はれるやうになつた。この機運につれて、幾多の歌人が現はれたが、その中でも名高いのが後世の所謂六歌仙である。しかし、在原業平・小野小町・僧正遍昭が最も勝れ、業平は殊に傑出して居り、平安朝を通じて最も有数の名手といへる。業平は、平城天皇の皇子阿保親王の第五子で、兄の行平と共に在原の姓を賜はり、任官して左近衛權中將までは上つたが、藤原氏の勢力に壓せられて、榮達意の如くならず、且つ妻女の姻戚の惟喬親王が文徳天皇の皇長子であるにかゝはらず、藤原氏の爲に排斥せられたまうた事から、不平の念が胸中に鬱勃して居た。然し、一面にはまた放縱にして拘はらずといふ所もあつて、その歌は、眞情實感を率直に歌ひ出して、彫琢を加へないが、心に動いて外に露はれた聲であるから、さすがに人の肺腑を衝くものがある。このやうな情熱的の歌人であるが、往々浮華に流れる趣をも見るのは、時代の反映として免れ難い所であらう。小野小

町の閱歴はよく知られて居らぬ。紀貫之はその歌を評して「よき女の惱める所あるに似たり」と言つて居るが、いかにも婉柔にして女性的である。遍照は、前に學者・文人として度々その名を擧げた良岑安世の子名は宗貞。仁明天皇の知遇を蒙り、左近衛少將まで進んだが、天皇の崩御に際し、これを悼み奉る餘りに、叡山に上つて僧となつた人である。その歌は、あつさりとして清らかなものが多く、構想・措辭共に練磨を経て居るが、技巧的に流れた弊も往々見える。六歌仙の他の三人喜撰法師・文屋康秀・大伴黒主は、上掲の三人と相匹敵すべきものか、その歌の今日に傳はつて居るものが極めて乏しいので、確かに知る由がない。

古今和歌集の勅撰 右のやうにして端緒を開かれた和歌復興の氣運は、『古今和歌集』の勅撰によつて益々具體化され、それと共に、後世に對して著大の影響を與へたものである。醍醐天皇は、漢詩よりも寧ろ和歌を好ませられ、漢詩の勅撰のあつたに對して、和歌もまた勅撰なかるべからずといふので、その御命によつて出來た。撰者は、紀貫之・凡河内躬恒・紀友則・壬生忠岑の四人で、延喜五年に編成奏上した。卷數は二十卷で、萬葉集以外の古歌及び當時の歌合計一千一百首を載す。初めはこれを『續萬葉集』といひ、卷數の二十卷も萬葉集に倣つたらしいが、勅撰であるだけに、體裁の完備したさまは、萬葉集の比ではない。

古今集に載せられた歌は、殆ど全部が短歌で、たゞ第十九卷の雜體の部門中に長歌が五首載せられて居るのみである。萬葉時代にあれほどまでに發達した長歌が、百年ばかりの間に、かゝる有様になつたのは惜むべき至りである。仁明天皇の四十の御賀に興福寺の僧が奉つた長歌を續日本後紀に載せてあるが、それに附記して「季世陵遲し、斯道己に墜つ。今僧中に在て頗る古語を存す。禮失はるれば則ち之を野に求むといふべし。」と言つたほどで、漢文學の隆盛に壓せられて、一般に和歌の衰へ來つたさまを見るべく、殊に、長歌は、結構にも措辭にも推敲を要するから、これを作る者が殆どなくなつたものと思はれる。和歌が復興するやうになつても、これを遊宴・贈答の具に供せられることが多くなると、輕易な短歌のみが流行するのが自然の勢である。かくて、この後の和歌の勅撰集にも、長歌は全くその影を没してしまつた。

さて、また、古今集では、四季の部が六卷あり、戀の部が五卷ある。主要なる材料が花鳥風月と戀愛とであることが判り、題詠の作は大にその數を増し、社會の複雑な状態や人生の悲壯なる運命を歌ふやうなことは殆ど全く跡を絶つやうになつた。これも時代の反映といふべきであらう。即ちこの頃に及んでは、人心が次第に優柔に流れ、歌人の思想・趣味も婉柔・華美に傾いた結果と見られる。これに伴つて、萬葉集に於ける雄大剛健の風に比して大に劣るけれども、詞姿の優美と聲調

の流麗なることは古今集の長所である。しかも、後世の歌のやうな輕佻浮華の弊なく、大體に於いて、文質兼ね備はるといふべきものである。

國文勃興の原因 平安朝國文學の誇りは、和歌よりも寧ろ散文である。一體に、平安朝初期の末頃から國文學が勃興するやうになつたのは、前に述べたやうに、漢文學の隆盛の極に達した反動もあるし、また、遣唐使廢絶後は、僧侶・商賈の彼の地に往來するものがなほ少しはあつたといへ、留學生の如きは殆ど絶えたほどあるから、國人が從來のやうに支那文化を無上に崇拜する念も薄らぎ、これと共に自覺心が加はり、自國特有のものを起さうといふ念が起つて來たのもその原因である。斯かる間に、假名文字の使用が次第に盛になり、國文の發達に非常な力を添へた。言ふまでもなく、我が國の古代には文字なく、漢字が傳はるやうになつてから、便利なものとして之を採用するやうになつたけれど、漢文のまゝでは、國人の思想・感情を明白適確に表はすことが困難な所から、既に推古時代の遺文の或るものに「つかへまつる」を「仕奉」と書き、「つくりたまひ」を「造賜」と書いてあるやうな表はし方をしたり（法隆寺藥師佛銅像光背銘參考）、或は漢字の訓と音とを併せ用ゐた古事記風の書き方や、或は助詞・接續詞を音を借りて小さく記した祝詞・宣命の書き方を採つたり、その他萬葉集にあるやうな種々雑多の方法も試みられた。しかし、漢字を以て國語の通りに寫し出すには、

その音を借りたのが最も適確である。従つて、上古の遺文や、降つては右の古事記・祝詞・宣命及び萬葉にはその使用の多少の相異はあるけれど、漢字を表音文字として用ゐて居ることが通じて見られる。そして、同じ音を表はすにしても、漢字の中で書き易いものを多く用ゐる傾きとなり、しかも、漢字まゝでは、字畫が多く、煩雜を免れぬので、漢字の點・畫・偏・傍を省略して一種の記號として用ゐる始めた。例へば僧侶が菩薩を略してササとしたり、萬葉集に韻を均、伎を支と書いたり、今日でも、歴を尸に摩を尸に略記したりなどする類である。この便法を最極端まで進めたものが即ち「片假名」である。また、それと共に、同一筆法で、漢字の草體を更にくづし和げたのが「草假名」で、一に「平假名」ともいふ。片假名は、眞書漢字の一部分を取つたよりの名、また、草假名は草書漢字から出て居るのであるが、平假名といふは、その形のなだらかな所から名づけたのである。片假名・平假名共に何時誰が作つたといふのでなく、漸次に發達し形成したものである。一説に、片假名は吉備眞備が作り、平假名は空海の作つたものであるといふが、何れも信ぜられない。但、片假名も平假名も大抵平安朝の初頃から次第に用ゐられるやうになつたと思はれる。

假名文字は漢字から脱化したものであるが、これについて注意すべきは、假名となつては、漢字と全く性質の異なつたものとなつたことである。漢字は所謂義字で、一字毎に意義があるが、假名となつては、全く音字と化し、一字づつとして、意味のないものとなつた。かくて、僅に四十七八字の少数で自由に國人の思想・感情を表はすことができ、その上、形體が極めて簡便である。我が國に於ける最も巧妙なる創造として推賞すべきもので、國文發達の有力なる原因となつたのみならず、一般文化の進歩に貢献したことは多大である。

國文物語の源流 さて、假名が次第に用ゐられるやうになつても、その初め漢文學隆盛時代には、男子は皆漢文を作り、假名文字を用ゐることを自己の面目に關はるものゝ如く考へて、屑いさよことしなかつた。それが爲、この便利な文字も、女子の消息日記などの文に用ゐられるに止まり、未だ國文の著しい作物を生ずるに至らなかつた。當時、漢字を男文字と稱してゐたので、その風潮が窺はれる。然るに、漢文流行の反動期になつて、和歌の振興につれて、假名の使用も愈々繁くなり、假名で書いた文學の見べきものも出来るやうになつた。それは『竹取物語』と『伊勢物語』とである。

『竹取物語』は、竹の中から生れ出た赫耶姬かぐやといふ一美人を中心とし、親王・貴族等がさまざまに苦心してこれを娶らんとするを斥け、朝命をも奉ぜずして、終に月界に歸り去るといふ傳奇體の小説である。その材料は、佛經や漢籍から採つたものと見え、文章は平淡・簡樸にして、小説としてはなほ幼稚の域を脱せぬが、『源氏物語』に「物語のいできはじめのおや」と言はれておるやうに、後來大

に發展すべき散文小説の魁をなした點に、文學史上特殊の地位を有つて居る。次に、『伊勢物語』は、在原業平の歌に昔の歌をも取り交へ、情景となるべき物語を附け加へて、面白く書きなした歌物語凡そ百二十餘條を集めたもので、各條大抵「昔男ありけり」の句を以て筆を起し、記する所は、多くは男女の相思に關係して居る。文章は極めて簡潔。或は業平の作なりとの説もあるけれど、信を措くことはできぬ。要するに、右の二書とも、その作者・年代共に明かにし難いが、大體平安朝初期の終頃のものと考えられて居るのが普通である。

紀貫之と國文 『古今和歌集』の撰集に與かつた紀貫之も、また、國文の名作を遺して居る。古今集の序は、貫之の作と稱せらるゝもので、實に和歌に對する彼れの抱負を述べた一大歌論で、後世永く歌論の證典となつた。その文章は、未だかゝる種類の文章が我が國になかつた頃の作である爲か、模範を漢文に取つて、四六駢儷の體を學んだ所も見え、よほど絢爛なものである。同じ貫之作の大井川行幸和歌の序も、大體同様の文體に屬する。此等と種類は異なるが、『土佐日記』は、これに比べると、その文章は平淡・輕妙にして老熟の筆つきである。同書は、延長の末に貫之が土佐守となつて赴任し、承平四年任滿ちて京へ歸る時の船路の紀行である。その書出しに「をとこもすといふ日記といふものををむなもしてみんとてするなり」とあるが、假名を以て文章を記述することが殆ど女子に限

られて居つたさまが思ひやられる。それゆゑ、當時にあつては、國文學の偉大なる作品が得られやうはない。然し、また、假名文は、『土佐日記』に於ける如く、女子の手に成つたやうに裝うては居りながら、まがひもなく文章の名家たる紀貫之の書いたものであるのを見ても、これを一般に採用して自由な思想・感情を表出すべき風潮の大勢も察せられるわけである。かくして、國文學の發達すべき素地は造られ、端緒は開かれ、次の時期に至つてその著大なる發展を見るに至つた。

建築の發達 平安新京は、奈良京の制を擴張し、唐都長安の制を參酌して經營せられたので、その規模頗る宏壯にして、皇居は勿論、朝堂院・豐樂院等より其の他諸官廳に至るまで、悉く壯麗を極めた。奠都後は、貴紳の邸宅續々として建築せられ、京洛四邊の地には別墅・山莊の造營も多數に起つた。且、天台・眞言の二宗が勃興したので、寺院の建立もまた尠からず、これが爲に、建築術は言ふに及ばず、他の美術・工藝の進歩を促す上にも大なる力を添へた。

奈良時代の後を承け繼いで、建築界一般に唐風模倣が行はれたことは言ふを待たぬが、宮殿建築は一層整備したこと、思はれる。皇居には、第一章に述べたやうに、紫宸殿以下の十七殿及び五舎があつたが、各建物は皆獨立に建てられ、渡廊を以て連絡するやうになつて居る。かゝる配置法は支那式であつて、次の時期の「寢殿造」のできる起原である。但し、床を張つたことや、屋根の檜皮葺きなど

は全く日本風である。また、朝堂院に於ても、その正殿たる大極殿には床を張つたことを始めとし、日本風の所があつた。此等は、平城京時代に十分の経験を得たので、我が風俗等を考へて種々な改良を施した結果と考へられる。

神社建築には、「春日造」と「流造」の二つの新様式が奈良時代の末頃から起つたらしいが、當代に及んで更に發達した。「春日造」は奈良の春日神社本殿の建築様式が即ちそれで（今の社殿は江戸時代末に出来たのであるが、古制を傳へたものゆゑ、當時のさまが知られる）。住吉造の前面に向拜を附けた形式で、即ち「住吉造」の一進歩をなしたものと見られる。また、破風・千木に反ができ、屋根の流れと軒とも反を作つた事、外部の木材はすべて丹塗なことなどは、佛教建築の影響と考へられる。このやうに、曲線と色彩とが神社建築に應用せられるやうになつたのは、これが最初である。次に、「流造」は、神明造の前面に向拜を附けたもので、屋根と向拜とが全部一続きになり、所謂片流の屋根で、側面から見ると、其の曲線が頗る氣持よく感ぜられる。これは、佛教建築の影響もあり、また當時の優美な趣味の發現として見られる。賀茂御祖神社本殿の構造は即ちこの様式である。（近くは、明治神宮の本殿も、この「流造」の様式によつて建てられた）。

佛教建築は、天台・真言の二宗が興つた爲に、その教義に相應する寺院建築が出来るやうになつた

また、前にも述べた通りに、寺院が山地に建造せられるやうになつた結果として、從來のやうな左右均齊の堂宇配置法を取らずして、臨地應變的に極めて自由になり、また伽藍南面の常例に依らず地形によつて變化せられた。延暦寺の根本中堂は、堂の前半は高く、床を板敷にし、また後半は稍低くして、石敷で床板なく、内外陣は嚴重に區別し、外陣から内陣を窺ふことはできず、本尊は内陣中央なる佛壇上の厨子内に秘められてあるから、開扉しなければ、その姿を拜することができぬ。金剛峯寺の金堂も、内外陣の間に格子戸を設けて區劃し、陰鬱の感あることは、右の中堂と異なる。なほ、この金堂では、佛壇の前に護摩壇を設け、その左右に板壁を作り、それに金剛界（右）胎藏界（左）の曼荼羅を描いてある。當時代に建立せられた寺院は、鞍馬寺・檀林寺・貞觀寺・大覺寺・醍醐寺・元慶寺・仁和寺（以上山城）及び觀心寺（河内）その他諸國に數多くあるが、遺構の今日に存するは大和宇陀郡の室生寺の金堂と五重塔とのみである。

彫刻の發達 彫刻は、天平時代に著大の發達をなし、彫刻の黄金時代と稱せられるほどであるから、當時代に於ては、それ以上の進歩は見られないけれど、一種の特色を發揮し、面目を一新した。彫刻の種類は、前代のやうに、佛教彫刻が中心となつて居るが、密教の興隆に伴ひ、その影響によつて、佛像製作の儀軌が嚴重になり、諸佛の面相・姿勢・持物より各部の莊嚴に至るまで悉く定

められ、形式的に整齊したのみならず、よく諸佛の性格・氣象を表はし、殊に密教のものは、莊重森嚴にして、威迫的・神秘的の感を抱かしめる特色がある。彫刻の材料としては、主に木が用ゐられ、泥塑・乾漆の如きは極めて稀になり、銅も少しあるばかりである。材料に木が多く用ゐられた爲に、自ら刀法が明かに現はれるやうになり、密教の影響と共に、表現上にも前代の顯教彫刻の表現とは相異なる趣を生じた。唐招提寺の大日如來、廣隆寺講堂の阿彌陀如來、神護寺の藥師如來、觀心寺の如意輪觀音、東寺の不動明王などの諸像は當代彫刻の代表的遺作である。

佛教彫刻の外に神像が少しばかりある。これは神佛融合説が行はれるやうになり、寺の境内に鎮守の神を祭り、その神體として安置することから始まつたものであらう。藥師寺の應神天皇・神功皇后の像などは、當代の遺品である。但し、これらも同寺の鎮守八幡神の社殿に安置してあつたのを、明治初年、神佛分離の際、僧形の應神天皇像を社殿に置くことができない爲、遷して藥師寺のものとなつたのである。神佛融合の事に關しては、次篇で述べるつもりである。

繪畫の發達 繪畫も、彫刻に於ける如く、その種類は、やはり佛教畫が主である。當代渡唐の僧侶は、佛經はいふまでもないが、多くの佛畫を持つて歸つて來た。また、彼の地で佛教畫を習つて來た僧侶もあるやうに思はれる。それが爲に、佛畫の製作には、將來した畫像を模範としたことは

言ふまでもない。殊に、眞言宗では、彫刻と同じく最も造像の法を重んじ、嚴密な圖式を傳へたので、この時代に整備せられた造像の法は、永く後世の儀型となつた。かくして、當代は、佛教畫の新生面を開き、天平時代に比して、特異のさまが見られるが、それは、單に法式のみでなく、その表現に於ても、精神の活躍を重んじ、森嚴・凄壯の趣致に満ち、氣魄の人に逼るものがある。當代佛畫の遺品の重なるものは、東寺の眞言七祖像（五祖像は、弘法大師入唐の際、李眞をして描かせたもので、龍智・龍猛の二像だけは、大師の筆に成ると傳へられて居る）、神護寺の胎藏金剛兩界曼荼羅、高野山明王院の赤不動（智證大師圓珍の筆と傳へられる）、園城寺の黃不動（空光の筆と傳へられる）、高野山の五大力吼、東寺の十二天、井上侯爵家の十一面觀音等である。

當代の繪畫は、佛教畫が大部分を占めて居たことは、前記の通りであるけれど、鑑賞的繪畫もまた行はれるやうになつた。文物の進歩につれて、この方面の繪畫の要求せられるのは自然の事である。鑑賞的の畫家では、百濟河成と巨勢金岡とが最も名高い。河成は、百濟よりの歸化人の後で、繪畫に巧にして、又武藝にも長じて居た。平城天皇の大同年間に、屢々宮中に召されて畫を作り、寫す所の人物の像及び山水草木皆精妙にして眞に逼つたといふ。河成の從者が逃げた際、その容貌を描いて搜索させ、直に捕へ得たといふこと、又『今昔物語』に見えて居る飛驒匠とその技を争つた

といふ話は、最も人口に膾炙して居る。何れも寫生的の畫に長じて居たことを證明し得るものである。金岡は、中納言野足の後で、清和天皇から醍醐天皇までの五代に仕へた。陽成天皇の時、大學寮に先聖・先師の像を描き、又光孝天皇及び宇多天皇の時には、清涼殿南廂の障子に、また紫宸殿の賢聖障子にも描いた。なほ、宇多法皇の御室なる仁和寺御殿に描いた馬や、清涼殿朝餉の間の障子に描いた馬が脱け出したといふ傳説も世間によく知られて居る。その外、佛畫にも山水畫にも長じて居て、當時第一流の畫家であつたことは疑ひない。惜いことには、河成も金岡も、その眞蹟と認むべき作品が全く傳はらない。但、金岡の子孫には能畫者が次々に出て、所謂巨勢派の一流が開かれたので、その遺作の現存して居るものから幾分か金岡の畫風を推測することはできる。

書道の發達 繪畫の事を述べた序でに、書道について略記して置く。書は當時に於て大切な技能の一つであつた。大學には書科があつて、書に關する理論を授けたのではないが、筆蹟の巧妙なるを重んじ、書博士がその教授に當つた。書風は、奈良時代から引續いで、専ら支那風が流行して居た。當代に書道で名高いのは、嵯峨天皇・橘逸勢・空海の三人を推すべく、世に三筆と稱せられて居る。逸勢は入唐の際、柳宗元に學び隸書が最も得意であつた。空海は、彼の地で韓方明に學んだと傳へられて居り、諸體を能くした。我が國では、後世空海を書道の祖として仰いで居るほどであ

る。この外、天皇では淳和天皇・仁明天皇も書を善くしたまひ、淳和天皇の皇子恒貞親王も草隸に巧みであらせられた。臣下では、延暦の頃に菅野真道あり、貞觀の頃に藤原敏行あり、また文學に於て無雙の名を得た小野篁は最も草隸に秀で、居た。篁の後に能書家が出た中でも、その孫道風が最も優れ、同美材も名高い。道風の書は、暢達にして堅實、豊腴にして適勁、風格極めて高く、古今獨歩の概がある。而して支那風に幾分か和風を帯びて來たのは道風頃からと思はれる。道風は醍醐・朱雀・村上の三朝に歴仕し、正四位下・内藏頭になつた。その筆蹟を野蹟と稱して最も世に尊重せられて居る。

唐風の和風化 桓武天皇の御代から宇多・醍醐の御代頃まで、即ち平安時代の初期を、美術史の上では「弘仁時代」といつて居る。嵯峨天皇の弘仁時代に文物が盛んに起つたので、それを中心にして前後に亘つて呼んだ名稱である。或は「貞觀時代」と稱へて居る説もある。何れにしても、その範圍は大抵同じである。この時代の美術上の概観は、前に述べた通りであつて、要するに、唐風の模倣の繼續ではあるけれども、前代の天平時代とは相異なる特色を有し、その上に日本的同化の萌芽も現はれて居る。これは、文學界に於て漢文學が衰へて國文學の興る大體の趨向と一致して居るのである。次の國文學大發展の時期に及んで、美術上の國風化發達も最も顯著になつた。其等の

事は次篇で述べることにする。

第八章 藤原氏の興隆

政權推移と藤原氏 平安時代の初期は、桓武天皇の政局刷新以來、概して帝權隆んにして、所謂王朝の盛期であるが、政權推移の勢は漸く動き、藤原氏專權の萌芽は次第に生長を遂げ、其の途は全くこの間に開かれた。然し、藤原氏が政治上の權力を獨占し得るやうになつたのは、自然の發達といふわけではない。それまでの間には、政權の獲得について、他氏との競争が行はれ、遂には他氏を排斥して、それに打勝つた結果である。左に其の經過の概要を述べる。

奈良時代の藤原氏 先づ奈良時代に於ける藤原氏の政治的勢力の如何を一瞥する。藤原氏は、其の祖鎌足が大化改新の中心人物として國家に偉勳を建て、から、繁榮の基を開き、鎌足の子不比等は律令修撰の功績があつた上に、その女宮子は文武天皇の夫人となり、また、安宿媛（光明子）は聖武天皇の皇后に立てられた。臣下の女から出て皇后となつた新例がここに開かれ、藤原氏の地位は更に確になつた。不比等の四子は、頻に昇進し、天平年中に、長子武智麻呂（南家）は右大臣に次子房前（北家）は民部卿に、第三子宇合（式家）は參議・式部卿に、第四子麻呂（京家）は參議

兵部卿に任ぜられ、兄弟相並んで顯要の地位を占め、はやくも藤原氏全盛の期を見んとしたが、同九年、不時の災厄の爲に、四子殆ど同時に薨去して、一頓挫を來した。

この後、政界には、橘諸兄が、聖武天皇の後半から孝謙天皇の初に亘つて勢力があつたが、武智麻呂の子仲麻呂は、孝謙天皇の寵を專にし、諸兄もこれが爲に退けられた。諸兄の子奈良麻呂等はこれに對抗せんことを試みたけれど、却て仲麻呂に反對者を一掃し得る機會を與へたに過ぎなかつた。仲麻呂が擁立し奉つた大炊王即ち淳仁天皇の即位せらるゝに及んで、仲麻呂の勢力はその極に達した。然るに仲麻呂は、僧道鏡の事から、反を謀るに至り、遂に誅せられたので、藤原氏南家の勢力は、これから振はぬやうになつた。藤原氏全體に取つても、一つの障害となつたことは言ふを待たぬ。且、その後、一時は、道鏡の勢威が内外を壓したので、藤原氏も雌伏の態であるけれど、反撥の力を失つたのではない。果せるかな、北家の永手並に式家の百川等の畫策によつて、道鏡の非望は挫かれ、稱徳天皇の崩御と共に、天智天皇の御孫光仁天皇を擁立し、道鏡一派の勢力を全く驅逐し、政局はこゝに一回轉して、間もなく平安時代に入ることゝなつた。

之を要するに、奈良時代の間に、藤原氏は政界唯一の勢力家とはいへないけれど、漸次に政界を左右するの力を備へ來つた。不比等の榮達といひ、藤原氏から皇后を出す新例の開かれたことゝい

ひ、不比等四子の同時立朝といひ、百川等の功績といひ、何れも、藤原氏の隆興に力を添へた。武智麻呂等四人の兄弟が一時に倒れた後も、その勢力はなほ他家に勝り、三公は過半其の家から出して居る。式家の廣嗣及び南家の仲麻呂の失敗は、共に藤原氏の傷となつたけれど、前者は吉備眞備僧玄昉等との競争から起り、後者は勢力を得過ぎた爲であつて、他から壓迫せられた結果ではない。藤原氏の對抗者としては、橘氏を始め其の他の名家がなほあつたけれど、その勢力は、藤原氏を凌ぐことができなかった。

藤原氏四家の盛衰 前述の通り、奈良時代以後漸次に勢力を得來つた藤原氏四家中、南家は仲麻呂の伏誅後、稍々振はずなり、これに次いで起つたのが、式家である。光仁天皇の擁立といひ、桓武天皇の立太子の殊功といひ、良繼・百川等の働きによることで、何れも式家出身の人材である。その上に、良繼の女乙牟漏は、桓武天皇の皇后として、平城・嵯峨兩天皇の御母であり、百川の女旅子は、また、天皇の夫人として、淳和天皇の御母であり、次女帶子は平城天皇の女御となつた。皇室との姻戚關係が、次第に深くなつた。

百川は、寶龜十年（一四三九）に薨去して、桓武天皇御即位の時に及ばなかつたが、百川の兄清成の子種繼は、最も深く天皇の信任を得、内外の機務に參與した。長岡の遷都も、彼れの建議した

所であり、亦自ら經營の任に當つた。然るに、皇太子早良親王・佐伯今毛人關係の事から、大伴・佐伯兩氏の藤原氏に對する陰謀の爲に種繼は暗殺せられたが、その結果は、豫期に反して、皇太子は廢せられたまひ、大伴・佐伯の二氏は處刑せられて、稍勢力を失ふことゝなつた。

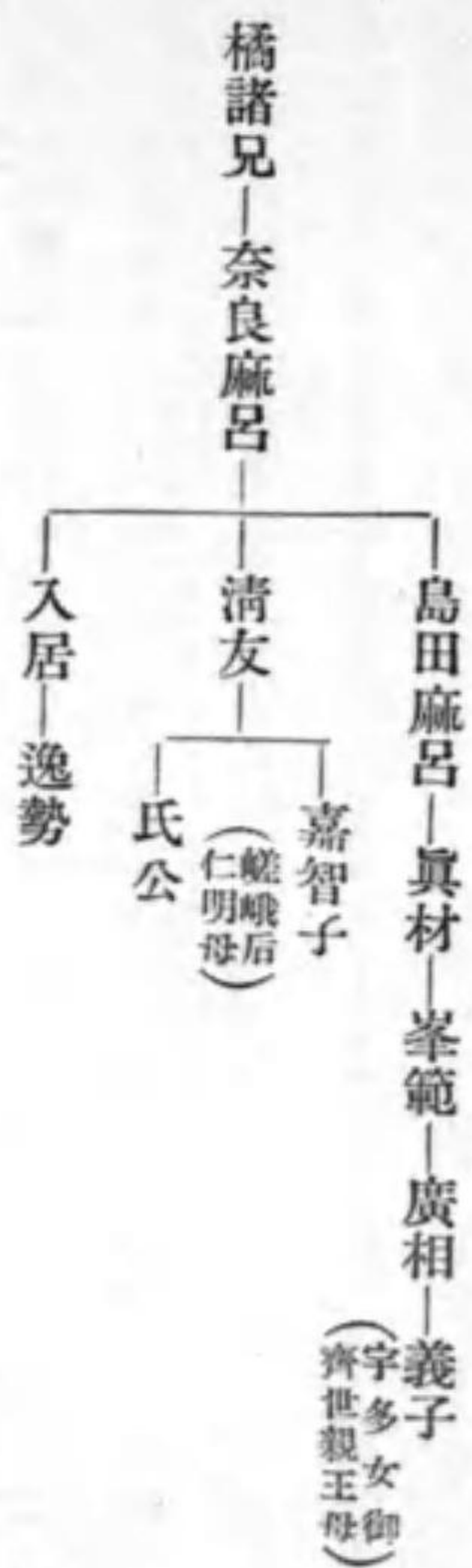
平城天皇の御代には、種繼の女藥子が寵幸を得て、兄の仲成と共に權勢を専らにした。しかも、復都・重祚の失敗の爲に（所謂藥子の亂。第四章第二節參照）式家發展の途はこゝに塞がれることとなつた。この頃から、北家は榮えかけて來た。藤原氏四家中で、京家は才能ある人物が出なかつたので、初から著れない。南家・式家は人材もあつたけれど、前記のやうな事情で、發達が妨げられた。斯かるに間、北家は、永手の功績以外には大に著はれもしないが、其の代りに、格別の障礙もなく、大體に於て、順當に經過して來た。永手の弟眞楯（稱徳天皇の御代大納言となる）の子内麻呂は、平城天皇の御代初に右大臣に進み、嵯峨天皇の弘仁三年（一四七二）にまで及んだ。内麻呂の子冬嗣は「器局溫裕、識量宏雅、才は文武を兼ねたり」といはれたほどの人物であり、深く嵯峨天皇の信任を得て、最初の藏人頭となり、弘仁十二年（一四八一）には右大臣となり、次の淳和天皇の天長二年（一四八五）には左大臣に進んだ。左大臣は桓武天皇以來闕けてあつたのを特に冬嗣の爲に任ぜられたのであつた。冬嗣は、藤原氏の氏寺なる興福寺に南圓堂を建て、家運の繁

榮を祈り、勸學院を起して、一族子弟の學問所とし、また施藥院を設けて一族の貧困なるものを濟ひなどし、ひたすら一門の興隆を圖ることに努めた。更にまた、その子良房は、嵯峨天皇最愛の皇女よしのぎ瀧姫に尙し、その女順子は仁明天皇のなほ皇太子たるとき、後宮に入つて、道康親王を生み奉つた。北家繁榮の途はこの時から大に開かれることゝなつた。

承和の變と藤原氏 桓武天皇の後に平城・嵯峨・淳和の三天皇が御兄弟で次々に即位せられた。よつて、淳和天皇は、皇子恒貞親王を措いて、嵯峨天皇の皇子正良親王を立てられた。これが即ち仁明天皇であらせられる。そこで、また、嵯峨上皇は、これに酬ゆる爲に、恒貞親王を仁明天皇の太子とせられた。嵯峨天皇の皇后で仁明天皇の母君たる嘉智子は橘清友の女で、檀林寺を建てられたので、世に檀林皇后と稱し奉る。また、その御女正子内親王は淳和天皇の皇后として、即ち恒貞親王の母君であらせられた。恒貞親王は、かく橘氏の系統であるので、藤原氏では道康親王の立太子を希望して、これを悦ばなかつた。かゝる事情の爲、恒貞親王の太子としての位地は不安定であつた。親王も、後患を慮つて、屢々儲位を辭退せられたけれど、仁明天皇には御聽許なく、嵯峨上皇も懇諭せられた。それでも、嵯峨・淳和兩上皇の御在世中は、さまでの心配は少なかつた。然るに、淳和上皇は承和七年（一五〇〇）五月、嵯峨上皇は同九年（一五〇二）七月に、相次いで崩御

になつた。その御葬送の後、中一日を隔て、東宮帶刀（東宮附の武官）伴健岑が但馬權守橘逸勢等と共に太子を奉じて東國に兵を擧げんことを圖つたとの事が傳へられ、健岑・逸勢は直に捕縛せられ、終には東宮附の文武官の多數も捕へられ、恒貞親王は固より御關係はなかつたけれど、皇太子を廢せられたまひ（七月廿三日、親王時に御年十八）道康親王代りて東宮となりたまひ（八月四日）健岑・逸勢以下六十餘人は流刑に處せられた。これを「承和の變」といふ。

(系略氏橘)



この事變の真相は明かでない。健岑等が太子の危難を慮つて、東國に奉じて安全を圖りまつらんとしたほどの事はあつた

と思はれるけれど、健岑の罪狀として擧げられて居る「太上天皇崩御の混雜に乗じて逆謀を企て國家を傾けんとした」といふやうな大事ではない。要するに、藤原氏が、この機會に乗じて、東宮親近の一派、即ち藤原氏から見れば、反對黨である伴氏・橘氏等を退け、併せて太子の位地をもおとし奉らんと企てた陰謀から出たことで、健岑等はその犠牲になつたに過ぎない。なほ、此時、大納

言藤原愛發も連累者として京外に逐はれた。愛發は、冬嗣の弟で、即ち良房の叔父であるが、その女が恒貞親王の妃となつて居る關係から排斥せられたので、之に代つて、廢太子の勅のあつた翌々日に、良房は中納言から大納言に昇進した。良房得意の時期はこれから開かれるのである。

藤原良房の任相國 承和十四年に及んで、右大臣橘氏公（嘉智子皇后の弟）は薨去し、翌嘉祥元年（一五〇八）良房は進んで同官に任ぜられた。仁明天皇は、同三年三月御年四十一にて崩せられ四月、皇太子道康親王が位に即きたまうた（御年二十四）。即ち文德天皇である。天皇の皇太子の時の妃であつた良房の女明子は、皇后となり（染殿后といふ）、その御腹に惟仁親王が生れさせられた親王は、同年十一月、生後僅に九箇月で皇太子と定められた。實に稀有の例であつて、藤原氏の勢力を見るべきである。

既にして、齊衡元年（一五一五）左大臣源常（嵯峨天皇の皇子）の薨去後、二年を隔て、天安元年（一五一七）良房は、右大臣から一躍して太政大臣に拜せられた。太政大臣は所謂則闕の官で適當の人がなければ闕いたまゝにして置き、任命があつたにしても皇太子或は皇族の任であつた。奈良朝に於ける惠美押勝・弓削道鏡の場合は、全く異例に屬し、これを數へない。それ故に、人臣を以て太政大臣に任ぜられたのは良房を以て最初とする。藤原氏によつて、ここにまた新例が開か

れたのである。それが勢力増進の結果であることは言ふを待たぬ

惟喬親王の東宮爭 文德天皇は、初め紀名虎の女靜子を納れさせられ、その御所生の惟喬親王があつた。即ち天皇第一の皇子で、天皇は深くこれを御愛しなされた。紀氏は、武内宿禰の子孫で、古來の名家ではあるけれど、この頃に至つては、藤原氏に比べて、地位がよほど劣つて居た。それ故、天皇も、良房に憚つて、惟仁親王を皇太子となされたが、また思ひ返して、惟仁親王はなほ幼冲であるから、先づ暫く惟喬親王を皇太子に立て、御位を譲り、惟仁親王の生長を待つて、その御後を繼がしめやうと考へさせられた。然るに、この事を左大臣源信（嵯峨天皇の皇子）に御相談になつた處、信は良房に同心して居て、これを御止め申したので、天皇も餘儀なく斷念なされた。かくして、この結果は、一面から見れば、藤原氏が紀氏を排斥して勝を得たのである。

惟喬親王は、後に世塵を避けて、比叡山の麓なる小野里に退隱し、極めてわびしい御生活をなされた。「白雲の絶えずたなびく峰にだに、住めば住みぬる世にこそありけれ」との詠は、親王の御述懐であつた。この御幽居には、在原業平（その妻は紀有常の女）及び紀有常（名虎の子、即ち惟喬親王の生母靜子の兄）等數人の外は、御訪ねする人も殆どなかつた。業平の「忘れては夢かと思ふ思ひさや、雪ふみ分けて君を見むとは」との歌は、或歳の元旦、雪を冒して親王を御訪ねし、年始

の御禮を申し上げたとき詠んだものである。實にその情況が想ひやられる。
 この東宮争ひにつき、天皇は親ら神祇に祈りたまひ、また、僧眞濟をして惟喬親王の爲に祈禱せしめられ、藤原氏は、これに對して、空海の弟眞雅僧正頼んで東宮の爲に祈禱せしめた、との話が、『江談抄』といふ書に傳へられて居る。眞濟は空海の弟子で、紀氏の出、即ち名虎の一族であることも注意せられる。この話の眞實はともかく、當時に於て有り得べきことと思はれる。

應天門事變と藤原氏 良房が太政大臣となつた翌年、即ち天安二年八月に、文徳天皇は、御病の爲に俄に崩じたまひ、皇太子惟仁親王が御年僅に九歳で即位せられた。清和天皇と申す。かゝる御幼年にての即位は、古來その例を見ない所である。翌年、貞觀と改元あり(一五一九)、同六年以後太政大臣良房の下に、源信は左大臣、良房の弟良相は右大臣、伴善男は大納言であつた。(伴氏は舊の大伴氏と同じであるが、淳和天皇の御諱大伴を避けて伴と改め稱した。承和の變の伴健岑も同族ならん)。善男は、敏捷精悍にして、機略に富み、人を凌ぐ風があつた。左大臣源信が良房に媚びて上位を占めて居るのを惡み、また互に隙を生ずるに至り、右大臣良相と相結んで、これを陥れて順次にその位置を進めんことを圖り、貞觀八年(一五二六)閏三月、火を應天門に放ち、信の所爲であると誣告し、良相は、參議藤原基經(良房の養子)に命じて、信の第を圍んで逮捕せしめやうと

した。然るに、基經はこれを良房に告げたので、良房は大に驚いて、信の罪のないことを奏上し、天皇も御許容になり、勅使を信の第に遣はして、これを慰諭したまうた。
 かくて、この事件は、一旦落著を告げたやうな有様であつたが、同年八月に及んで、應天門の燒



失は、善男及びその子中庸等が共謀して放火した爲だといふことが判り、一類者取調べの結果、九月下旬に裁判決定して、善男は伊豆に、中庸は隱岐に、また、紀豊城は安房に流され、豊城の異母兄夏井以下八人のものも連坐して、國々に配流せられた。夏井は、この時肥後守であつたが、前任

讃岐守の時にも治績大に擧がり、貪濫無慚なる地方官の多かつた間に在つて、鷄群中の一鶴ともいふべきほどであつた。このたび、寃罪にて土佐に配流の途すがら、肥後及び讃岐の人民は争うて送迎し、數十里の間哭聲が相接したと傳へられて居る。

應天門事變の主要は、右の通りであるが、なほいかゞと思はれる點も少くない。必竟これも一種の疑獄である。それはともかく、藤原氏は、この事件を利用して、その抗敵者を政權外に驅逐した結果となつた。伴氏は、この善男等の失脚後は、勢力が一層衰へた。紀氏もまた同様で、政治界には著はれなくなつたが、この後には、文學上に有名な人を出して居る。

良房攝政となる 清和天皇は御幼年を以て位に即かせられたから、固より萬機總攬の御事がかなはぬので、外祖父藤原良房が、太政大臣を以て庶政を攝行して居たけれど、まだ明にその詔はなかつた。後貞觀八年八月二十九日に及び、良房に勅して攝政を仰せつけられた。それは應天門事變の調査進行中であつたのも注意をひかれる事である。攝政を置かれたのは、これまで、應神天皇の時に於ける神功皇后、推古天皇の時に於ける聖德太子、齊明天皇の時に於ける中大兄皇子の例はあるけれども、その任に當られたのは、いづれも皇親である。良房は人臣にして攝政に任ぜられた新例を開いたので、政治の實權が次第に藤原氏に移る基をなした。次いで、同十三年四月に及び、良房は

封三千戸を賜はり、三宮に准じ、年官を給ひ、内舍人二人、左右近衛各六人を賜ひて隨身の兵となし、また帶仗資人三十人を給はつた。(三宮に准ずるといふのは、太皇太后・皇太后・皇后の三宮に准じて、三宮の年給と等しい年官・年爵を給與すること、これを准三宮といひ、また單に准后ともいふ)。良房は、再三上表してこれを固辭し奉つたけれども、御允しなかつた。人臣の榮こゝに極れりといふべきである。

良房は、翌十四年(一五三二)九月、六十九歳にて薨去した。天皇は爲に廢朝せらるゝこと三日に及び、正一位を贈り、忠仁公の諡を賜つた。良房は、かく尊榮を極めたけれど、子には運が乏しく文徳天皇の皇后となつた明子が唯一人の子である。よつて、先に、兄長良の子基經を養子として後を嗣がしめた。また基經の妹高子を清和天皇の皇后とせんとしたが、高子は入内前に在原業平と通じた爲に、さすがに公然これを入内せしめることを憚り、染殿后(即ち明子、清和天皇の御母)の許にあづけ置き、天皇の寵幸を被るに及んで女御とした(高子は天皇より八歳も年上であつた)。この御腹に、貞觀十年十二月、貞明親王が御生れになり、翌十一年二月皇太子に定められた。御生後僅に三箇月である。前の惟仁親王の立太子の例(九箇月にして皇太子となりたまふ)と共に實に稀有の事で、藤原氏の勢力の益々増進した結果である。

藤原基經の廢立 良房薨去の後、源融（嵯峨天皇の皇子）は左大臣、基經は右大臣として居つたが、融はあまり實務には與からず、基經が政治上主として天皇を輔佐し奉つた。天皇の御治世は「貞觀の治」と稱せられ、内外肅然として善く治まつた。然るに、天皇は、夙くより佛教の御信仰篤く、御年まだ三十にも達せられぬに、貞觀十八年（一五三六）十一月、位を陽成天皇（即ち皇太子貞明親王）に御譲りになり、次いで落飾入道して、諸國の名山・古刹を遊歴し、艱苦の修行を積んで、佛道を勵まれ、遂に元慶四年（一五四〇）崩御せられた。御年三十一。天皇が斯く苦行をなされたのは、御兄の惟喬親王を超えて天位に上らせられたことを悔恨したまうた餘りに出たのだといふ説がある。或はそうでもあらう。

陽成天皇は九歳で御即位になつた。基經は右大臣で新帝の攝政を命ぜられた。既にして、元慶四年十二月、清和上皇崩御の當日に、天皇は基經を太政大臣に任じたまうた。これは上皇の御遺詔に依ること、思はれる。然るに、天皇は御病の爲に狂暴の御所行あり、御年の長じさせられるに従つて、益々甚しくなつた。よつて、攝政基經は、遂にこれを廢し、仁明天皇の第三子時康親王を位に即け奉つた。即ち光孝天皇である。初め、基經は、仁明天皇の廢太子恒貞親王の賢明なるに服してこれを立てんとしたが、親王は深く佛道に歸依せられて、全く皇位に御望みがなかつた。基經が諸

卿を會して廢立を議した時に、左大臣源融は、自ら天位を希望したけれど、臣籍に下つて居られるからとて、基經はこれを斥け、參議藤原諸葛は劍を按じて「今日の事は偏に太政大臣の處分に從はねばならぬ。若し異議を申す人があれば、これを斬るべきである」とつ言たので、議が決した。かくて終に光孝天皇が御立ちになつた。

光孝天皇の御母は、藤原總繼（房前の子魚名の孫）の女澤子と申し、基經の母の乙春（をばはる）とは姉妹である。即ち、光孝天皇と基經とは母方の從兄弟である。且基經は親王の寛厚長者の風あるに服して之を推戴し奉つたのである。廢位の陽成天皇は、この時御年十七で、新立の光孝は五十五歳の老年であらせられた。基經が廢立を行つたのは、國家を思ふ純念からとは言ひかねるけれど、次の宇多天皇の時の阿衡事件に於ける基經の心事（次節の記事參照）と同様に論ずるのは當を得ぬ。然し、『愚管抄』に論じてあるやうに、これを以て、入鹿の誅伐、光仁天皇の擁立と共に藤原氏の三大功とするが如きは、我が國體を辨へざるもので、我が國に於て臣下が天皇を廢立することが不臣の罪を免れぬは論議の餘地のないことである。

基經の庶政關白 光孝天皇は、大に御心を政治に留めさせられたが、基經の推戴で御立ちになつた爲、庶政を基經に御委任になつた。即ち元慶八年（一五四四）六月五日勅して「今日より官廳に

座して就いて萬の政を頒ち行ひ、入ては朕が躬を輔け、出で、は百官を總ぶべし。奏すべきの事下すべきの事、必ず先づ諮稟せよ。朕將に垂拱して成るを仰がんとす」と仰せられた。これは、事實上關白の始ではあるけれど、その名稱があるやうになつたのは、次の宇多天皇の御代からである。天皇は、また立太子についても、御意は定省親王（第七皇子にて、當時は源姓を賜はつて臣籍に列して居られた）に在つたが、基經を憚つて、御定めにならなかつた。然るに、仁和三年（一五四七）八月、御病重らせたまへるに及びて、基經は、御病床に就いて、定省親王を推戴すべき旨を奏上した。天皇痛くこれを悦ばせたまひ、急に親王を召し、親王と基經との手を執つて、基經が推戴の思を忘れぬやうにと御誠めになつた程であつた。よつて、その二十五日、親王の臣姓を削つて舊に舊に復し、翌日、皇太子と定めたまひ、同日、天皇は崩御になつた。御年五十八。

阿衡の紛議 定省親王は御年二十一歳で踐祚せられた。即ち宇多天皇であらせられる。同年十一月十七日即位式の終つた後に、

詔す。朕涼徳を以て茲の乾符を奉ず。鳳宸に臨んで、薄氷を履むが如く、龍軒を撫して、淵水を渉るが如し。太政大臣の保護扶持に非ざるよりは、何ぞ寶命を黃圖に恢め、璇璣を紫極に正すを得んや。嗚呼、三代政を攝し、一心忠を輸す。先帝の聖命、其の攝籙に依る。朕の冲眇な

るに、重ぬるし孤莖を以てす。其れ萬機巨細、百官己れに總べ、皆太政大臣に關白し、然して後奏下すること、一に舊事の如くせよ。主者施行せよ。

この詔を下された。これ、名實共に關白の始である。然るに、かゝる場合には、再應或は三應も辭退の後に、これを御請けするのが當時の慣例である。基經もこれに依つて、上表して辭退し奉つたそれで更に勅答を賜はつたが、その文中に「卿、鈞を乗ること奕世、命を佐け遺を受く。所謂社稷の臣にして朕が臣にあらず。宜しく阿衡の任を以て卿の任となすべし。」との句があつた。前の詔勅と共に、左大辨文章博士橘廣相（前掲橘氏略系参照）の起草した所であつた。

時に、基經の家司をして居つた藤原佐世（宇合の子清成の玄孫）は、この勅答中に仰せられてある「阿衡」は稱號であつて、職掌なきもの故、攝政を罷めよとの御意なるべしと基經に告げた（阿衡は平で、その人の力に倚つて天下治平なりとの意。これは般の伊尹が湯王を輔佐して政治を行つた時に受けた稱號である）。基經はその言に従つて、政務を見なくなつた。天皇は、諸博士をして阿衡の職務の有無を調査せしめられたが、彼等は、皆基經の勢力を憚つて、廣相の辯明をも省みず、佐世の説に同意して、阿衡は職掌のないものである旨を御答した。基經は、固より一切政務を受附けず、更に上表して、阿衡を命じたまうたのは、臣の願意にかなへること故、別に執奏の官

を任じて雑務を行はしめられんことを奏請した。萬機は滯滞するばかりである。

天皇は大に憂慮あらせられ、左大臣源融を基經の邸に遣はして、これを慰諭せしめられたけれど、基經は頑として動かない。こゝに至つては、詔書を改めて下されるより外に施すべき方法がない。融も、また、それを勧め奉つた。天皇は己むを得ずして、これを容れたまひ、重ねて關白の詔を基經に下され、基經は始めて御請けを申上げた。この紛議は、その間凡そ半年餘にも亘り、こゝに至つて、やうやく一段落を告げた。

天皇と基經との關係は、事済みになつたけれど、次には、前の關白の詔勅の起草者廣相の處分がなほ残つた問題であつた。これについて、法官等は、強いて、詐僞律中の「詐つて詔書を作りまたは字句を増減するものは遠流に處す」といふ條文に據つて處罰せんとした。然るに、讃岐守菅原道眞は、書を基經に送つて、廣相の皇室との關係及びその功績を擧げ、これを窮迫することの却つて藤原氏に不利なる所以を述べて、基經の情を動かし、また、その中に恩詔も下つて、廣相の罪は赦されることになつた。

阿衡事件の意義 阿衡事件は、その内容として (一)には藤原氏の天皇に對し奉る壓迫 (二)には藤原氏の橘氏排斥 (三)には學者間の争が見られる。宇多天皇は、基經の力によつて立ちたまひ

御父君の御遺詔もあつたほどで、基經に對して少からず御遠慮あらせられたけれども、一面には天皇は藤原氏の出でなく(御母は班子女王)、また、その御性格が剛毅・英明にあらせられたので、基經もこれを憚り奉つた。加ふるに、基經は當時己に年五十を踰へて、稍々老境に入つたのに、長子時平はまだ二十に達しなかつた。かゝる事情の下に、基經は藤原氏の前途について不安を感じた。よつて、天皇御即位の初に當り、阿衡問題を奇貨として、遂には詔書を改作せさせ奉るまでに至り、天皇に對し奉つて藤原氏の威力を示したのである。而して、事は、藤原氏に取つては、幸に橘氏に關聯して居た。

橘廣相は、陽成天皇以來朝に仕へ、學者としては當時最優者の一人で、殊に宇多天皇には策立の功もあり、また、その女は天皇の女御となり、齊世親王を生んだ。従つて、宇多天皇の御信任が甚だ篤かつた。藤原氏の競争者として侮り難いものであつた。機會があつたらば、これを排除するなり、その勢力を殺ぐなりしやうと考へて居たのは言ふを待たぬ。これに加ふるに、當時、學者は各々その門戸を張つて、相排擠する風があつたが、藤原佐世は藤原氏から出た學者として、殊に基經の後援の下に仕進することを得て、左少辨となつて居た。佐世は廣相の博識・能文に及ばず、また廣相は左大辨として佐世の上役であつたので、佐世は廣相を嫉んで、これを陥れんと心を抱いて

居た。そこで、この時、廣相の起草した勅答の文に阿衡之任云々の語あるを見て、阿衡は稱號にして職掌なきものとして、攝政を罷められる意味であるとの事を以て基經に告げ、基經も前に擧げたやうな下心があつたので、事が甚だしく困難になり、遂に藤原氏の勝利に歸した。藤原氏は、この紛議によつて、所謂一箭を以て兩鳥を射落したやうな結果を得た。

學者間の争はともかく、この事件に於ける藤原氏の所爲について、宇多天皇は、甚しく御憤慨になつた。御日記に「朕は遂に志を得ずして、枉げて大臣の請に従へり、濁世の事此くの如し、長大息すべし」と記させたまうたのも、御尤の事である。（「枉げて大臣の請に従へり」とは、左大臣源融の奏した詔書改作の事をいふのである）。この紛議が落著した後、間もなくして、基經は、その女温子を入内せしめ、天皇も、これを納れて女御となされた。天皇の御感情も幾分か融和せられたであらう。然し、この苦い御經驗によつて、藤原氏の政治上の勢力を抑制したはんと、御考の益々強くなつたことも、また言ふを待たぬ。

菅原道眞の登用 阿衡の紛議は、重に仁和四年（一五四八）上半の事であつた。その翌年四月、寛平と改元になり、同二年（一五五〇）五月、廣相は失意の裡に卒去し、基經は、三年正月、五十六歳で薨去した。基經の長子時平は、時に年が二十一で、官は參議に過ぎず、まだ政局を支配して

ゆく力量はなかつた。天皇が藤原氏の權力を抑え政治の改革を圖られるには、恰好の時機である。しかし、藤原氏の勢力は、その根柢が深いから、これと對抗して、眞に天皇の腹心となり股肱となつて、天皇を輔佐し奉るべき人物を要する。この爲に擢用せられたのが菅原道眞である。道眞は、阿衡事件の際、基經に書を贈つて廣相を救解したので、天皇はその用うべきことを御認めになつたのであらうと思はれる。

菅原氏は、野見宿禰より出で、初めは士師氏であつたが、道眞の曾祖父古人よるんとの時に菅原の姓を賜はつた。この古人以後、菅原氏は代々著名な儒者を出した。その子は清公、清公の子は是善これよし。是善は仁明・文徳・清和の三朝の儒者として、文章・經學に於ける一代の大家であり、その門下から多數の秀才が出た。道眞は、是善の三男として、承和十二年に生れた。天資穎悟にして、學を好み、博く經・史に涉り、詩・文に長じ、兼ねて和歌をも善くした。元慶の初、式部少輔にて文章博士を兼ね、仁和中、讃岐守となつた。こゝに至つて、基經薨去の翌月には、藏人頭に任ぜられた（時に年四十七）。これまでは、時平がこの職に在つたが、參議に進められ、道眞がその後を承けたのである。この不次の拔擢を蒙つて、道眞は、「臣謹んで近代の例を検するに、此の職に任ぜらるゝものは或は横流より出で、或は鼎族に生る。未だ凡夫、儒士にして能く此の任に當るものあらざるなり」と

の状を上つて、辭退し奉つたが、御聴しがなかつた。道真重用の御志こゝに見え、その昇進の途が速に展開し始めた。

道真の地位は年々進められた。はやくも、寛平五年（一五五三）には參議となり、式部大輔・左大辨・勘解由長官を兼ねた。同年皇長子敦仁親王を皇太子に立てられた時も、たゞ道真のみに御相談になつて、時平は與らなかつた。そして、道真は、俄に春宮亮（ちゆうぐうのすけ）をも兼ねた。（親王は、藤原高藤の女胤子の所出で、時に御年九歳、高藤は良房の第二弟良門の子）。その上、彼れの女衍子を納れ奉つて女御とする光榮を得、また、橘氏所生の皇子齊世親王にその女を上つた。次いで同七年には、中納言に進んで、時平と官を同じくし、翌年六月には、時平は大納言となり、道真は權大納言となつた。道真の異數の立身に對して、時平を始め藤原氏のものはいふに及ばず、學者の間にも、これを嫉視するものが次第に生じた。

宇多天皇讓位 宇多天皇は、寛平九年（一五五七）七月に及び、位を十三歳の皇太子敦仁親王に讓られた。御在位は十年、御年は三十二歳の壯齡であつた。天皇の目的となされた藤原氏抑制は、事なほ半途に屬し、その實現は寧ろ今後に待たれるべき際、俄に御讓位になつたのは何故か。天皇は剛邁の御性質の割合には、多病であらせられた。また、佛教の御信仰篤く、はやくも十七歳の時

出家せんことを母后に請はれたほどであつたから、その爲もあらうと思はれるが、一方から考へれば、はやく新帝を立て、御自らはこれを後見したまひ、藤原氏中心人物の聲望のなほ重くない間にこれを抑制せんとの御意志でもあらうか。御讓位の事は、先に立太子の事のあつた二年後に、その御志を道真に諮りたまひ、道真は、その不可なる由を陳べて、一旦思ひ止まりたまひしほどであるがここに至つて、遂に御執行になつたのである。然し、この御讓位に關しては、『大鏡』の宇多・醍醐兩帝の條下の記事によつても、普通でない事情の存したやうに思はれ、後世疑惑の説がある。要するに、その真相は明かでない。詳しい論述はこれを省略する。

當時、左大臣藤原良世（良房の第三弟）は既に致仕し、右大臣源能有（文徳天皇の皇子）は薨去した。よつて、大納言藤原時平・權大納言菅原道真に詔して、少主を輔佐し、機務を參決せしめられた。上皇は、また親ら書を著し、帝王の行狀、臣庶の良否、國家の得失等を述べて、嗣帝を訓誡せられた。世に『寛平遺誡』といふのがそれである。その中に、時平については、「左大將藤原朝臣は功臣の後なり、その年少しといへども、己に政理に熟せり。……能く顧問に備へて、その輔導に依れ。」といはれ、道真については、「右大將菅原朝臣は、是れ鴻儒なり、又深く政事を知る。朕選んで博士となし、多く諫正を受く。仍て不次に登用し、以てその功を答つ。加以、朕前年東宮を立つる

の日、只菅原朝臣一人と此の事を論定せり。……總じて之を言へば、菅原朝臣は朕の忠臣にあらず新君の功臣か。人の功は忘るべからず、新君之を愼めよ。」と仰せられた。道真に對して御信任の最も厚いことがよく知られる。

反道真の黨派 新帝醍醐天皇即位の翌年、昌泰と改元あり、その二年（一五五九）二月、時平は左大臣に、道真は右大臣に進んだ。時平は最高の門閥家であるから、その昇進の速かなのも、當時にあつては、別に目立たないが、道真は學者の家から出て、かゝる破格の榮進をした上に、その門弟は「諸司に半す」ともいはれたほど、朝廷に多く採用されてゐたので、菅家以外の學者はこれを羨望したのみでなく、烈しい反感を懷くやうになつた。門閥家たる藤原氏や源氏の人々が、嫉忌し憤懣するのは言ふまでもない。その上に、兩大臣たる時平と道真とは、その年齢の父子ともいふべき懸隔、性格・主義等の相異は、關係の圓滿を妨げる原因となつた。道真も、固よりかゝる事情について注意しないわけではなかつたから、是より先に、既に上書して官を罷めんことを請ひ奉つたけれど、御聽許を得ず、寵幸は益々厚くなるばかりであつた。

右のやうな状態では、道真の一身に止まらず、天下政治の上に故障を生ずることが多いので、翌昌泰三年一月、天皇は朱雀院に幸し、宇多法皇（宇多上皇は昌泰二年十月、仁和寺に入りて落飾し

空理と稱し、太上皇の號を辭したまふ。天皇止むことを得ず、太上天皇の尊號を停めて法皇と稱し奉られた」と密議し、更に道真を召して、天下の政務を專決すべき旨を諭したまうた。道真は、固くこれを辭し奉つたけれど、その事がやがて藤原氏に聞えて、時平等の道真に對する嫉忌は益々甚しくなり、政界の暗雲は次第に濃厚を加へた。同年の秋、博士三善清行は書を道真に與へ、「明年辛酉は、運變革に當る。尊閑翰林より起りて槐位に昇る。吉備公の外に美を與にする者なし。冀くは止足を知り、風情を煙霞に擅にせられんことを。」とて、勇退を勸めた。然し、道真は決意する所あつてか、これを聽かなかつた。運命の危機は益々道真に迫つた。

道真の左遷 道真反對派は、時平を中心として、源光・藤原定國・同菅根等がこれに加はつた。光は仁明天皇の皇子で、當時大納言。定國は高藤の子で中納言。また菅根は武智麻呂の子巨勢麻呂の玄孫で、藏人頭となつて居た。何れもその地位が道真の下にあつたので不平を抱いた。菅根の如きは、學者から出て、道真の推薦で立身したのだが、嘗て道真に辱しめられたことがあるので、これを恨み、反對黨に加はつた。道真排斥の陰謀は次第にその歩を進め、遂に時平から、「道真は天皇を廢し、その女婿である皇弟齊世親王を位に即け奉らうんの異圖ある旨」を奏した。天皇も、遂に時平の讒言を信ぜられ、延喜元年（昌泰四年。一五六一）正月、道真を從二位に叙して問もなく、そ

の二十五日、道眞を貶して太宰權帥だざいのごんのちゆうとなされた。この時の詔は左の通りであつた。

右大臣菅原朝臣、翰林より俄に上りて、止足の分を知らず、專權の心あり。佞諂の情を以て前上皇の御意を欺惑す。然るを、上皇の御情を恐惶みて、廢立を行ひ、父子の志を離間し、彼の兄弟の愛を破らんと欲す。詞は順にして心は逆。是れ皆天下の知る所なり。大臣の位に居るべからず。云々。

道眞は事の意外に驚き、「流れ行く我は水屑みづくずとなりぬとも、君しがらみとなりてとゞめよ」との和歌を上つて、法皇に哀訴し、その御援を請うた。法皇も大に驚きたまひ、道眞の爲に申宥めやうとして、急いで宮中に赴かれたが、藤原菅根が兵士をして宮門を閉ぢて遮り奉らしめたので、法皇は、終日門外に立ち暮して、遂に入りたまふことを得ず、還御なされ、御力に及ばなかつた。かくて、道眞は太宰府に下り、その男女二十三人の中、右少辨高視・式部大丞景行・藏人兼茂・文章得業生淳茂は各地に左遷された（女子及び幼年者は罪に及ばなかつた）。また、道眞の黨與と見なされた近衛中將源善以下、貶謫せられたものが少くなかつた。

道眞左遷に關する異説 道眞貶謫の事情に關して、或は「廢立の事は、全く形跡なきに非ざるなり。因りて推量するに、醍醐帝已に御成人にて叡慮方に朝政を振肅するに鋭なれば、上皇は世を紛

亂したまはんことを憂ひたまひて、公（道眞）に己むを得ざる時には讓位をさせよとの旨を諭したまひしことのありしならん。其は公去りて後の改革の發したるにて思ひ合せらる云々」（久米邦武氏説）との説もあるけれど、星野恒氏は、『菅家傳考』の中にこれを駁して、「近時或は扶桑略記に據り法皇、帝の改革に鋭にして朝政を紛亂せんことを恐れ、密旨を公に授けしならんと推測し、廢立の事は全く形跡なきに非すと斷言するものあり。苟然らば、筑紫の左遷は不幸に非ず、而して恩賜御衣今在、此、捧持毎日拜三餘香の作、至誠惻怛の餘に出づるに非ずして、自欺欺人の語となるなり。君子立論、豈かくの如く顛倒すべけんや」と論ぜられて居る。道眞はその學者・文人としての位地は別として、政治上に於ては、寧ろ保守主義に傾き、さまで優れた手腕があつたとはいはれない。また、その局量に於ては、寛弘にして能く物を容れるといふ點には稍乏しい所があつた。然しその忠誠の念の篤かつたことは少しも疑を容るべきでないと思ふ。即ち、道眞の心事について、星野氏の論辯は、穩當を得て居る。不幸にして、かゝる境遇に立ち、讒構の爲に遂に配流せらるゝに至つたのは、誠に痛恨の至といふべきである。

（附説） 道眞は配所に在ること二年、延喜三年（一五六三）二月、窮苦憂愁の裡に薨じた。時に年五十九。その後、京都には屢々變災が起り、その上、延喜六年七月には大納言藤原定國が

歿し、同八年十月には、藤原菅根が雷火の爲に震死し、翌年四月には、藤原時平も年三十九歳にて薨去し、更に十三年三月には、右大臣源光が急死したりして、それが何れも道眞の政敵であつたので、世間では、道眞が罪過なくて悲惨の末路に終つたことに同情した所から、道眞の祟りであると流言した。その後、延長元年（一五八三）道眞の薨後二十一年（三月には、皇太子保明親王が僅に二十一歳の壯齡で薨去になつて、これもまた道眞の祟りによるとまでいはれた。天皇も大に悔悟したまひ、また道眞の忠誠のほども追々知られたので、同年四月、本官に復して、正二位を贈り、道眞左遷に關する文書は悉く焼却せしめられたといふ。後に、村上天皇の天曆年中、京都の民がその威徳を追慕し、北野に祠を建て、その靈を祀り、天滿天神と稱した。朝廷もこれを崇敬して、二十二社の内に加へられた。一條天皇の御代になつて、太政大臣・正一位を贈られ、後には文學の神として長く世に崇拜せられることゝなつた。

藤原氏の他氏排斥の結果 道眞の貶謫によつて、藤原氏の政敵は朝廷から一掃せられて、また對抗を試みるものがなくなつた。即ち藤原氏の權勢はここに確定したと言ひ得る。藤原氏の政治的勢力の發達について以上述べ來つた所を通觀すると、この間に家運の最も隆興したのは、四家中の北家が主で、他の三家は稍々附從の位地に在つた。北家は、奈良時代以後、順當に發達し、中途の蹉

跌を見ず、且冬嗣以後、良房、基經等の優れた人物が出で、人臣にして太政大臣となり、或は攝政となり、關白となる新例を開き、且皇室の外戚たる光榮を殆ど獨占するやうになつた。然し、藤原氏の對抗勢力は猶存して居た。舊來の名家たる大伴氏・紀氏・橘氏（橘氏は比較的新しいが）などがその重なるものであり、一方には、平安時代以後に皇子にして臣籍に列せられた源氏の如きもあつた。藤原氏は、大伴・紀・橘などの諸氏に對しては、機會のある毎にこれを政治圏外に排斥する手段を取り、一方には王氏とは相結託した（源信・源融・源光に於ける場合などが即ちそれである）。この結託の行はれたのは、王氏がその地位を保つ爲に王氏の方から求めたのかも知れないけれども、藤原氏も、舊來名家との對抗上、自家の勢力に懸念のある間は、王氏との結託を最も有利と考へた爲であると思はれる。菅原氏は、宇多天皇の拔擢により、その後援の下に、藤原氏と對抗を試みた最後のものではあつたが、これも遂に失敗に終り、宇多天皇の御志は空しくなり、爾後、政治上の權力は全く藤原氏の獨占に歸することゝなつた。この間、藤原氏の他氏排斥は、事が皇位の繼承と關聯して居る場合が多い。従つて、藤原氏がその競争に勝を得る毎に、藤原氏の勢力は増進し、これと反對に、皇室は、その度毎に、權力を減少せしめられたまう結果を見ることゝなつた。次の藤原氏專權時代は、斯くして開かれたのである。

第九章 延喜時代前後の世態

中央權勢家の横暴 道眞が左遷せられた後には、時平の黨與が多くは昇進した。そして、言ふまでもなく、當時主として政治の權を握つて居たのは、時平である。時平が道眞を讒してこれを排擠したのは、固より惡むべきことであるが、彼は、相當に政治の才能を具へ、醍醐天皇を輔け奉つて政弊の匡濟に力を盡くした。

地方政治の弊害の多いのは、前々よりの事で、平安朝の初から歴代の天皇がその匡正に力を用ゐられたことは、既に述べた通りであるが、なか／＼その弊習が止まぬ。地方政治の紊亂は、地方官が民政を顧みずして、私利を圖ることにのみ汲々として居た所から起るのが多かつたが、この前後に及んでは、在京の權勢家が、或は貢進の官物を横奪し、或は使を地方に出して、國郡司の政治を妨害するなどの事が更に加はつて來た。先に、宇多天皇の寛平三年（一五五一）五月の太政官符には、「諸司・諸家の徵物使と稱するものが、調綱・郡司の雜掌の京に入る日を候ひ、各々競つて究勘し先づ前分と稱して官物を責取し、次いで土毛と稱して私糧を掠奪し、若しその求に應ぜぬときは、亂暴を加へること」を禁ぜられ、同六月には、「諸院・諸宮・諸家の使が、國司を経ずして部内に關入

し、百姓を凌轢し、田宅を掠奪し、調庸を妨取し、管に正物を勘責するのみならず、兼ねてまた賄賂を倍徴すること」を禁ぜられて居る。一方には、地方の狡猾な人民は、權勢家の家人と稱して、納税を怠り、國司の命に抗し、甚しきは亂暴の所行をするものさへ少くないので、同六年十一月には、「無賴奸猾の類が、王臣の家人と稱し、放縱暴猛にして國郡に從はず、牧宰を侮慢し、所部を騷擾するものは、犯に隨つて見決し、寛宥することなかるべき旨」を命ぜられ、同七年九月には、「人民が調庸雜物の納附を免れる爲に、豫め權勢家と結托し、その家牒を請ひ受けて、或は官家の出舉物といひ、或は借物の代に寄進すといひ、或時は札を懸け、或時は杭を打つて、國司の徵收に從はない。國司はその詐を知りながら、權勢を恐れて、そのまゝにしてしまふ。かくては、官物の未進を致し、國幸もその負累に罹り、國政の害をなすこと甚しき故に、嚴重に處分すべきこと」を命ぜられて居る。又、同年十一月には、「五位以上の前司が本任國に留住すること、並に輒く畿外に出づることを禁斷し、同八年四月には、「諸宮・王臣家及び五位以上の者の莊田・品田・位田・職田の外一切耕種すること」を禁止し、更に「諸院・諸宮・王臣家が百姓に相代つて田宅・資財を爭訟するを禁斷すべきこと」の太政官符が出されて居る。中央の權門・勢家と地方人との結托の弊害の甚しかつたことが能く察せられる。地方官の貪濫の上に、かゝる弊害が加はつては、地方政治が亂れ財政

が困難になるのは、當然の事である。此等の弊害に對する禁止令は以上の外にも、なほ少からず見えて居るけれども、その効果は割合に乏しかった。

延喜二年の嚴制 宇多天皇時代に於ける政弊肅正の方針は、醍醐天皇の御代になつても、大體踏襲せられた。その嚴令は、延喜二年（一五六二）三月十三日、七通の太政官符となつて發表せられたが、何れも時平の署名である。

第一は、「班田を勤め行ふべし」とのことである。班田收授は六年毎に行ふべき規定であるが、承和元年（一四九一）に至つて、畿内は一紀（十二年を一紀とす）に一班することゝし、其の十一年に班田を行つた後は、久しく收授せず。元慶五年（一五四一）に及び、また校班を行ひ、其後は絶えて行はず、自餘の諸國に至つては、五六十年間も全く班給せられない。遂には、不課の戸が多く田疇を領し、正丁の家は却つて口分田を受けることができなくなり、調庸が制規通りに納まらないのは、主としてこれが爲である。従つて、戸籍の調査も亂雜になり、或戸は男子は一人で、其の他はすべて女子なるもあり、或戸は全く女子のみのももある。これは、戸田を貪り、しかも課役を免れる爲の詐妄によるのである。六年一班は時期が短促であるから、今後は一紀一班とし、嚴重にこれを施行すべきことを令した。

第二は、「諸院・諸宮及び王臣の家が山川藪澤を占固することを禁制した」のである。元來、王朝の制は、山川藪澤の利は、公私これを共にする趣意である。然るに、王臣及び諸司・寺家等、山林を包并し、藪澤を經略する弊習が行はれて居たので、延暦三年十二月の勅符を以て嚴制を加へ、之を公に還さしめられたが、その後、綱紀が弛み、諸院・諸宮及び王臣家の占領益々甚しく、國司等もその權勢を恐れ、阿縦して禁じなかつたので、此度重ねて下知を加へ、若し違犯の輩あるときは罪を科し、公に還すこと、前符の通りにすべしと令した。

第三は、「勅旨開田、並に諸院・諸宮及び五位以上の者が百姓の田地・舍宅を買取り、或は閑地を占請することを停止せしめた」のである。當時勅旨開田（勅旨によつて開墾せられる田地）といふものが諸國に在り、空閑荒廢の地を占めて居たのであるけれど、人民がその利益を受けることができぬのみか、却て人民産業の便を奪ふことになるので、悉皆これを停止し、人民をしてこれを營作することを得しめた。また諸國の民が、諸院・諸宮若しくは顯官の家人となれば、出擧の正税を受くることを要せず、且調庸の科を免れて、單に地子を領主に納めればよかつたので、或は田地を以て詐つて寄進と稱し、或は舍宅を以て巧に賣與と號し、使を請ひ、牒を取り、封を加へ、勝を立て朝廷の臣たることを避けるやうになつた。勢家は、何等費す所なくして、多大の利益を得ること

故、喜んでこたを承諾した。そして、國吏は、それが矯飾の計であることを知つて居ても、或は權貴の勢を憚り、或は賄賂の贈をうけて、敢て禁制しない爲に、朝廷の戸口は日に／＼減じた。賦税の收納は次第に少なくなるのは言ふまでもなく、賂遣の費す所、田地は遂に豪家の莊となり、奸構の存する所、民烟長く農桑の地を失ひ、終には身を容るゝに處なく、還て他境に流冗するに至る。仍て、これが禁制を加へ、犯すものは嚴罰に處することゝした。但し、元來相傳へて莊家たる券契けんけい分明にして國務を妨げぬものは、此の限りにあらずと定めた。

第四は、「諸院・諸宮・王臣の家が民の私宅を借りて莊家と號し、稻穀等の物を貯蓄することを禁斷した」のである。京都に在る貴族權門の地方で田地を有つて居るものが、莊家を設けて、稻穀等を藏めて置くのは、さまで害のないことであるけれども、人民の私宅を借りて莊家と號し、農作物等を貯蓄すると、他の百姓までが、王臣の莊家であるといふ名義を借りて、調庸の課を免れんことを圖るやうになり、種々の弊害が生ずる。それ故に、天平九年（一三九一）及び天平勝寶三年（一四一一）の兩度の格にも、王臣家が諸國に物を貯蓄するを禁じ、若し犯すものあれば、違勅の罪を科し、其の物を沒官し、國司・郡司は其の現任を解くべきことゝ定められたが、爾來其の弊がなほ甚しかつた。よつて、此度も更に令を下し、なほ僞つて莊家と號し國の妨を致すものは、違勅の罪

を科し、其の物は沒官し、其の使及び莊の檢校・專當・預など、稱して、放縱不遜にして國務を妨げたものは、すべて杖六十に決せしめた。但し、元來實に莊家であつて、國務を妨げぬものは、そのまゝに差置くべしとしたのである。

第五は、「國司交替の期を嚴にした」ものである。國司の交替は、百二十日を以て其の附領（事務の引續）を終へしむる制規であつたけれども、當時、諸事緩怠に流れ、前司・後司が病氣であると稱して延期を請ふと、五六度まではこれを許すやうにもなつて居た。よつて、此度はその制を嚴にし、特に一度だけの延期を許すことゝした。

第六は、「調庸の物を精好にすべきこと」を令した。調庸の兪惡なるを納めたものは、遠流の刑に處し、期を違へて納めぬものは、徒二年の處刑に當る定めであり、延暦以來、數々調庸の品質を吟味するやうに命ぜられたのに、その緩怠兪惡なることが止まなかつた爲に、更にこれを誡め、若し違犯したものは、法に依て罪を科し、決して寛宥せぬことを令したのである。

第七は、これを略する。

嚴令の不結果 上述の諸項は、政治上・經濟上、重要な事で、その戒飭の文辭は極めて嚴烈にして、振肅の意氣込を見るべきではあるが、要するに、現行制度の弛緩して居るのを肅正せんとし

た迄のことで、根本的の改革ではない。その上に、此等の禁令も、よくは守られないで、弊害は依然として除くことが困難であつた。それは、延喜五年（一五六五）八月廿五日に下された官符中に「院・宮・諸家偏に田宅・資財の事に就いて、國幸を経ず、直に家符を放ちて、郡司・雜色人等を召勘し、勘責禁固すること、殆ど囚人に過ぐ。或は月を涉りて免さず、已に家業を絶つ、或は日を經て繋かれ、遂に公務を棄つ。加之、使たるの人、多く從類を率ゐて、酷く凌轢を加ふ。凡そ家長獨り召捕へられて、舉烟騒動し、妻子流冗し、親族逃竄するに至る。國司の政は、誰を以て辨行せん。」とあり、又同年十一月三日の官符中には、「謹んで令條を検するに云く、訴訟は皆下より始むと又云く、犯罪は事の發覺する官司に於て推斷せよと。然れば則ち、士人・浪人及び僧尼等、若し訴訟あらば、須く先づ事の發覺せる官司に陳すべし。官司斷ぜざるか、若くは斷する所、理に違はば隨て即ち上官に越訴するなり。而るを、愚暗の道俗、勢家に屬託して、諸院・諸宮・諸司・諸寺・諸王臣家の使を請ふ。其の遣はさるゝ使、已に其人に非ず、専ら威勢を施し、恣に猛暴を行ひ、是非を辨せず、濫に無道を論じ、國郡の官司凌辱に堪へず。又部内に亂入し、好みて濫惡を行ひ、舊歲の手實を以て多年の息利を勘す。百姓冤を被り、頭を盡して逃散し、郡司は威を恐れて訴へず、吏民の煩これより大なるはなし。」と言はれて居るのを見ても知ることが出来る。右の延喜五年の官

符は、共に京都權貴の横暴な態を擧げて、これを禁止したのであるが、此等の事は、既に延喜二年三月の官符にも嚴重に戒飭せられたことであるに關はらず、僅に二年を隔てて、更に禁令を出さねばならぬことによつて、前の禁令の效力極めて薄弱であつたことが察せられる。他の種類の弊害の禁止についても、その實效のほどは同じやうに乏しかつたであらう。

三善清行の意見封事 前にも記したやうに、延喜六年（一五六六）に、大納言藤原定國は年四十四にて歿し、同八年に、參議藤原菅根は年五十三にて歿したが、翌九年四月には、左大臣時平も三十九歳で薨去した。この後、延長二年（四五八四）時平の弟忠平が任ぜられる迄は、左大臣を置かれなかつた。時平薨去の時に、醍醐天皇は、御年既に二十五に達したまひ、萬機の政を御親裁になつた。天皇は、寛仁大度の徳を備へ、常に溫顔を以て群臣に對したまひ、奏上などの際、よくその意を盡し得るやうにさせられた。人民に對して深き御仁愛を垂れたまひ、寒夜に御衣を脱して、民間凍餒の苦を察したまうたことは、誰も知る有名な話である。延喜十四年（一五七四）には公卿・大夫及び諸國司に詔して政治の得失に關する意見を上らしめられた。三善清行が意見封事を上つて政治上の積弊を痛論したのは、即ち此の時の事である。

清行の意見封事は十二箇條あるが、先づその序論に、我が國家財用の次第に窮乏に赴いた狀勢を

記し、佛教尊信の結果、大寺堂塔の建築、佛像の製作などによつて巨費を要し、奈良時代までに十分の五を費し、桓武天皇の遷都の爲、五分の三を要し、更に仁明天皇の奢靡によつて二分の一となり、またも、その後、焼失した應天門及び大極殿の新築等の爲、一分の半を失ひ、當今では往時の十分の一にも足らないと述べ、次に地方衰弊の状を擧げて、その例を備中國下道郡^{しもくにのちみち}邇磨郷^{にまご郷}に採り、こゝでは、皇極天皇の六年（實は齊明天皇の誤）二萬人の兵士を徵集し得たが、天平神護年中には課丁^{課役を負担する丁男}千九百餘人となり、貞觀の初には、七十餘人に減じ、更に寛平五年に課丁を調べた處、老丁^{六十一より六十六まで}二人、正丁^{廿一より六十まで}四人、中男^{十七より二十まで}三人のみとなり、延喜十一年に至つては一人もないやうになつた。二百五十年の間に、かく速に衰弊したとすれば、一郷を以てこれを推すに、天下の虚耗せることも掌を指して知るべしと論じ、それから本條の叙述に及んで居る。○本文に國家財用の十分五・五分三などあるは、大概を示したまでである。財政が次第に困難に赴いたのは事實に相違ない。當時浮浪人が多くて、租税の欠負・未納甚だしく、國力は往時の十分一にも當らぬといふのが眼目と見なすべきである。また、一郷で二萬の兵士を徵集し得たといふのは、信することはできぬが、戸籍の調査が甚だしく實際とちがひ、或る戸では女子ばかりが記載せられたものなどが出来たほどであり、課口の流亡と地方の衰弊とは、清行の言ふ通りで、固より邇磨の一

郷のみに限られたことではなかつた。

清行の列擧した十二箇條は、概ね時弊に切中したものであるから、左に各條を掲げて、その要點を説明する。

一、水旱を消し豊穰を求むべき事

民を安んじ食を足らすの要は、水旱の災なく年穀を登らすにある。それ故、朝廷では、毎年神佛に祈請して豊穰を求めたが、年を経るに従つて、儀式は漸く紊れ、事に當る神官・僧侶は少しも敬虔の念がない。かゝる悪習を改めて敬神崇佛の實を擧げ、水旱の災を除くやうせねばならぬ。

一、奢侈を禁すべき事

近時衣服の奢侈甚だしく、その他もすべて贅澤に流れ、富者は固よりその志を逞くするを誇り、貧者はその及ばざるを耻ぢ、田園も爲に蕪れ、盜賊が從て多い。望むらくは、嚴に衣服の制を定めて、檢非違使をして、これを厲行せしめ、上下共に僭濫を慎み、節制を知らしむるやうに致したい。

一、諸國に勅し、見口數に隨つて口分田を授くべき事

國司が調査不充分なる計帳に従つて口分田を宛て給する故、實際存在しないものに多くの田地を

給することになり、富豪は彌々兼併の地利を收め、國家の租入は減少するばかり。戸籍の調査を明確にし、現在の口數に従つて班田收授を行へば、民の爲には煩なく、公の爲には利あることなる。

一、大學生徒の食料を加給すべき事

國を治める道は、賢能を源とし、賢を得るの方は學校を本とする。昔は、大學の生徒の勸學田が二百町餘もあり、その他、出舉稻の制も設けられ、給養が割合に豊かであつたが、今は、其等の制も多くは廢れ、大學は窮困の郷といはれるやうになり、大學に入るもの次第に減じ、官吏登庸試験に人才を得ることがむづかしくなり、情弊が従つて生ずる。願はくは、學田を復し、また、出舉の制を定められるやうにありたい。

一、舊に依つて判事の員を増置すべき事

舊制によれば、刑部省に於ける判事の數は六名であつたのを、寛平四年に、詔して四人を省き、唯大・少判事各一人を置くこととなり、而して大判事のみ獨り明法の士を用ゐ、少判事は其の人でない。このやうでは、司法の威信を保つことができない故、舊に依つて判事六名を置き、皆法律に明かものを選んでこれに任するやうにしたい。

一、百官の季祿を均給すべき事

毎年二月と八月との二度に、大藏省から百官に季祿を給する規定である處、近年官庫の乏しい爲に、唯公卿及び出納の諸司だけが毎年頒給を受け、その他の庶官は、五六年に一季の料をさへ受け難い。閑忙の差異あれども、頒賜に至つては差別のないやうにせられたい。

一、諸國の少吏并に百姓の告訴に依つて朝使を差遣することを停止すべき事

國司は萬乘の憂を分つて一方の寄を受けて居るもの故、小瑕を捨て、大成を責めなければならぬ。然るに、近年は、少吏が私怨によつて官長を誣告し、或は所部の民が公事を矯めて國宰を怨訴すること、屢々これあり。その度に、朝廷から態々使を出して、一般人民に對すると同じやうに嚴重に調べさせられる爲、官長の威を損することが甚しい。よつて、爾後は反逆を際く外は、寛典に従ふやうにせられたい。

一、諸國の勘籍人の數を定むべき事

諸衛府の舍人、その他、課役の特典に預るものを勘籍人といふのであるが、當時その數が毎年三千人にも及んだ。五畿内・奥羽・九州を除いて、全國の課丁の實數は十餘萬人に過ぎぬのに、それから、また三千名づつを減せられるのは、調庸の不足を來す原因となること故、今後は勘籍人

の數を減じ、國の大小に従つて、小國は二人、大國は十人の間で、それ／＼定數を設けられたい

一、贖勞人を以て諸國の檢非違使及び弩師に補任するを停むべき事

檢非違使は、もと境内の奸濫を糺し、民間の兇邪を禁ずることを掌り、また邊要諸國に弩師を置くは、寇賊の來犯を防がん爲である。然るに、今の檢非違使及び弩師は、贖勞料を納れて、一種の賣官制度でこれに任ぜられたもので、才伎の長短によるのでない。よつて、今後はその選任の法を嚴にせられたい。

一、諸國僧徒の濫惡及び宿衛舍人の兇暴を禁すべき事

近來、得度の制甚しく亂れ、僧侶となるもの、一年の内或は二三百人にも及ぶ。しかも、その半數以上は皆邪濫の輩である。また、諸國の百姓が課役を遣れん爲、私に自ら落髮し、猥に法服を着け、かゝる輩は、年を積んで次第に増した。此等は、皆家に妻子を蓄へ、口に腥膻を啖ひ、形は沙門に似て、心は屠兒のやうである。況てそれを勘糺すると、却て雲集して甚しい暴逆をする。また、六衛府の舍人は、京都の警衛に任ずるのが本職であるのに、今は諸國に散在して居るものが少なくない。此等の軍人は、もと民間の兇暴なものであり、錢貨を納めて宿衛の官を買つた輩が多い。警衛の用に立たぬのみならず、却て諸國の害となる。かゝる僧侶・軍人は、嚴峻にこれ

を監督し處置しなければ、地方政治は、如何にしてもその成績を擧げることができぬ。

一、播磨國魚住泊を修復すべき事

山陽・西海・南海の航程は、櫻生泊（播磨揖保郡室津）より泊韓（播磨印南郡福泊）に至るまで一日程、韓泊より魚住泊（播磨明石郡魚住）まで一日程、魚住泊より大輪田泊（攝津兵庫）まで一日程、更に大輪田泊より河尻に至るまで一日程である。然るに、朝廷では魚住泊を修造せずして壞廢に任せておくので、公私の船舶は、一日一夜の内に兼行して、韓泊から大輪田泊に來るのに、風波の難に遭つて覆没するもの多く、その數が年々百艘餘もある。よつては、この泊を修築して、播磨・備前の正税を以てその費用に充てるやうにせられたい。

（右の外に、「五節の舞姫の數を減すべき事」との一條がある）

清行の論述した所は、さすがに當時第一流の學者と稱せられただけであつて、多くは時弊に切中して居る。天皇もまたこれを嘉納せられたであらう。しかし、何れも實現せられずして止むだ。それは當時の弊害は、久しい以前から積り來つたことである爲に、これを根本的に革新することが困難であつた。その上、天皇は政弊革新に銳意したまうたけれど、時平の歿後、輔弼の英材なく、その御心に任せられなかつた。

延喜の治 醍醐天皇の御代は、「延喜の聖代」或は「延喜の治」とて、政治がよく行はれ、誠にめでたい御代であるといはれて居る。平安時代の初頃に蝦夷が平定せられてから、こゝに至るまで、凡そ百餘年を経て、その間、薬子の亂及び陽成天皇の元慶二年（一五三八）出羽の蝦夷の叛亂（藤原保則がこれを平定した）を除いては、さまで兵亂と稱すべきものもなく、天下はまづ泰平であつた。大化の改新を距ること二百六七十になり、「延喜式」もできて、制度・典禮は、大に完備した。大學・國學の外に、貴族の私立學校も設けられ、學問の道も盛んにして、著名な學者も輩出した。文藝の發達の大に見るべきもの、あつたことも、前章に述べた通りである。概していへば、中央の文化はよほど進歩した。然るに、政治の實際を顧みれば、紀綱頗る弛み、都鄙の氣勢相通せず、人民は窮乏に陥り、地方の衰弊は日を追うて甚しくなつた。その情況は、三善清行の封事中にも見えて居る。要するに、天下の泰平といふも、外面だけの事で、内部には已に衰亂の兆が見え、決して健全な状態ではない。以下更に延喜時代の前後に亘り、政治上・社會上の弊害の重なるものについて、その概要を述べることにする。

地方政治の紊亂 地方官の弊政については、既に第三章にも詳しく述べた通りに、その由来する所が深い上に、當時の朝臣は、門閥の力によつて、高い地位を占め、或は政權の爭奪に浮身を窺すとか、或は、遊樂を事として、政治に注意しないので、地方官にのみ、循良・恪勤の人を得ることはむづかしい。地方官となるのは、その利得の多いのを目的としたもので、「受領は倒れる處に土を握め」といふ諺のできたやうに、随分貪濫を極めたものが多かつた。國司は、公務を闕怠し、納租を抑留し、甚だしきは官物を竊取した上に、その罪跡を蔽はん爲に倉庫を焼いて天火であると稱しなどした。または、恣に公民を使役し、苛税を課し、良民を脅して、膏腴の地を占め、貧民を欺いて田地を買ひ占め、侵漁を務めて、人民の便益を妨げ、利權の獲得については殆ど至らざるなき有様であつた。かくて解任の際には、財産を蓄へこんで歸る輩のみが甚だ多く、または任期満ちた後にも、その地に留まつて、益々利得を増殖することを圖るものもあつた。少し後の事ではあるが、一條天皇の永祚元年（一六四九）に、尾張國の百姓が、その國守藤原元命の暴虐を訴へた解文に載せた三十一箇條を觀ると、かゝる事もできるものかと思はれるほどで、官は國守であるけれど、實は讐敵にも勝り、「苛政は虎よりも猛し」との語の適例を示して居る。また、同長徳年中に、日向守某が更任の際、在任中の曲事を蔽はん爲に、書生（國府の屬吏）に命じて、文書を偽造せしめたが書生は後難を恐れ逃さうとしたけれど、壯士が晝夜監視して居るので、それもかなはず、二十日の後に偽造の簿書ができ上つた。某はその賞として絹四匹を與へ、家士に命じて書生を連れ出して

外に赴かしめた。書生はどうするのかと、密かに尋ねたところ、命を受けて汝を殺す爲であると聞いて、書生は免れぬこと、知り、途中請うて自分の宅に歸り、老母・妻子に別を告げた後、遂にさる林中で家士の爲に殺されたといふ話(『今昔物語』に出て居る)も、必ずしも稀有の例ではなかつた。國司の悪政は、史上に絶えず見え、紀夏井・藤原保則のやうな地方官としての美績は極めて稀であつた。前にも度々述べたやうに、地方官の害惡に對しては、勿論、戒飭の詔勅・官符が屢々下されたけれど、肅清刷新の効果が乏しく、中央政府の命令は益々地方に徹底せぬやうになつた。

右のやうに國司が貪汙・侵奪をほしきまゝにしたのみならず、京都の權貴も、また頻に田園を占取し、或は不當の利益を貪らんことを務めて、人民産業の便を奪ひ、奸猾の民はこれに乗じて、勢家と相結んで種々の害惡を逞しくした、その弊は宇多・醍醐の御代に及んで益々甚しかつた。前に挙げた、寛平三年・六年及び七年の太政官符に詳しく挙げられ、更に延喜二年三月に發せられた七通の太政官符中の三通、なほ又延喜五年八月・同十一月の官符は、何れもこれに關する禁令であつた。如何にその弊害の甚しかつたかが充分に知られる。

班田制の廢類 大化改新の一要項であつた班田收授法も、かなり久しい以前から廢類して、よく行はれなかつた。よつて、延喜二年三月の太政官符に、班田を勤行すべきことを令せられたが、同

十四年の三善清行の意見封事の第三條にも、見口數に従つて口分田を班給すべきことを舉げて居るなか／＼命令通りには行はれなかつたことが知られる。班田收授の廢類は、戶籍法の亂雜になつたのと關聯し、諸國百姓の戶籍・計帳も、大抵、實地の調査に據らずして、虚偽の記載をなし、好い加減に繕つて置くといふやうな姑息策をした。元來、戶籍と實際とは伴ひ難いものであるのに、この様なことが習はしになつて來れば、それを一々訂正することは殆どできなくなる。戶籍法が亂れてしまへば、班田收授が正しく行はれやうはない。莊園と稱せられる私有地の増加したのは、これもその一原因である。

莊園の増加 莊園は別莊に附いた田園といふやうな意味で、當時は國衙の支配地である公領に對する私有地を總稱してかくいつた。大化改新の詔の中に見えてゐる田莊たところといふ語も、やはり莊園と同じく私有地を指したものである。莊園の名稱は、稱徳天皇の頃から見えて居るが、事實はその以前から存して居る。大化の改新には、土地公有主義を執られたけれども、從來の宅地并に附屬の園地は舊の通りにその所有を許され、さもなくとも、いはゆる田莊の公收せられずして残つて居たものも、幾分かはあつたと思はれる。當時財産の重なるものは即ち土地であつたので、人心の欲望はこれに集まり、班田收授の制が廢類するに及んでは、口分田が化して世襲の私有地となつたものが

少くなかつた。

この外に、莊園の起源となつたものは、位田・職田・功田・神田・寺田・賜田・勅旨田・墾田などがある。位田・職田・功田は、その中、子孫永久に傳ふべき大功田の外は、國有であつて、一定の時期を限つて用益せしむるに過ぎぬことは口分田に同じ。然るに、政府の監督が弛緩して、その期限に至つても還納せずして、私有に歸するものがあつた。神田は神社の用途に、また寺田は寺院の用途に充つる爲に寄與せられたもので、それら當該社寺の所有と見て差支なく、賣買は禁ぜられて居るが、不輸租田である。神田・寺田は田租を政府に納める義務のない田地なので、個人が自己の所有地を寄進して、課税を免れ、社・寺とその利益を分つものもでき、社・寺もまた墾田・園地などを買得して、その所領を増殖することを務めた。勅旨田は、皇室の開墾地で、皇室の所有に屬するものであるが、後には之を皇族・諸臣に賜ひ、或は寺・社に施入せられたことも少くない。勅旨田の中には、未墾のまゝ賜はる荒蕪地もあつた。賜田は、政績・功勞・才藝あるものに別勅を以て賜はる輸租田で、永く私有を許された土地である。

墾田は莊園の成立に最も重なる關係がある。田地は不動産とはいへ、天災・地變等の被害によつて耕作に堪へぬやうになる處も生じ、一方には人口の増殖するに従つて、耕作地の不足を感じ、荒

蕪地を新に開墾する必要が生じた。墾田が即ちそれであつて、公墾田と私墾田との別がある。公墾田は、政府で農民を備つて開墾させ、その地を國有とするものをいひ、私墾田は、農民に空閑荒廢の地を給し、自力を以て開墾せしめ、一定の期限内は開墾者の占有權を認め、その後はこれを公領に組入れたものをいふ。私墾田の開発については、元正天皇の養老七年（一三七三）にその令を發し、新に池溝を作つて開墾した者には、その地を三世に傳へしめ、また舊溝池に水利を得て開墾した者には、その地を一身（一代限り）に賜はるといふ制を設けて獎勵した。これが即ち三世一身の制である。然し、收公の期限に近づくに従つては、これを荒廢せしむる恐れがあつたので、その後聖武天皇の天平十五年（一四〇三）には、墾田はすべて、永世の私財として、その所有權を確認するに至つた。そこで、權門・勢家・社寺・豪族等は競うて墾田開發を努め、各々その私有地を増加せしめた。その弊が甚しかつたので、發令後僅かに二十一年にして、天平神護元年には、勅して制限以外の加墾を禁斷せられたけれど、一旦解放の餘勢は制壓しかねたものと見えて、光仁天皇の寶龜三年（一四三二）に及んでは、加墾の禁を解き、ほしま縦に開墾せしめた。但し、その勢を借りて百姓を苦しめることは嚴に禁斷せられた。かくして、土地公有主義は益々破壊せられ、一方には班田制度の廢類と共に、莊園増加の勢は、滔々として天下に漲り、貧富懸隔の差は年を逐うて甚しき

に至つた。

莊園の不輸租 莊園も、初は租税を納めたものであるが、神田・寺田或は勅旨田などの他の不輸租田が多くなつた爲に、權貴の莊園も、種々の口實の下に不輸租を申請するに至り、或は申請を経ずして輸租を怠つても、政府の取締が行届かず、一部莊園に免租すると、他の莊園にも自然に同じ様になり、一方には、國司の支配權も、種々の原因によつて、次第に莊園に及ばぬやうになり、遂に莊園の多くは、事實上、不輸・不入の地となるに至つた。かかる所から、地方の地主の中には、權門・勢家に莊園を献じ、或は寺院に田宅を寄進し、自らはその支配人に任ぜられて威勢を借り、國衙の催求を免れ、私利を貪ることに力めた。延喜二年に班田收授の厲行を命ぜられると共に、勅旨田を停め、權門・勢家が土地を開墾すること及び百姓が土地を權門・勢家に寄進・賣與して納税を免れることを禁じられたのは、此等の弊害を矯正せんとの爲であつたが、十分の效果を見ることのできなかつた。

莊園管理の狀況 莊園は、かゝる事情の下に發達した私有地であるから、その組織や管理の方法は固より一様ではない。莊園の所有主は通常これを領主といひ、それが三位以上ほどの公家である場合は領家といひ、また、その上に名義上の所有者たる院宮・攝關・寺社等がある場合はこれを本

家といふ。管理の最も簡單なものは、所有者自身で經營の事に當るのであるが、廣大な莊園とか、或は遠隔せる地方に多數散在する場合には、その管理の實務に當るものを任命することとなる。その委託を受けて莊務を取扱ふものを莊司・莊長或は莊預など稱した。莊司の中には、私墾田の領主が相傳の私領を寺社もしくは權門・勢家に献じてその莊園となし、依て以て國衙の課役を免れ、豪族の侵掠を防ぎ、自己は莊司等の名義によつて猶事實上の領主たるものがあつた。また、領家から任意に莊官を任命して、その莊園を治めさせるものもあつて、それは京から田舎に下つて莊園に住し、遂に土着して、その地方に勢力を有するものとなつた。

人民の困苦 國郡の官吏はその人を得ず、多くは利得に汲々として却て人民を苦しめ、地方政治が亂雜を極むるに當つて、寺家并に權門・勢家の勢力は地方に布殖せられて、新置の莊園は年を追うて増加し、莊園は治外法權地たるの狀を呈し、奸猾無賴の徒は王臣の家人と稱し、放縱暴惡、國郡司の命を拒捍し、その管内を騷擾するものもあつた。かくて、朝威の衰へ公領の減少するは言ふを待たず、百姓の逃散浮浪するものが甚だ多くなり、人民の生活状態は悲惨を極めた。それが爲に或は形ばかりの僧侶となつて寺院に入るものもあり、盜賊となつて自己の生存を圖るものもあるが、さもなくば、甚だしい窮迫に陥り、一旦疫病とか飢饉とかにでも遭へば、たゞ餓死する外仕方がな

い。親兄弟が病氣になつてもこれを介抱することができず、病人を路傍に棄て去つた。嵯峨天皇の弘仁四年（一四七三）に病人を道に棄て、はならぬといふ太政官の禁令が出てゐる。これによれば、當時病人を棄てるのは、殆ど普通の事として行はれたことが察せられる。また、死者があつても、埋葬すべき資力がなく、川原に棄てるとか、砂中に埋めて置き去つたものが多かつたと見えて、仁明天皇の承和九年（一五〇二）に、京の鴨川やその他の川原にも、鬻體が多數轉がつて居て、餘り見苦しいので、左右京職に命じて片付けさせた所、その數實に五千五百にも及んだと見えて居る。一寸信じられぬやうに思はれるほどの事である。

盜賊の横行 人民の困苦悲惨の状態は前述の通りであつたが、彼等の中には、かゝる運命に屈伏して居るものばかりではなかつた。地方官の不法なものに對しては、これを中央に彈劾若しくは愁訴したり、或は大擧してこれを襲撃するなどのことが少からずあつた。即ち反抗的態度が次第に強くなつて來た。また、浮浪人等の盜賊となつたものは最も多かつた。平安時代ほど盜賊が横行してその害を逞くしたことは他の時代にはないと言つてもよい。衛府やまた新に設けられた檢非違使などあつても、警察追捕の効果が割合に少ない。盜賊の増加は年を逐うて甚だしかつたのに對して、警察力はこれに伴はなかつたのである。盜賊の事は、既に仁明天皇の御代頃から多く史上に見えて

居る。即ち承和四年（一四九七）の十二月には、盜が春興殿に入つて絹五十餘匹を竊み、また、大藏省の藏壁を穿つて多數の絁布を竊出した事あり、更に女清が盜涼殿に上つた事あり、五年二月には、畿内諸國に群盜横行し、火を放ち人を殺した事あり、また、命を山陽・南海の諸國司に下して海賊を捕糺せしめられ、六年には伊勢の名張山中で私に錢貨を鑄造した群盜を捕へた事あり、七年二月には、賊徒等或は暗夜火を放ち、或は白晝物を奪ふ。宜しく左右京職・五畿・七道の諸國に令して嚴に督察を加へ、獲るに従て進め、稽緩することなかれ、と勅せられ、嘉祥三年（一五一〇）正月、更に左右京職・五畿内諸國司に勅して群盜を搜捕せしめられた。文德天皇の齊衡二年（一五二五）正月には、京都に盜多きを以て、詔して之を搜索せしめられ、天安二年（一五一八）二月には、左近衛少將坂上當道等をして、左右馬寮の官人等を率ゐて、京都の群盜を搜捕せしめられた。次いで、治平の世と稱せられた清和天皇の貞觀年中以後、群盜の諸國に蜂起することが更に多くなつた。その三年（一五二二）に、武藏の各郡に檢非違使一人づゝを置き、次いで上總・下總にもこれを置いた。八年（一五二六）四月には、令を攝津・和泉・播磨・備前・安藝・周防・長門の諸國に下して「近歲再び令を下して海賊を追捕せしめたるに、今聞くに、賊盜群起し、掠奪息むことなし。これ國司が肅清を勤めざるに由るなり。若搜捕せずして猶殘暴を致さば、罪を牧宰に科して宥す所あることなから

ん。その捕獲の数は状を具して言上せよ」といはれた。同九年三月には、五畿・七道には、前同様の令を下されたが、その中には、「頃年海賊を搜捕し奸盜を督察せしめたるに、今聞くが如くば、兇徒絶えず、侵盜尙繁く、水浮陸行、皆賊害を憂ふ云々」との言がある。また、その十一月、攝津・和泉・山陽・南海の諸國に下されたには「聞くが如くば、近來伊豫の宮崎村に海賊群居し、公私を掠奪し、『海行隔絶す云々』と記されて居る。陽成天皇の元慶二年（一五三八）正月には、京師盜多きを以て、左右近衛府の官人をして夜々巡警せしめた。しかも、その二月の夜、盜が紫宸殿の軟障（壁代の類）を剝取つたことがあつた。五年二月には、彈正臺の印章が盜の爲に竊まれた。その五月には、太政官符を山陽・南海二道に下して海賊を追捕せしめた。醍醐天皇の御代に及んで、京師にも諸國にも盜賊の憂絶えず、殊に東國に群盜蜂起して、その害が甚だしかつたので、諸社に奉幣して、調伏の祈禱を行はしめられた。祈禱などによつて盜賊の絶えやうはない。朱雀天皇の承平年間には、南海の海賊の横行が劇しいので、山陽・南海の二道の諸社に奉幣して、賊徒の平定を祈つた。かの紀貫之が、土佐守の任果て、都に歸る時、土佐日記を書いたのは、承平五年（一五九五）の事で、「海賊の恐れあり」「海賊追ひ來」などとびく／＼して、その心配の爲に頭髮も白くなつたと歎いて居るほどで、當時の有様が歴々と見えて居る。

右列記したやうに、仁明天皇御代頃から、京都も絶えず盜賊の難に脅かされ、五畿内より七道の諸國に至るまで、盜賊の横行を見ぬ所はなかつた。山賊・海賊・強盜・竊盜などいろいろの種類があるが、東國の群盜に對して、西國には海賊が最も多かつた。海賊は重に瀬戸内海を中心とし、所に移動して、往還の船舶を襲ひ、公私の雜物を掠奪し、旅人を殺害などした。陸上も、海上も、警察力が一向にとゞかない。朝廷は國司等を責めて、これが追捕を嚴命するけれど、盜賊のかく跳梁する根本を究めずして、單に鎮壓の事を圖つても、容易にその功を奏することはできない。況て、諸社に祈禱してその平定を請ふなどは、殆ど兒戯に類するものである。遂にかの純友の亂を見るやうになつたのは當然の事といふべきである。（純友の亂は、將門の亂と共に、これを第二編中に述べる）。

地方豪族の發生 朝政は弛廢し、地方は衰弊し、莊園は増加し、盜賊到る處に横行して、全國無警察の状態に陥りつゝある際、一種の新勢力が徐々に發達した。即ち地方豪族がそれである。豪族は、大地主で、地方に土着し、私屬の人民をも有し、勢力の強いもので、地方に永住した所から「住人」の名もある。此等の豪族の中には、或は古代の國造・縣主などから出た郡司の輩もあり、また、或は神社の宮司などを世襲し、舊くから地方に重きをなした者もあり、私墾田の領主にして、財貨

によつて坐ながら朝官を授けられて勢を得たものもあり、或は莊園管理者にして久しく土着し、自ら領主のやうな勢力を有するに至つたものもあらう。しかし、最も勢力のあつたのは、京都から下つた國司或はその子孫が、勢威を利用して廣く莊園を占有し、その地方に土着したものであつた。元來、地方官となることはあまり好まれなかつたけれども、京官に比べると、その俸祿が豊かであり、また種々の利得を獲る途が多かつたので、追々これを希望するものもでき、また藤原氏が政權を專にして、顯官・要職は主として藤原氏一門が占めるやうになつては、志を中央政府に得ぬものは、自由の新天地を求めて、續々地方に下り、その在任中に廣く莊園を占得するは言ふまでもなく任期满ちて後にも、なほ永くその地に止り、益々封殖を努めた。かゝる間に、族類も繁衍し、莊園の小作人、またその奴僕などは、その下に隸屬して、主従關係を結ぶに至り、家子・郎黨などと稱せられるものが多くできた。所謂地方の豪族階級、或は住人階級なるものは、かくして發生したのである。京都から國司として地方に下り、終に豪族となつた中でも、源・平二氏の如き皇裔・貴種の場合には、地方人民がこれを尊敬・仰望することの極めて厚かつたことは言ふまでもない。(皇族賜姓の事は後章に述べる)。

豪族と武士 前にも述べたやうに、桓武天皇の時、邊要國以外の諸國では、徵兵の制を廢し、郡

司の子弟から少數の健兒けんいを採用して、兵庫・國府などを警衛させることにした。然るに、この健兒も、貞觀時代頃からは、よほど無力になつた爲、國郡司は弓矢・兵仗を備へて部内を鎮撫することを許されるやうになつたから、豪族となつても、兵器・馬匹を備へ、常に武事を練習した。まして、當時盜賊が京都を初として諸國に横行したので、武力を備へて自衛の道を講ぜねばならぬ。また、豪族の子弟には、或は六衛府の舍人となつて、久しく京都に住したのもあり、或は功錢を献じて舍人の官を買つて歸つたものあり、更に檢非違使が地方に置かれることになつてからは、これに任ぜられたものは、その地の豪族が多かつたと思はれるし、その他押領使おしりょうしとか領捕使りょうとほしとかいふ名義で諸國に置かれ、ほゞ檢非違使と同様の職務を帯びて居たものは、大抵豪族から出たらしい。かくして、豪族階級から武士階級ができ、地方武士の重なるものは即ち豪族であると言つても差支ないほどになつた。即ち、諸國の豪族は、經濟的には大地主であつて、それ／＼に多數の家子・郎黨を養ひ、また常に弓馬の術を練習して、兵力をも蓄へ、富力と武力とを併せ有して、地方に雄視するに至り、中世の歴史に一大轉回を與へた武門・武士の階級がこれから起つて來たのである。武士の亂は先づ天慶の亂となつて現はれ、豪族が始めて歴史上にその名を顯はすに至つた。

禍機の伏藏 以上は、主として延喜の御代を中心として、その前後に亘り、社會の情勢を述べた

のであるが、これを通観するに、延喜時代は、天下治平、文物隆盛で、誠に結構な時世のやうであるけれど、その實は、一體に振作・更張の意氣乏しく、文物・制度の華やかな状態も泰平の粉飾に過ぎず、律令制度時代の衰微期に臨み、寧ろ天下變亂の機將に動かんとして居ると言つてよい。延喜時代は、實にその分水嶺であつた。

しかし、延喜時代の衰運は、固より茲に始まつたのでない。はやく仁明天皇の御代について、三善清行の意見封事に「仁明天皇即位、尤好奢靡、彫文刻鏤、錦繡綺組、傷農事、害女功者、朝製夕改、日變月悛、後房内寢之飾、佻宴譟樂之儲、麗靡煥爛、冠絕古今、府帑由是空虛、賦歛爲之滋起」と評してある。また、清和天皇の御代は、政を外戚の大臣に委ねて、吏は其の職に稱ひ、内外清肅なりきと稱せられて居るけれど、その實情を審にすると、紀綱は日に弛み、盜賊は頻に起り、海陸共に穩かならず、百姓の害を被ることが甚だしいので、國司・郡司に帶劍を許し、また檢非違使を地方にも置くやうにしたけれど、遂に制止に堪へなかつた。所謂「貞觀の治世」もこの通りである。下つて寛平・延喜の匡濟もその實績を擧げることができなくて終つた。

試みに、當時の錢貨によつて、朝政盛衰の狀を徴して觀ても、清和天皇の貞觀年中に鑄造せられた貞觀永寶から宇多天皇時代の寛平大寶、醍醐天皇時代の延喜通寶に至るに従ひ、これを奈良時代

の錢貨に比較すると、形態が著しく小さく、品質も次第に悪しくなり、遂に村上天皇時代の乾元大寶になると、銅錢とはいひながら、鉛の混和多くして最も粗惡を極め、この後は、政府の通貨鑄造も絶えてしまつたのである。

延喜時代につきて、故吉田東伍氏が「醍醐帝在位三十三年、法皇を仙院に奉じ、攝關を置かずして政を聽き、精を勵して太平を圖る。後世稱して延喜の聖主といふ。然れども、當時の政治、早くすでに文具に流れ、畢竟朝堂の虚禮たるに過ぎず、施行する所、國務の要を得る少し。京師・國郡の情意は逐年懸隔し、貴人・地下の階級次第に遠離す。莊園・土豪の弊は四方に滿ち、兵・刑の廢弛は、將に亂賊の滋生を招かんとす。蓋、平安城の文華は延喜に至りて極まり、天慶の禍實に此間に伏す。」〔例叙日本史「平安朝盛世編」〕と評して居られるのが、その實相といふべきである。

第十章 對外關係

關係の三國 平安朝初期の對外關係については、第六章「佛教新宗派の物興」及び第七章「學問及び藝術」の各章下で言及したけれど、もとよりその一端に過ぎぬ。當時、外國との關係は、支那(唐朝)との關係が最も重なるものであるが、他に新羅及び渤海の國々とも交渉があつた。左にその

大要を述べることにする。

新羅の半島唐領侵略 曩に、天智天皇の御代に、新羅が唐朝の援助を藉りて全く百濟を滅ぼすに及んで（一三二三）天皇は、内外の情勢に鑑みて、韓土との關係を放棄して、専ら國防の完備と國內の充實とに力を盡くしたまうた。一方には、唐朝との國交を復舊して、益々その文化を輸入せられた。已にして、數年後、高句麗もまた唐兵に滅ばされ（一三二八）百濟及び高句麗の舊領地は全く唐の直轄に歸し、新羅は半島に於ける唯一の獨立國となつた。然るに、新羅は、間もなくして、これまで多大の恩恵を被ふり、よく恭順の意を表して居た唐朝に對して、反抗の態度を取り、次第に唐の直轄地を侵略した。従つて、唐朝でも、これに對して征伐の軍を出して居るけれど、兩國間の交戦は、一戦一敗の有様で長く繼續し、後には、唐も實際僻遠の地に力を用ゐる餘裕に乏しく、事實上、新羅の新領土占有を默認した態になつて、玄宗の開元二十三年には、大同江以南の地を新羅に賜ふ勅を下すに至つた。これは我が國では、聖武天皇の天平七年（一三九五）に當り、百濟の滅亡後七十年餘に過ぎぬ。當時、渤海國が北方に興り、半島東北の地までその勢力を伸ばすに至つたので、唐は新羅にその侵地の領有を確認し、渤海國に對峙せしめたことゝも思はれるが、新羅の侵略の勢の強かつたことも察せられる。

新羅の朝貢と缺禮 さて、我が國は、天智天皇の時、百濟を援けて、唐及び新羅と戦つたが、不幸にして失敗し、百濟滅亡後は、全く半島の關係を放棄したことは、既説の通りである。然るに、高句麗滅亡の同年に、新羅の文武王は、その臣金東嚴等を遣して我が朝廷に貢調せしめた。これは、百濟滅亡後最初の遣使であつた。よつて、勅して、新羅王に貢調船一隻、絹五十匹、綿五十斤、及び韋一百枚を賜うた。その後も、度々我が國に對して使節を送り、奈良時代に及んだ。我が朝廷からも、時に遣使の事があつた。新羅が、これまで我が國に抗敵しながら、百濟滅後間もなくして、かく朝貢の態度を以て我が國に交通したのは、何故であるかといふに、前に述べた通り、新羅は、半島に於ける唐の直轄地を侵略したので、その間に、既に唐と親善關係にある日本が相結んで新羅に當るやうな事、さもなくとも、何か妨碍を試みる事がありはせねかとの懸念から、務めて日本に好意を失はぬやうにしたのであらう。我が國でも、新羅の眞意は知れて居るにしても、朝貢の態度で來るものを強いて拒絶するには及ばないこと故、所謂「來るものは拒まず」の意を以てこれを受けただのである。

然るに、その後、新羅の侵略が益々進み、勢力が加はるやうになると、我が國に對して、稍態度が變つて來て、或は使節の資格が以前よりも低くなつたり、或は調物の稱を改めて土毛と言つたり、

或は我が遣使に對して常禮を失つたりして、段々無禮の事があつた。よつて、淳仁天皇の天平寶字二年（一四一八）には、詔を北陸・山陰・山陽・南海四道の諸國に下し、三年を限つて船五百艘を造らしめられ、新羅征伐の準備とせられた。同五年には、美濃・武藏兩國の少年各二十人をして新羅語を學習せしめられ、また東海・南海及西海の各道節度使を任命し、所管諸國の船舶・兵士・水手を檢定せしめ、皆三年の田租を免して兵法を練習せしめられた。然し、この新羅征伐の企は遂に實行せられずして終つた。斯様の次第であつけれど、新羅の交通を斷絶したわけではなく、歸化人があれば、これを許し、彼の國の商人が來て貿易を營むのは差支なく、また使が來ても、隣好を修むと稱して對等國の禮に據らうとする場合などには、禮遇を須るすして、これを追ひ還し、若し糧に窮すれば、これを給與して歸國せしめたりした。

新羅人の邊患 かくて、平安時代に及んでも、新羅に對する我が國の方針は、大體に於て前代と異ならなかつた。嵯峨天皇の弘仁七年（一四七六）及び八年には、新羅人の我が國に歸化したもの前後三百數十人あつたが、同十一年には、これまで歸化して遠江・駿河二國に配置せられた七百の新羅人が叛して、民舍を焚却し、また伊豆國倉の穀を盜み、船に乗つて逃れたのを、相模・武藏の兵が追跡して、悉くこれを捕獲した。當時何故に叛亂を企てたか、詳しい事情はわからぬが、新羅

人のなか／＼油斷のできぬこと、また我が兵備の弛緩して居たことが察せられる。この後、仁明天皇の御代まで新羅の使は兩三回來たけれど、何れも朝貢の禮に違ふので、糧資を給してこれを放還した。その承和九年（一五〇二）には、太宰府から「新羅の朝貢は其の來ること尙し。而も、聖武天皇の御代より當代に及ぶまで、舊例を用ゐずして、常に奸心を懷き、事を商賈に寄せて、國の消息を窺ふ。方今民窮し食乏し。若し不慮あらば、何を以て之を防がん。伏して請ふ、新羅人は一切禁斷して境に入らしむるなからんことを。」と奏請した。然るに、朝廷では、「德澤遠きに及び、外蕃化に歸するに、専ら境に入るを禁ずるは、事不仁に似たり。」との理由を以て、その請を許さず、舊に依て糧を給して放還し、商賈の輩は、その貨物を民間に廻易することを許し、事畢れば速に放却せよとの旨を令した。國家の害に注意せずして、野心ある新羅人の行爲をも認容せんとするのは、徒に形式に流れ文飾を重んずる弊といふべきである。されば、清和天皇の貞觀八年（一五二六）には、肥前國基肄郡の擬大領の山春永なるものが新羅人珍寶長と共に新羅に渡つて、兵弩・機械を造り、對馬國を攻取らんことを企て、その同謀者が四十餘人もあつた。我が國人しかも官吏が新羅人と通じて、本國に寇することを圖る如きは、單に外人の教唆によるとは思はれない。已にして、その十一年五月には、新羅の賊船二艘、博多津に來り、京都に送らんとする豊前國年貢の絹綿類を掠

奪し去つた。また、同十二年には、對馬國下縣の人卜部乙屎麻呂が鵜を捕へん爲に新羅に赴いたが、新羅人に執へられ、獄に入れられた。その節、新羅人が大船を造るのを見たので、竊に守衛の卒に問ふたところが、對馬島を攻めん爲であると聞いて、大に驚き、辛うじて逃れ還り、その事を告げ、太宰府からこれを朝廷に奏上した。よつて、二月勅して、縁海諸郡をして特に警固を慎ましめ、また山陰道諸國に守備を修めしめ、使を遣して八幡・香椎・宗像等の諸神に奉幣して、外寇を弭めんことを祈請した。更に、同年十月には、筑前國權史生佐伯直繼が、新羅國の牒を進め、太宰少貳藤原元利萬侶が新羅と謀を通じて國家を害せんとすと密告したので、大内記安倍興行を推問密告使として太宰府に下し、その取調をさせた。然し、その結末が判らぬのを見れば、それほど重大の事ではなかつたかも知れぬ。さるにしても、當時新羅が對馬を襲はんとする風説が頻に行はれ、人心恟恟たりしさまが知られる。

新羅衰亂の形勢 此頃、新羅では、第四十八代景文王の世であるが、既に衰亂期に屬して居る。新羅の最盛時は、第二十九代の武烈王及び次の文武王から、第三十五代の景德王の頃迄である。武烈王・文武王父子は共に英傑の資を以て、能く疆土を廣め、善政を布き、その餘澤が永く後世に及んだ。武烈王は、我が齊明天皇の御代に當り、文武王は我が天智天皇から天武天皇までの御代に相

當して居る。また、景德王は、我が聖武天皇の御代後半から淳仁天皇の御代に及んで居る。武烈王以後、こゝに至るまで約百十年の間は、新羅の國勢最も盛んにして、制度・文物もよく整備したが、我平安朝の初に當る頃から數十年の間は、王位繼承の紛争を以て満たされ、それが稍止むやうになつてからも、朝臣の叛亂を起すものが續出し、また、地方には盜賊横行し、第五十一代の眞聖女王（凡そ我が宇多天皇の御代に當る）の即位後は、政治の紀綱甚しく廢頽し、地方割據の勢が次第にできた。

新羅賊船の侵入 新羅國內部の狀勢が右の通りであるから、我が貞觀の頃に當つても、彼れは内亂に苦しめられて居たので、我が國への侵入を企てるやうな餘裕は固よりなかつた。然し、國內の取締の行届かぬ爲に、賊船が横行し、我が國の兵備の薄弱なのに乗じて、時々侵入したのである。前に述べた貞觀十二年の新羅入寇の風聞は、終にその實なくして済んだが、その後、二十三年を経て、宇多天皇の寛平六年（一五五四）七月、新羅の賊船四十五艘が對馬の海岸に押寄せて來て、終に上陸した。國守文屋善友は、報を得て、郡司・士卒等を集め、賊を誘うて本營近くに攻寄せさせ、連りに弩を射かけ、奮戦してこれを破り、更に追撃を加へて、大勝を得た。大將三人・副將十一人、士卒三百餘人を殺し、戦利品として船十一艘・大刀五十柄・棒一千基・弓一百十張・楯三百十二枚

其の他多數を分捕りした。太宰府は直ちに驛を飛ばして捷を奏し、朝議は善友等の戦功を賞して、勅符・位記を驛使に托してこれを遣はされた。また、太宰府に弩師を増置し、出雲・隱岐の奏言により、烽燧を同國に置き、邊警の速報を圖つた。然るに、三善清行の封事によると、邊要諸國に置かれる弩師も、贖勞料を納れて任ぜられるので、唯價額の多少を論じて才伎の長短を問はれないから、これに任ぜられたものが、軍器の弩あることをも知らず、まして機弦の所用を心得て居やうはないと言つて居る故、海岸防備も次第に名のみとなつたと思はれる。(第九章中、清行の意見封事の項参照)。

新羅の滅亡 新羅の眞聖女王が即位した後は、弓裔・甄萱等が兵を起し、州郡に割據して各々自ら王と稱した。弓裔は、後高句麗王と稱し、國號を泰封といひ、甄萱は國號を後百濟と稱した。ここに於て、舊の三國時代再現の状態となり、互に相攻争したが、新羅は、疆域日に縮まり、全く復興の力を失つた。然るに、もと弓裔の部下であつた王建が次第に勢力を得、弓裔が驕傲に流れて人心を失へるに乘じ、遂に自立して王と稱し、これが高麗の始祖である。(弓裔は山中に逃れたが、土民の爲に殺された)。この時は、我が醍醐天皇の延喜十八年(一五七八)に當る。

已にして 延喜二十二年に、甄萱の使者が對馬に來て朝貢を請うたが、我國はこれを許さなかつ

た。更に六年を隔て、延長七年にも、使者を送り、「三韓職貢の例を以て日本國に奉ぜん」と請うた。本朝の援助を得て王建に抗せん爲と思はれる。朝廷では、またこれを却け還した。甄萱は王建と戦つて屢々敗れた上に、長子神劍の爲に位を篡はれ、遂に哀を請うて身を王建に寄するに至つた。斯くて、形勢は略々決定したので、新羅最後の敬順王は國土を擧げて高麗に降つた。新羅は始祖朴赫居世より此に至るまで、五十六王九百九十二年で亡びた。此年は我が朱雀天皇の承平五年(一五九五)に當つて居る。その翌年、後百濟の(神劍も王建に降り、茲に於て、高麗が全く半島を一統した。承平七年八月には、高麗の使者が來て入貢を請うたが、朝議不許の由を返牒せられ、天慶二年(一五九九)にもまた請うたけれど、遂に聽さなかつた。但、通商の事は、舊例に依つてこれを禁じなかつた。

新羅交通の得失 右述べた通り、新羅の隆盛期は、略々我が大化改新以後、奈良朝の末頃まで、あつて、この間、彼は我が國に對して朝貢の禮を修め、彼我が交通はかなり頻繁に行はれた。然し、我が國は既に韓土の關係を全く放棄して居るのに、新羅が自ら進んで、我れに貢調したのは一種の政略であつて、誠意に出でたわけではない。唐朝に對する懸念があまり無くなつてからは、我が國に對する態度が次第に變り、對等國の交際をしようとして居る。この間、新羅の文物はよく發達し

たけれど、我が國は、既に唐朝と交通して、盛んにその制度・文物を輸入して我が文化の著しい進歩を見た時期であるから、新羅との交通によつて文化上利益を得た所は、極めて少なかつた。國家の體面上、朝貢國のあるのを一種の誇りとするに過ぎない。それも、はやく奈良朝の間に、新羅の無禮の爲に征討の師を起されんとしたほどである。平安朝の初頃からは、新羅の政治が亂れ初めた時で、爾後百数十年の間は、概して我が國は新羅寇賊の爲に脅されたことが少からずあつた。さまで甚だしいことでない場合にも、我が兵備が薄弱であつた爲に、かなり恐怖を感じた。それが爲に警備を嚴にするのは言ふまでもないが、神佛に祈禱してその厄難を攘はんとしたことも、度々見えて居る。要するに、新羅の國政の亂れた爲に、その影響が我が國に及び、煩累・厄難を被らされたのである。斯くして、遂に、新羅の滅亡期にまで及んだ。

渤海國の由來 高句麗が亡び、新羅が半島に於ける唐の直轄地を侵略してその勢の漸く盛んになつた頃、北方には、渤海國が勃興し來つたことは、前に一言した。渤海國は靺鞨族の建てた國である。靺鞨は、舊は肅慎と呼ばれたが、隋の頃から、靺鞨と稱し、七部に分れて居た。その中、黒水部は黒龍江附近に蕃殖し、粟末部は松花江沿岸に住して高句麗に近く、白山部は長白山附近に住し、この部は高句麗に服屬して居つた。然るに、高句麗の滅亡後、粟末靺鞨の部會大祚榮といふものが

起り、驍勇にして善く兵を用ゐ、次第に黒水部以外の靺鞨の諸部を服し、高句麗の餘衆を容れ、その勢漸く強く、自ら震國王と稱した。これは、高句麗滅後三十年ばかりのことである。かくて、唐の玄宗の時に至つては、開元元年(我が元明天皇の和銅六年に當る)彼を封じて渤海郡王となした。これより國號を渤海と稱したのである。祚榮の子武藝・孫欽茂相傳へて、益々境土を開き、第十代の仁秀の頃(我が淳和天皇頃)になつては、南は新羅、東は海、西は契丹に至り、五京・十五府・六十二州を有し、諸王を唐に遣して、文物・制度を學ばしめなどし、なか／＼盛大であつた。

渤海國の交通 渤海が我が國に交通を開いたのは、武藝の世で、聖武天皇の神龜四年(一三三七)に、寧遠將軍高仁義等をして來聘せしめたのに始まる。この時、使人は途を失つて蝦夷地に着し、仁義以下十六人は殺害せられ、高齊徳等八人のみ僅に死を免れて入京することを得、翌五年正月朝賀し、國書・方物を上つた。その國書中に「伏惟、大王天朝受命、日本開基、奕葉重光、本枝百世、武藝忝當列國、漫總諸蕃、…親仁結援、庶叶前經、通使聘隣、始乎今日、云々」と言つてあつた。よつて、我が國からも、引田蟲麻呂を送渤海客使として同年六月、彼國に遣はし、璽書・信物を賜はつた。兩國の交通はこれから開かれた。

渤海は高句麗の舊地に據つたのであるから、我が國に來聘したのは、高句麗の舊好を修めたもの

ともいへるが、前にも述べた通り、唐は新羅をして渤海に對せしむる策を執つて居る故、新羅とはその壤土の相接するにもかゝはらず、交通は極めて乏しく、寧ろ相反目して居るので、萬一の場合を慮つて、援を我が國に求めん爲と思はれる。我が國では、渤海國に對するに、屬國の朝貢を受くる態度を以てしたことは、新羅の場合と同じであつて、彼の國の表文がその禮に合はなければ、これを却けた。

渤海の來聘は、平安時代に及んでも絶えず行はれた。使節の一行は、大抵百人以上に達し、朝廷のこれを接遇するに費用が少くないので、延暦十七年（一四五八）五月、遣渤海使を出された時、彼の國王に書を賜ひ、六年に一貢することを許された。然るに、その十一月、渤海の使節の來たをりに、貢期を縮めんことを請うたので、翌年には年限を待たずして朝貢しても差支ない旨を申し送られた。航海の危難もかなり多いのに、彼から自ら進んで貢期を短縮して度々來聘せんことを願つたのは、何故かといふに、彼の國は、物産に乏しい所であるから、我が朝廷の好遇によつて多大なる物資の贈與を受け、また貿易によつて、その需要を満たすことを得た爲であると思はれる。渤海からの貢献物は詳しくは知れぬが、貂皮・虎皮・熊皮・豹皮・人參などが見えて居る。我が國からの贈遣は、絹・緇・綿・絲などが重なる物で、寶龜八年（一四二七）には、彼の使人の請に依つて、特

に黄金一百兩・水銀一百兩・金漆一罐・漆一罐・海石榴油一罐・水精念珠四貫などを加賜せられた。互に信物を贈る外に、貿易を許されたこともある。貞觀十四年（一五三二）に渤海の入觀使が來た時には、内藏寮に詔して渤海使と貨物を廻易し、また京師の人が使人と交關することを許し、更に官錢四十萬を使人に賜ひ、その雜貨を買はれた。交易のことは、この時に限られたのではない。

渤海貢使の航路 渤海の使節來聘の航路は、我が朝廷では、道を筑紫に取つて太宰府に向ふべきことゝ定め置かれたけれど、彼れの我が國に到着するところを観ると、海上風波の難に遭うて漂着した場合を除いても、殆んど日本海方面のみである。そして、日本海方面でも、一定して居ないで、山陰道の但馬・出雲・伯耆・隱岐とか、北陸道の越前・加賀・能登、また時としては出羽に到着することももある。航海に不慣の爲か、或は他の事情によるのか、よく判らない。寶龜四年（一四三三）に使節烏須弗等が能登に來着した時には、「汝の國使の路を北國に取ることは、前に已に禁斷した。今後は舊例に違つて筑紫より來朝せよ。」との旨を諭された。更に、同七年、史都蒙等の越前に著いた時も、北路に由て來たことを責められたが、彼れは、「本國南海府吐號浦から出發して、西の方對馬島竹屋津を指して來たが、海中風に遭ひ、圖らずも禁境に到着した」と謝した。然し、この後平安時代になつても、筑紫方面に來着したことは殆どないと言つてもよい。北國でも、處を定めず

に來着するので、我が朝廷が遠く存問使を出してこれを迎接するのは誠に煩勞多費の事であつたけれど、その度毎にこれを責めることもせられなかつた。(元慶七年裴頤等が加賀に來着したときは、渤海使入京につき、山城・近江・越前・加賀等の國に令して、官舎・道橋を修め、路傍の死人を埋葬させられた。これを觀ても、前章に述べた鴨河などの川原に死人が數多棄てられてあつたこと、相參考して當時人民の困窮のほどが察せられる)。

渤海語の學習 渤海國との頻繁の交通につき、我が國にても渤海語學習の必要を感じ、その事を命ぜられたと見えて、寶龜四年彼の使節烏須弗の來朝した時の上言中に、「近年日本の使内雄等、渤海に住し、音聲を學問す云々」との事がある。次いで弘仁元年(一四七〇)に、彼の送使一行中の高多佛といふものが、越前國に留つて歸らなかつたが、詔して越中國に安置して糧食を給し、我が史生羽栗馬長及び習語生をしてそれに就いて渤海語を習はせられた。そして、同三年冬には、高多佛に姓名を高庭高雄と賜はつた。終に我が國に歸化した爲と思はれる。貞觀元年(二五二九)に渤海入觀使が來聘した時には、大初位下春日宅成が渤海通事として任命せられたことが始めて見える。即ち通譯の事に當つたのである。宅成は同三年・十四年にも、元慶元年にも、同じく通事となつて居る。元慶七年(一五四三)の折には、筑後少目伊勢與房、また、延喜十九年(一五七九)には

阿波權掾大神有郷が通事に任命せられて居る。

渤海の滅亡 渤海通聘の期限につき、我が國では、前述の通り、一旦は彼れの自由に任せだが、天長五年には一紀(十二年)毎に一度入觀すべきことを定められた。よつて、その後は、大體に於て十二年一聘の制が行はれた。然るに、醍醐天皇の延長四年(一五八六)に及んで、渤海は契丹の爲に滅ぼされて、交通が終に絶えた。平安時代に入つてから、こゝまで大約百五十年の間に、渤海の來聘は二十一回に及び、平均すれば、七年毎に一回來聘したこととなる。かなり頻繁といふべきである。彼れは、これが爲に利する所が尠くなかつたと思はれるけれど、我が國に取つては、朝貢・通聘の虚禮を以て誇りとするほどのことで、徒に勞費多く、別に益を得たことは認められぬ。

支那唐朝との交通 前述の通り、新羅・渤海の兩國に對しては、我が國は、朝貢國としてこれを接遇したが、支那(唐朝)との關係は、言ふまでもなく、對等國の交際であつた。我が國が唐朝に交際を開いたのは、舒明天皇の二年(一二九〇)犬上御田歙を使節として遣はされたのを最初とし、爾後、遣唐使の任命は、宇多天皇の寛平六年(一五五四)これを停止せられるまで、前後通計十五回に上り、その間約二百六十年餘に亘つて居る。遣唐使に關する制度其の他の詳細は、茲にはこれを省き、主として、平安朝以後の遣使及び文化輸入の概要に就いて述べることにする。

唐朝に對する使節發遣の最も盛大に行はれたのは、文武天皇時代から孝謙天皇時代まで、あつた。奈良時代の末の光仁天皇時代から平安代に入つては、彼の國は所謂安史の亂のあつた後で、やうやく衰亂期に入り、國勢また舊時の如くならず、文運も次第に傾くやうになつたので、我が遣唐使も、外形上は前代と異なる所はないけれど、その意氣込が減退して來たやうに思はれる。

奈良時代の末に、寶龜八年（一四三七）六月、遣唐大使佐伯今毛人等が出發し、翌九年秋冬の間に歸朝したが、十年五月、布勢清直等の一行が發遣せられた。これは、前年我が使節の歸朝した際共に來朝した唐使孫興進等を送還せられん爲に特に遣はされたもので、普通の例とちがひ、送唐客使といひ、その歸朝は桓武天皇の天應元年（一四四一）六月であつた。それから二十年の後、延暦二十年八月、遣唐使の任命があり、大使には藤原葛野麻呂、副使には石川道益、判官には菅原清公以下四人が任せられた。二十二年に難波を出發したが、間もなく暴風に遭ひ、使船の破損したのがあつたので、更に修繕を加へ、二十三年七月、筑紫を出發した。最澄・空海・橘逸勢等が入唐したのは、この時である。使節は、十一月、長安京に至りて唐主德宗に謁し、翌二十四年六月歸朝し、最澄もこれに伴つた。その翌、平城天皇の大同元年（一四六六）空海・橘逸勢等が歸朝したのは、その遣唐使判官高階遠成と一緒であつたから、多分第四船に同乗したものである。葛野麻呂歸

朝して、唐朝は、内は節唐使の驕横に苦み、外は吐蕃の侵入を恐れ、國內極めて不安なる由を奏聞した。

その後、平城・嵯峨・淳和三帝の御代二十八年間には、使聘の事がなかつた。仁明天皇の御代になつて、漢學に御熱心の爲、また華麗を好ませられる爲にや、御即位の初から遣唐使の擧を御志しなされたと見え、承和元年（一四九四）正月、藤原常嗣を大使に、小野篁を副使に定め、判官以下を任じ、また例によつて使船建造の事があつた。三年七月、使節の一行は筑紫を出發したが、暴風に遭ひ、第三船が破壊したから、翌四年七月、三船を以て再び出發したが、また暴風に遭ひ、五年（一四九八）七月、三回目始めて渡航の事を果した。（副使小野篁は不平の事あり、病と稱して終に行かなかつた）。常嗣は唐主德宗に謁見し、六年八月歸朝し、先に同行した請益僧圓行・常曉・戒明・義澄等も、遣唐使に従つて歸つた。この時の遣唐使一行の數は、六百五十一人に上り、元正天皇の時の五百五十餘人、聖武天皇の時の五百九十餘人に比しても、更に多かつた。但し、第三船（乗組員百四十人ばかり）は難破したから、實際渡唐し得た人數は幾分か減少したこと、思はれる。

遣唐使の廢絶 仁明天皇時代の遣使は五十餘年の間、遣唐使の擧は絶えて居たが、宇多天皇の寛平六年（一五五四）に及び、八月、參議菅原道眞を遣唐大使に、右少辨紀長谷雄を同副使に任命

せられた。然るに、その前年三月、在唐僧の中璵といふものが、唐國擾亂の由を報じて來て居たら、道眞は「謹みて案するに、在唐僧中が去年三月、商客王訥等に附して致せし録記には、大唐の凋弊これ載すること具はれり。更に不朝の間を告げ、終に入唐の人を停む。中璵は區々の旅僧たりといへども聖朝の爲に其の誠を致せり。臣等伏して舊記を検するに、度々の使等、或は海を渡つて命に堪へざる者あり、或は賊に遭ひて遂に身を亡せる者あり、唯未だ唐に至つて難阻・飢寒の悲あるを見ず、中璵の申報する所の如くならば、未然の事推して知るべし。臣等伏して願はくは、中璵録記の狀を以て遍く公卿・博士に下して、詳に其の可否を定められんことを。國の大事にして、獨り身の爲ならず。且欺誠を陳べて伏して處分を請ふ。」と奏した。唐は、この前後、僖宗より昭宗の代に當り、朝廷には、宦官權を専らにして、政治日に亂れ、國內には、叛賊諸處に起つて自立を謀り、唐主屢々蒙塵の禍に苦しめられるほどであつた。よつて、朝議は遂に遣使の事を停められた。爾後唐朝の衰亂は甚しかつたので、我が遣唐使の發遣は絶え、唐朝も延喜七年（一五六七）に及んで滅びた。かくて、遣唐使は、事實上、承和五年（一四九八）に派遣せられたのが最後であつて、その後は全く廢絶に歸した。

遣唐使の航路は、初は、北路（即ち渤海路と稱せられたもの）が取られたけれど、奈良時代に入る前後からは、南路が取られ、東支那海を横斷することゝなつた。この以後の遣唐使は、固より程度は一樣ではないけれど、殆ど毎回風波の難を蒙つたと言つてもよいほどである。それは遣唐使船は特別に建造せられたものではあるけれど、當時堅牢な大船を製造することが不完全であり、また、風候に關する知識が乏しかつた爲である。海上の危難の多い上に、使節の發遣に關する費用は、よほどの多額を要したこと故、國際上の必要事とはいへ、一方に唐朝文化の傳輸・移植といふ利益が得られぬとすれば、必ずしもこれを發遣するには及ばない。延暦の末に藤原葛野麻呂が歸朝した時に、既に唐朝内亂の有様を奏上し、爾後、唐朝の國運は次第に末路に傾き、文化もまた衰頹した。一方では、我が國は、唐朝から攝取すべきだけの文化は大抵これを探り盡して、僅にその足らざる所を補へばよいほどであつた。寛平度の遣唐使節の任命があるに及んで、大使菅原道眞が中璵の報告する所に據つて、遣使停止の議を上り、朝議もこれを採用せられたのは、誠に當を得たことであつた。

唐商船の往來と留學生 我が遣唐使は、右の通り、事實上は仁明天皇の承和五年（一四九八）のものを最後として、全く廢絶した。即ち日・支兩國の公の交際は止んでしまつた。然し、それから延喜七年（一五六七）唐朝の亡びるまで、凡そ七十年の間、商船の往來はなほ絶えず行はれた。最

も日・唐間を往來した船舶の中には、日本船や新羅船もみえなかつたけれど、寧ろ稀有の例で、その大部分は、唐の商船であつた。そして、唐商の中には、幾度も日・唐間を往復し、その名のよく知れ渡つたものもあつた。唐商張支信の如きは、承和十四年、我が學問僧惠運・仁好・惠夢等を送り來り、その後、久しく唐通事として太宰府にあつたが、貞觀四年、眞如法親王（平城天皇の皇子高岳親王）の御入唐の際、肥前國柏島に於て一舶を造り、法親王及びその從僧宗叡・賢眞・惠夢・忠全・安展・禪念・惠池・吾寂・原懿・猷繼等を送つて行つた人で特に著名である。

（木宮泰彦氏著『日支交通史』上）に「自承和六年至延喜七年、日唐往來船舶一覽表」が載つて居り、右の状態を簡明に知るに便利である、なほ、本章の記述も、日支間交通の事蹟並に考説について、同書に負ふ所が頗る多い。

右のやうな次第であつたから、この時代の入唐請益僧や學問僧は、皆唐船に搭乗して往來したもので、入唐の事は遣唐使の往復した當時よりも、却つて容易であつたらしい、此等の入唐者は先づ筑紫に下り、博多津にあつて便船を待つたもので、歸朝の際は、楚州（江蘇省淮安府）又は明州（浙江省寧波）に在つて、便船を覓めるのを普通とした。楚州新羅坊の譯語劉慎言の如きは、長安や天台山にゐた我が入唐僧と書信を通じたり、便船を探してくれたたり、色々な手數をとつてゐる。圓仁・

圓載・惠夢・仁好・性海など仁明・文徳朝に於ける入唐僧は、概ね彼の世話になつてゐるほどである。

この時代の入唐僧の在唐期間は甚だ短い。最も長かつたのは、圓仁の十箇年、惠運・圓珍の五箇年で、奈良朝やそれ以前のやうに、二十年三十年に及ぶものはない。かく留學期間が著しく短縮せられたのは、此の時代に限られた請益僧といふ名稱が示して居るやうに、短期でその目的を達し得た爲でもあらうが、一面には、日唐の交通が割合に頻繁で、便船を得るに、さほど困難でなかつたことにもよるであらう。

（圓仁は承和五年最後の遣唐使に従つて入唐し、同十四年に歸朝した。その間、揚州に於て宗叡に就いて梵語を學び、次いで五台山に詣で、長安に到り、元政・義眞に就いて密教を學び、また南天竺の寶月に就いて悉曇を學んだ。その撰に成る『入唐求法巡禮行記』といふ書に、求法の經歷を詳しく記述してある。當時の事情を知るに最も適當な参考書である。）

遣唐使留學生の文化傳輸 遣唐使の四部官たる大使・副使・判官・錄事には、最も才學あり、またなるべく、彼の國の事情に通じたものを選任せられたことは勿論であるから、彼等が在唐期間が一年内外に過ぎなかつたとしても、首府長安に於ては言ふまでもなく、その他で見聞した所だけでも、

種々の方面に於て得た所は尠くなかつたと思はれる。また、遣唐使職員の内には、醫師・陰陽師・樂師・畫師などがあつて、各々その専門に従事するものではあるが、或は請益の事を兼ねて居るものもあり、さもなくとも、學問上または技術上、觀察・傳承して、補益する所が多かつたに違ひない。即ち、遣唐使は國交修睦の役目の外に、彼の文化を我が國に傳へる仕事の幾分をなしたわけである。然し、遣唐使發遣の目的の重なる點は、寧ろ唐朝文化の研究にあつたので、發遣の都度、必ず留學生が伴はれて行き、留學幾年かの後は、遣唐使歸朝の節、その船に載せられて歸朝するのが例となつて居た。奈良時代までは、留學生の留學期間が、概してよほど長かつたが、平安朝の後は、二三の例外を除く外、二三年に止まるものが多かつたことは、前に述べた通りである。留學の長いものは勿論、短いものでも、彼の地で、唐人と同じ生活を營むのであるから、學問なり、宗教なり、技術なりを學んだ外に、唐の風俗・習慣をも傳へ、衣食住を始め、種々の方面にその影響を與へることとなつた。支那で行はれた年中行事の内、我が國に行はれるやうになつたもの、大部分は、留學生によつておひ／＼に傳へられたものと思はれる。

入唐學問僧と佛蹟巡歴 遣唐留學生の内には、學生と學問僧との別がある、學生は、遣唐使時代の初から數へても、その數割合に少なく、大抵首府の長安で學習したらしく、遊學の場處にはあまり

變化がない。平安朝になつてからの遣唐留學生中、最も著はれて居るのは、空海と同行した橘逸勢で、唐の文人も彼を稱して橘秀才といつたほどである。學問僧の方は、固より長安に赴いたものも多かつたけれど、時代によつて、その遊歴した場所を異にして居る。平安朝になつてからは、天台眞言の二新宗が傳承開立せられたので、仁明天皇の承和年度遣唐使廢絶後も、唐の商舶に搭乘して彼の地に渡つて新宗派を學習し、また諸靈跡を巡歴した學問僧は少からずあつた。(前記の「日支交通史」(上)に「自舒明天皇二年至宇多天皇寛平六年遣唐留學生一覽」表が載せられてある。)

最澄の入唐して天台宗を傳へた以後、天台學問僧・請益僧の多くは、天臺山に登り、名匠に謁して疑義を質し、且つ宗祖智者大師の靈跡を巡拜した。天台山は、浙江省台州に在り、その國清寺は天台宗の根本道場として知られた所であり、また日支交通の關門たる明州にも近いので、巡歴上にも便利であつた。この天台山と共に多く巡拜せられたのは、山西省代州にある五台山であつた。こゝは文殊菩薩示現の地として信ぜられ、清凉寺・竹林寺等幾多の諸大寺並び建ち、名僧のこゝに住して學を修め法を説くものも少からず、唐代佛教の一靈場として名高かつた。この天台山や五台山の佛蹟巡拜の事は、平安朝佛教の特色たる山岳佛教と密接なる關係があると考へられ、また、我が國に於て平安朝中葉以後行はれた聖蹟巡禮の習俗も、これに本づいてゐるのであらう。

入唐留學生の將來品と我が文化 遣唐使は、彼の地に於ける滯留中或は旅程の間に、社會・文物の狀勢を觀察し、更に歸朝に際しては、唐の文化的所産を齎らし來つたことも多かつたと思はれる。その品物の詳細はわからぬけれど、文書・彩帛・香藥・調度品などが重なるものであつた。しかし、學問・宗教・藝術に關しては、留學生等が個人として將來したものゝに貴重なものがあつた。それは、専門の上から見るべきことであるし、また留學生は學費の裕かなものでないから選擇購入の上に多大の苦心を拂つたのである。従つて、その將來品は我が文化發達の上に刺戟を與へる好資料となつた。奈良時代までの間でも、多數の經論・經史、さては曆書・樂書・書帖など、また佛像・佛具・調度品の類の輸入せられたものがあるが、今暫くこれを措く。平安朝になると、入唐八家と稱せられる最澄・空海・常曉・圓行・圓仁・惠運・圓珍・宗叡には各その請來目錄なるものがあつて、その詳細を知ることができる。前記『日支交通史』には入唐八家の請來した法門・法具等の略表を掲げ、更に此等の將來品目を通覽して著しく感ぜられる事柄として、(一)天台の法門が甚だ多く含まれてゐること。(二)密敎の典敎が甚だ多く含まれてゐること。(三)梵字や梵漢兩字の陀羅尼・眞言儀軌讚の類が甚だ多いこと。(四)胎藏・金剛兩部曼荼羅や祖師影の多いこと。(五)碑銘文などの拓本や眞跡などの多いことを指摘してある。なほ八家には限らず、その他多數の學問僧によつて將來せられ

た經・史・詩文集や雜書は、よほど多數に上つたこと、察せられる。淳和天皇の天長元年(一四八四)には、參議滋野貞主等に勅して、古今の文書を撰み、類に従つてこれを編述せしめられ、八年にして成つた。これが即ち『秘府略』(一千卷)で、漢學の傳來して以來、まだ斯かる大編纂はない。この書は、甚しく散佚し、今は僅に二卷を残すだけであるが、その部だけの編録の書目によつても、當時我が國に支那傳來の書籍が如何に豊富であつたかを察することができる。第七章中に、平安朝初期に多數の編纂并に著述の書があつたと述べたが、支那典籍がその參考・採録の資料となつたことの多大なりしを想像するに餘りある。なほ、また、佛像・佛畫・佛具等の將來品が我が工藝・美術の進歩上に影響を與へたことは、第七章中にその大概を述べて置いた。

對外關係總收 我が醍醐天皇の御世から次の朱雀天皇の御世にかけての時代は、大陸・半島共に變動が多かつた。先づ唐朝は延喜七年(一五六七)に亡びて五代の世に移り、延長四年(一五八六)には、渤海國が契丹に滅ぼされ、更に承平五年(一五九五)には、新羅が亡びて、高麗がこれに代つた。即ち僅に三十年足らずの間に、我が關係した漢・韓の三國は皆滅亡して、形勢一變し、我が國際關係は何れにも絶えて、外國の刺戟なく、國內では、政治の弊害多く、民心萎縮して振はず、外交は全く退嬰沈滯の時代に入つた。然し、文化の上では、從來唐朝から傳來したものを消化して、

次第に獨特の國風を發揮するの時期は、この前後からおひく、開けるやうになつたのである。

第二篇 藤原氏專權時代

第十一章 天慶の亂

朱雀天皇の即位 醍醐天皇は、延長八年(一五九〇)七月、御病に罹らせられ、九月二十二日に及んで、御位を皇子寛明親王に譲りたまうた。新帝が即ち朱雀天皇であらせられる。この時、御年僅に八歳。(先帝は同月廿八日終に崩御あそばされた。御歳四十六)。天皇の御母は、藤原基經の女皇后穩子であつたので、他に年長賢明の皇子が少からずあらせられたのに、特に幼少の天子を御立てになつたのは、嫡出を重んぜられるといふ御趣旨でもあらうが、一つには、また、相家を憚らせられた爲とも思はれる。

朱雀天皇の御幼時について、大鏡には「この帝生れさせたまひては、御格子もまゐらず(開かず)夜晝火をともして御帳の内にて三つまでおほし奉らせたまひき。」とあつて、それは、その頃道眞の怨魂と思はれた雷震の災を怖れられた爲といふのであるが、斯かる御養育法では、極めて強健なる御發育は望まれない。従つて御性質のほども、寛に過ぎさせたまうたやうに思はれる。

藤原忠平の攝政 醍醐天皇の時には、攝政をも關白をも置かせられなかつたが、朱雀天皇は、僅に八歳で御立ちになつたので、先帝の遺命によつて、時平の季弟左大臣忠平が攝政に任せられた。翌承平元年の七月には、宇多法皇も崩御(御歳六十五)あらせられたので、政治の權は専ら忠平の手に歸した。忠平は寛厚の長者にして、上下の囑望した人格であつたと思はれるけれど、剛邁踔厲の氣象に乏しかつた。延喜時代の世態については、前に縷述した通りに、外は太平の相が華やかであつたけれど、内は廢類の弊に充たされて居たので、時勢は實に一大振作を執行すべき手腕ある政治家を要求した。然るに、忠平は全く斯かる器局を缺き、朝臣は柔弱にして、しかも權勢争ひに腐心し、天下の安危に注意するものは殆どこれなき有様であつた。地方武士の大叛亂は、遂に始めてこの御代に起つた。

皇族賜姓と源平兩氏 地方に於ける豪族・武士の發生の事情、及びその中でも、源・平などの皇裔が地方に下つて所謂住人階級となるものは、最も厚く地方人民の尊敬を受けたことも、既に述べた所である。初め桓武天皇の時、皇子の中で、その母の身分の卑かつた二人を皇親の列から下して、臣下の列に加へられた。これが即ち長岡岡成と良岑安世であつた。安世は官は大納言・右近衛大將、位は正三位まで進んだ。また、皇孫數人にも平氏を賜はつた。この以後、代々天皇の御子孫が多數

であらせられる時には、これを臣列に加へて、氏を賜はる例となつた。これは帝室の御經濟の餘り嵩まぬ爲の御用意から出たこと、思はれる。そして、氏を賜はつて臣列に下られた方は、初め六位に叙せられ、各々その才能によつて官途に仕進するやうにさせられたのである。

桓武天皇の十六皇子の中に葛原親王といふのがあつたが、自ら請うて、その二子高棟・善棟に各姓を平朝臣と賜はつた。第三子が高見王といひ、その子高望王は、寛平元年姓を平朝臣と賜ひ、上總介とせられた。これが即ち桓武平氏の起りで、その他にも平氏の門流がなほ三つあつたけれど、桓武平氏は最も著はれて居る。

嵯峨天皇の時には、第六皇子以下に源姓を賜はつた。これが源氏の始めである。その中、前編に見えた源信・源融は、左大臣まで昇進した。清和天皇に及んで、また先例に倣ひ、儲位の方を除く外は、諸皇子に皆源姓を賜はつた。皇子に源姓を賜はることが、これから常例になつた。天皇の第六皇子を貞純親王と申し、その長子經基に源姓を賜はつた。經基は、承平中、武藏介に任じ、子孫代々源氏の宗家となつた。源氏の門流は、凡そ十四もあつたが、經基の後たる清和源氏が最も著はれた。

東國と豪族 さて、地方豪族の發生は、全国各地に見られたことであるけれど、東國では、武力

に於て殊に長じた豪族が最も多く起つた。それは、東國は、概して、人口稀疎にして土地廣く、豪族の勢力の基礎たりまた根據たるべき莊園の占有には頗る便利が多く、また西國に比べると、交通が不便で、中央政府の威令がよく行はれなかつたので、豪族がその野心を満たすべき範圍が甚だ自由であつたのと、その人民は、性質慍悍にして、武勇を好み、所謂東國男子とて昔から剛強を以て稱せられて居たなどの諸事情から、自ら然るべきである。平家物語に「阪東にては、大名と申す定ものは、五百騎に劣りて持つは候はず。」とあるのは、即ち豪族が地を領すること廣く、また兵を蓄ふることの多いことを言つたのである。豪族として著はれたもの、起りは、前にも述べた通りに種々あるけれど、源・平の二氏が最も多く、次には北家の支流の藤原氏などである。豪族は互に競争して、私闘が絶えず行はれて居たが、相合して大勢力となり易い東國から、先づ中央政府を脅威すべき叛亂の起つたのは、自然の勢といふべきである。平將門の亂が即ちそれである。

平將門一族と相戦ふ 平將門は、桓武天皇の皇子葛原親王の後裔で、その祖父高望王は上總介となり、父の良持（一には良將ともある）は鎮守府將軍に仕せられた。將門は、下總の豊田・相馬兩郡にその本據を有し、勇悍にして騎射に長じ、相當に聞こえた住人であつた。當時、豪族の子弟などの習ひとして、中央の官職に有附いて立身を圖る爲、將門も、東都に出で、攝政藤原忠平に仕へ、

その薦めに依つて檢非違使とならんことを求めた。然るに、忠平はこれを省みなかつたので、大に憤つて下總に還り、豊田郡に居た。

この頃、その附近に前常陸掾源護といふ豪族があつて、將門も、また、將門の叔父良兼も、共にその女に婚を求めた。然るに、護はその女を良兼に與へ、なほ一女をも良兼の弟良正に嫁せしめた。將門が甚だしく不平であつたことは言ふまでもなく、更に父良持の歿後には、良兼とその遺田を争ひ、益々仲が悪かつた。こゝに、また、常陸の人に平真樹といふのがあつて、かねて、護及び將門の伯父常陸大掾平國香に怨みがあつたので、將門をそゝのかして、承平五年、共に兵を擧げて、護及び國香と戦つたが、護の三子は戦歿し、國香も敗死した。

かくて、護及びその女婿良正・良兼と國香の子貞盛は、將門を仆して仇を復せん爲に、數千の軍勢を率ゐて下總國に打向つたけれど、將門の爲に散々に打破られた。そこで、護等は、事の由を朝廷に告訴したので、將門を召し進ぜよとの官符が下つた。將門は前に京都に居て、よく事情を知つて居るので、直に上京して、檢非違使廳に至り辯疏する所があつた爲、間もなく免されて本國に歸つた。良兼等は、不平に堪へず、再び兵を催して、この度は、將門を攻め敗り、その妻子を捕へ去つたので、將門もその由を朝廷に訴へた。よつて、官符を諸國に下して、良兼を追捕せしめんとせ

られたけれど、諸國司は、良兼等に憚かつて、これを行はなかつた。その内に、將門はまた良兼等を攻め破つた爲、良兼等更に朝廷に訴へたと見えて、又々官符が武藏・安房・上總・下總・常陸の國々に下され、良兼・護・貞盛等を助けて將門を追捕せしめんとせられた。然るに、諸國司は、將門にも恐れを抱いて、之れも執行しなかつた。貞盛は、己むなく、遁れて京に上り、愁狀を太政官に上つて、將門の事を訴へ、「將門の濫惡を糺すべし」との官符を得て、東國に歸つたけれど、やはりその目的を達することができなかつた。

以上の争亂は、主として承平五年（一五九五）から天慶元年（一五九八）まで四年に亘る事柄で、要するに、一族間の私闘に屬し、叛亂と稱すべきものではない。但し、これによつて、當時地方豪族の争鬭の狀態、朝廷が地方の事情に疎かつた事、中央政府の威令の地方に行はれなかつた事、政府の處分・命令の忽ち變更せられて定見なき様などを能く知ることが出来る。かゝる次第で、將門も益々朝議の與し易いことを知り、終には恩威を以て阪東諸國を従へんと圖るに至つたのであらう。

將門と源經基 さて、又、この頃、武藏權守興世王、同國介源經基が足立郡司武藏武芝と不和を生じ、互に合戰の備へをなすとの聞えがあつたので、將門はこれに乗じて恩を施して己れの名を成さんと考へ、天慶元年、兵を率ゐて武藏國に赴き、これを和解させた。然るに、武芝の兵士どもは、

その事を知らないで、經基の營所を襲つた爲、經基は、將門が興世王・武芝を誘つて己れを殺さうとしたのだと思ひ誤り、京に遁れ上つて、將門等謀叛せりとの由を奏した。朝廷始めて大に驚き、警戒を嚴にし、また特使を下總に遣はし、實否を調べさせた。よつて、將門は、直に常陸・下總・下野・武藏・上野五國司の解文を得て、謀叛無實の旨を證明して、事なく済んだのみならず、朝廷では、却つて、諸國の善狀によつて將門に功課あるべき由を議せられたとのことである。將門の心はますます驕るやうになつた。

將門謀叛の經過 當時、また常陸國の住人に藤原玄明といふものがあつたが、常に官物を缺負し、兼ねて劫略を事として居た。國司藤原維幾が屢々その辨濟を促したけれども、命に従はないので、これを追捕せんとした。然るに、玄明は急に妻子を携へ、行方・河内兩郡の不動倉の穀糶を盗み出して、下總に赴き、將門の援助を請うた。よつて、維幾は更に下總國並に將門に移牒して捕送せしめようとしたが、將門は、いろ／＼に言ひ退けて、容易に従はず、却つて玄明の追捕を免されんことを請うたが、國司は固よりこれを聽さなかつた。將門怒つて、天慶二年十一月、千餘人の兵を率ゐて常陸國に攻寄せ、國司の兵三千餘人と戦つてこれを敗り、印釜（國の印と鍵となり）を奪ひ、國府を焼き、國司等を擒にして歸つた。

將門は、これまで、親族の間で互に相争つて戦を交へたけれど、兼併掠奪の跡は全くこれなく、また阪東諸國にその名が聞えるやうになつても、一人の國司をも害したことはない。彼れは、任侠にして、人の難を救ひ争を止めることを好んだので、これに心服するものも多く、または、その勇威を恐れて、命に背くものは少なかつた。當時、將門は既に諸國の前司豪族等と結托して居たので、割合に勢力の弱い國司を服することは容易であつたが、維幾のみは、將門が玄明を救はん爲に頼み入れたことを許さなかつたので、終には前記のやうな舉に出たのである。しかも、かく一國を劫略するに至つては、謀叛の名を免れることはできない。此頃、前の武藏權守興世王は、新司と仲悪しく、下總に來て身を將門に寄せて居たが、將門に「案内を検するに、一國を討すといへども、公責輕からず、同じくは阪東を虜掠して、暫く氣色を聞かん」と言つて、阪東諸國を略取せんことを勧めた。將門乃ちその議に應じて、十二月、數千の兵を率ゐて下野國に入り、印鑑を奪ひ、國司を追ひ、更に上野國に入つて國府を陥れた。

將門叛亂の本意 將門は、書を攝政忠平に遣つて、事情己むを得ざる由を述べ、武藏・相模等の國々に至りて印鑑を領し、一族・與黨のものを以て阪東の諸國司に任じた。なほ、王城を建て、左右大臣・納言・參議以下文武百官を任じた事も傳へられて居るけれど、勢を張り人心を得ん爲に聲

言したに過ぎないと思はれる。將門の謀主たりし興世王でさへ、上總介に任せられたに過ぎないのであるから、左右大臣以下高官を任ずるにも殆どその人がなかつたことと思はれる。將門征伐の爲に東海・東山諸國に下された官符中にも、「平將門、積惡彌長、宿暴暗成、猥招烏合之群、只宗狼戾之事、窘國宰而奪印鑑、領縣邑而事抄掠、……將門不顧微分、還忘朝憲、遂恣逆亂之意、更挾窺窬之謀」とあつて、叛逆を企て、皇位を窺窬したものとせられてあるが、將門が忠平に遣つた書中には、「將門雖非本意、討滅一國、罪科不輕、……因之候朝議之間、且虜掠阪東諸國了、伏案昭穆、將門已柏原帝王五代之孫也、終永領半國、豈謂非運、云々」と言つて居る。こゝに半國といふのは阪東諸國を指したので、將門の本意は、阪東諸國占領の實をも名をも得んとしたに過ぎぬ。皇位を覬覦したといふほどのことではない。

將門と純友 なほ將門の叛亂に就いて、初め將門が京都に居つた時、藤原純友と共に比叡山に上り、皇城を俯瞰して、こゝに野心を起し、純友に向つて「他日志を得ば我は王孫なれば、當に天子となるべし。卿は藤原氏なり、能く我が關白たらんか。」と言つたといふ事が傳へられて居るけれど、これも固より事實とは思はれない。東國で將門が叛亂を起した際に、純友が西國を騒がしたので、當時の人々が、これは豫め謀を通じたものであらうと想像した所から起つたもので、兩人の叛

亂の間には何等直接の關係はない。然し、太平に慣れた當時上下の人心には非常なる衝動を與へた。**純友の叛** 藤原純友は、良房の兄權中納言長良の曾孫で、父の良範は筑前守・太宰少貳であつた。その性狼戾不逞なるが上に、一族は立身したものが多かつたのに、自己は沈淪して居たから、甚だしく不平であつた。是より先、承平の初年から瀬戸内海に海賊の横行が劇しいので、同三年には、その退治の證議が朝臣の口の上つたけれど、諸社に奉幣して賊徒の平定を祈るほどの事に過ぎない（第九章中「盜賊の横行」の項参照）。しかも、それから三年の後の同六年六月に及んで、政府は、**紀淑人**を伊豫守として海賊追捕の事に當らしめた。淑人は有名なる中納言長谷雄の次子である。嘗て地方官として善く仁政を施したので、人民が悦服した。此度任に就くに及んで、賊徒これを聞き、その魁首たる小野氏彦・紀秋茂・津時成等六十餘人のものども、海船千餘艘と賊衆二千五百餘人を率ゐて出で降つた。淑人は彼等に田畑・衣食を給してこれを綏撫した。純友は、實に、此時、淑人の下僚たる掾として、同じく伊豫の地に下つたのである。

南海海賊の難は、淑人の威信によつて、一時斯く平定せられたが、純友は豫て異謀を蓄へたりと見えて、任が満ちても還らず、日振島に據つて、多く賊衆を率ゐてその魁首となり、常に南海・山陽を往來し、奪掠を事として居た。天慶二年（一五九九）の冬、將門が東國に起るに及んで、これに乗じて叛旗を擧げ、密に兵士を京都に遣はし、毎夜火を市街に放ち、都下の人心を驚擾させた。時に備前介藤原高は、純友が南海・山陽の諸國を劫略する狀を奏せん爲、同十二月妻子を具して陸路東上した所が、純友はこれを知り、攝津國菟原郡須岐驛に追及して、子高を殺し、その妻を奪ひ、また、播磨介島田惟幹も害に遭つた。

東西一時に騷亂が起つたので、政府の驚愕と狼狽とは一通りでない。ともかく、一方だけでも緩和せしめんとする爲か、純友に教諭の官符を賜ひ、且從五位下に叙した。伊豫は上國で、その掾は從七位以上、守は從五位下であるから、介を経ず、一躍して守に昇任せられたやうなものである。けれども、純友はかゝる名譽とて一顧もしない。海軍を有たない政府の力は恐れるに足らぬものと見くびつて居た。

純友の暴動は日に甚だしかつたので、讃岐守藤原國風はこれを攻めたが却つて敗られ、死者數百人に及んだ。國風は警固使坂上敏基と共に阿波に奔り、純友は進んで讃岐の國府を焚いた。國風更に淡路に奔り、勇悍の士を聚めて讃岐に還り、官軍の到來するのを待つて居た。純友は伊豫讃岐を略し、また山陽の地を犯し、追捕使左衛門尉在原相安も勢敵せずして敗走した。純友は遂に進んで周防の鑄錢司を焚くに至つた。瀬戸内海沿岸の地は、全く彼の劫掠に任せられた状態であつた。